

勝頼の雄志は空望

當時の家康及び信長

海上防戦候處、藝州之兵船無レ故押寄。敵船悉撃碎、兇徒數千餘討果之由、吉事簡要之儀共に候。此鋒先片時早速、公方様令ニ供奉、輝元京表有ニ出勢、御入洛之馳走願望候。雖ニ勝頼小身候、至ニ尾濃國中、御手合毛頭不可レ有用捨候。先三月中、向ニ遠州一動ニ干戈候。委細近日以使者可レ令言上候條、不能ニ重説候。恐々謹言。

との書簡を與へて居る。彼は當時毛利と策應し、織田を挾撃し、自ら尾張、美濃を蹂躙す可き雄志を、懷いて居た。然も此れが雲を攫むも同様の、空望に終つたのは、云ふ迄もな。

當時上杉謙信は、尙ほ家康と提携し、未だ公然信長と絶つに至らず。天正四年二月には、徳川家の老臣、酒井忠次に書を與へて、武田勝頼が、信濃衆、上野衆を率ゐて遠州二股に後詰する由なれば、予は沼田に出馬して、其後を衝かんとす。今月十六日には、西上野に放火して、武田勢を驚かすつもりなれば、徳川氏も、濱松より出陣して、其機を失はざるに於ては、勝利疑ひなかる可しと

近き謙信より毛利と本願寺

勝頼信長の新交に應ぜず

謙信の勝頼の向背

申して居た。されば義昭の理想たる、甲、越、相の三國同盟は、遂に行はるゝを得ざりしと思はる。甲陽軍鑑には、高坂彈正が、頻りに勝頼に向て、謙信に結ばんとを勧めたれど、勝頼之を容れなかつたとある。何れにしても勝頼は、近き謙信よりも、寧ろ遠き毛利や、本願寺を恃とした様に思はる。

勝頼が何故に思ひ切りに、謙信と提携せざりし乎は、疑問である。又た信長は、天正五年十一月七日附を以て、京都の山伏六角勝仙院を使として、一書を勝頼に送り、舊怨を忘れ、新交を締む。信長、謙信交闘の機に乗じて、勝頼に加賀、能登、越中亂入を慫慂したが、勝頼は、此に應せなかつたとある。「武田三代記」要するに信長と謙信と、愈よ正面对峙の場合には、勝頼の一離一合は、兩者の勢力均衡に、多大の影響を與ふ可く。高坂が甲越同盟説にせよ、信長の織武提携にせよ、其事の有無は姑く置き、確かに問題とす可き價値があつた。然も春日山頭、將星一たび墜つれば、勝頼の向背は、天下の大局には、殆んど何等の關係もなきこととなつた。

北條氏政の幕下に

- 一 高坂彈正、勝頼公へ御異見申五ヶ條は、
- 一 駿河遠州、氏政へさし上られ、北條氏政の幕下に、ならせられ、勝頼公は、甲州、信州、上野、三ヶ國にて、氏政の御先をなさるべきと被仰、御尤に候事、
- 一 右乃上、氏康御娘子御座候由承及候間、是をむかへ取、勝頼公、氏政公の御妹習に御成、御尤に候事、

高坂彈正の意見五ヶ條

勝頼公御合點なく

- 一 木曾を上野小幡へ御越、小幡上總を、信州木曾へ御こし、御尤に候事、
- 一 唯今まで、足輕大將衆を、みな人數持に被成、馬場、内藤、山縣三人の子供を初、皆同心取あげ、奥近習にあそばし、小身にて召つかはるべく候、明かに、我等果候ば、源五郎をも、小身になされ、我等同心被官誰になりとも、御預け御尤之事、
- 一 典厩穴山殿に、腹を御きらせ有べく候、穴山殿を、典厩に仰付られ、典厩をば、我等に仰付られ、尤と申候へとも、勝頼公御合點なく候て、五ヶ條の内、小田原北條氏政の、御妹習に御成候事斗に、御點を懸られ候、眞田源太左衛門跡に、弟喜兵衛をばすゑ給ふばかりなり、如件〔甲陽軍鑑〕

謙信の死は否信の長打撃の一

【二九】 謙信歿後の御家騒動

上杉謙信の死は、否信長黨に取りて、一大打撃であつた。特に武田勝頼に取りては、此れが爲めに、思ひ掛けなき變化を、其の國際關係に來たした。そは景勝と、景虎との相續争ひより、發生した事であれば、今少しく此事を叙する必要がある。

謙信と精進齋の一生

謙信は其兄を排して—或者は殺してと云ふ—春日山城の主となつたことを作ら、一旦遺世を志したが。四圍の事情に餘儀なくせられ、已むを得ず、心は桑門に歸して、身は俗界に立つた。是れが彼の色と、肉とを斷ち、精進齋で、一生を貫きたる所以だと、説明する者がある。

其の理由は何れにあるにせよ、彼は娶らなかつたから、彼に子がある筈がない。

二人の養子

第一は喜平次景勝

従つて其の相續者は、養子である。然るに彼には、偶然にも、二人の養子があつた。此れが則ち御家騒動の起る可き、動機となつた。

第一は喜平次景勝である。彼は謙信姉夫長尾政景の子だ。即ち謙信の外姪だ。政景は長尾家の支族で、有力の士であつた。曾て謙信の兄晴景を擁して、謙信に抗したが、やがて降りて、其姉の夫となつた。後政景は永祿七年七月五日、野尻池（越後南魚沼郡）に舟遊の際、溺死した。或は云ふ謙信が、旨を巨次團右衛門に授け、舟遊に託して、殺した。此れは政景が、謙信を殺さんとの隠謀、露現した爲めだとの説もある。「夏目定房著管窺武鑑」

當時景勝は十歳であつた。彼は父の不幸を悼み、神佛に祈願して、謙信の恩に酬いんと心掛けた。十三歳より謙信に近く仕へ、十四歳にして、謙信に罪を得たる、深澤、九鬼と云ふ大剛の士を、同じ枕に斬殺した。謙信は之を嘉し、父政景の領地を彼に返し與へた。十五歳で、加賀、能登の軍に高名した。されば謙信も、天正三年正月十一日には、自から景勝の爲めに加冠し、上杉彈正少

景勝の人物

第二は康景の七男

弼の名を譲り、彼を春日山城の第三郭に置き、中城様と喚ばしめた。

然るに他に又一人の養子があつた、北條氏康の七男景虎だ。彼は氏秀と稱し、民間の俚謡に唱へらるゝ程の、好男子であつた。當初は今川氏眞の取持にて、武田信玄の養子となつたが、永祿十年、武田氏が、今川氏、北條氏と絶つや、小田原に復歸した。北條、上杉の同盟成るや、元龜元年三月、養子の約成り、同年四月、上野沼田城にて、謙信と相見え、謙信の幼名景虎を稱せしめ、相伴うて春日山城に歸り、第二郭に在らしめた。

謙信の意中人の處分

御家騒動の發生

謙信の意中は、其の領土を二分し、越後、及び越中の半を景勝に與へ、能登、佐渡を景虎に與ふる積であつたらしい。而して景勝の妹を、景虎に娶せたと見れば、兩人提携して、謙信の遺圖を繼紹せんとを、期待したのであらう。

然も人事は、意外より意外に赴くものなや。謙信の急死は、彼の周圍は勿論、謙信彼自身に取りても、意外であつた。而して此の意外は、直ちに御家騒動を生じた。此れは謙信周圍の者には、必ずしも意外でなかつたかも知れぬ。

景虎敗走

彼等兩人は、謙信死後未だ百日を経ざるに、干戈を起した。景虎は打負て春日山城を去り、上杉憲政の館なる喜多川に落行いた。上杉氏の將士も、其の血脈より云へば、景勝を主とす可く、其の相續法より云へば、景虎を主とす可く、各々見る所によりて分裂した。

双方の勝
敗容易に
決せず

北莊景廣は、景勝に向て、景虎と協和し、戮力信長に當る可きを勸説したが、景勝が聞き入れざりしが爲めに、怒つて景虎に與みし、此が爲めに景虎の軍も、亦た振うた。景勝の母は、上田より春日山城に來りて、謙信以來の由縁を語りて、將士を激勵した。双方の勝負は、容易に決せなかつた。

勝頼景虎
を助く

此に於て景虎は、援を其兄氏政に請ひ、氏政は又た、之を其の妹夫の勝頼に請うた。而して北條、武田新盟成るの際なれば、勝頼は之に應じて、軍を飯山に出し、景勝と戦うて之を敗つた。景勝の旗色も、此が爲めに、頗る怪しくなつて來た。

景勝景虎家督争ひの事

景勝景虎
本城に詰
切る

天正六年寅三月十三日、謙信公御他界、景勝公は廿四歳なり。謙信公御病中、貴賤上下共に残らず、春日山に相詰むる、就中、喜平次殿、三郎殿、家老の面々は、御本丸に相詰むる。御逝去ありても、三郎殿も喜平次殿も屋形々々へ歸らず、其儘、本城に居給ふ。是相互に權を争ふ故なり。三郎殿は御養子なれば、疑なき家督にて、直に御本丸に居て、御跡を踏み給ふべしとの義なり。景勝公は、某は御隠居の御跡目ありて、御持國の内、半分支配し、三郎景虎と兩旗にて御跡を黒め候へとの儀なり。然るに常々三郎が條法を見るに、某を押掠め、一人の様に威高く仕り、某方へ潤色なき事奇怪なり。某は本家の嫡流なり。他家の北條に、御跡を踏すべきにあらざれども、御養子分になさるる上は、御説を守り、兩旗にと和談あらば、其通なり。某を蔑如にするを、構はずして差置かば、頼て某を押し、長尾家を絶し、己は舊の北條になる事定ならん。然れば、謙信公の御意を守る一偏にて、本家を絶すは不孝の罪、某にありと内々御工夫あり。然る故、猶以て、家老中其下の士大將共に、昵親仁心深く候故、何れも親附き奉る。三郎殿は、此遠慮なく、將に威なければ、三軍、法令を重んぜずといふ古語を聞損ひ、我に指すものはあらじと思召し候故、上杉家の諸士、心を放れ候によつて、喜平次殿の善心、一入勝れて見え候、霜枯の梢の中には、松一入の色を見はずが如し。然れば三郎殿、本丸に居給ふ。喜平次殿、屋形へ歸られれば、跡より人数を差添へ討取つて、氣遣もなく御持國、残らず支配せんととの密談ある由、漏聞え候故、喜平次殿御用心之ありて、御本丸を出で給はず候所に、三郎殿より、使者を以て仰越さる、は、貴方は御隠居の御跡目の御定に候へ

景勝に同
情する者
多し

景虎の油
断に景勝
附け入る

北條氏暗
に景虎を
援く

げ、我等、只今罷在り候二の丸へ、御移然るべく候。某は御本丸に居候て、諸事を司り申すべき筈に候と、無骨の口上なり。景勝公の御返事に、謙信公御道言に、三郎も景勝も、當年中は萬事を繕はず、河田、木城、直江、甘糟、吉江、柴田、此六人相談を以て、御持の國郡、前々の如く仕置致させ、綱々靜謐を見定め、三郎、喜平次兩旗に分けて、相互に助けつ助けられ、手廣く弓矢を取り候はゞ、根を堅くし枝の蔓る道なりと、仰置かれ候。誰か此旨を違背仕り候はんや。然れば、某も百箇日は御本丸に相詰り罷在り、手自ら靈前の塵を拂ひ、廟邊の草を採り、香花を供し、茶湯を寛じ申したく候。息哭忌過候て後、二の丸へ移り申すべく候。何事も三郎殿の御意に、漏れ申すまじく候と、穩便の御返事なり。三郎殿、此由を聞き、何とても景勝は、我が下知には背くまじ。自然如何とありとも、景勝を押し倒すに、手間入る事にてなしと見積り給ひて、慎なく五七日の忌日過ぎて、自用の爲めに夜に入り、忍びて二の丸の居館へ下り給ふ。四月二十日と承り候。景勝公、兼れて透波を附置き、斯様の期を待ち給ふ故、之を聞き給ひて、天の與ふる所と喜び、尤も御家來と仰合されたる事なれば、本丸より目下に、二の曲輪へ弓鐵炮を射懸け仕る。三郎殿方は、思設けざる事なれば、周章てさわぎ、二の丸に隠所もなき様子なれば、二の丸より蟹澤へ懸り、憲政公の御館春日山と府中の間喜多川へ逃入り給ふを、喜平次殿衆、春日山より一里半の道、廿五町追撃して歸る。三郎殿を討留めずして、無念なりと申し、なり。

此後、景勝公數度御館へ取寄られ候へども、三郎殿方にも、木所(或は江)、遠山、伊藤、愛甲を初め、歴々の關東衆、或は憲政衆を合せて、五千餘も楯籠り候故、早速攻め破りがたく。内々北條氏政より加勢として、江戸城主遠山甲斐守、或は太田大膳兼高、北條治部、中條、常岡、富永等を宗徒の士大

將として、二萬計り差越さるゝなり。「管窺武鑑」

【三〇】 有無交換

勝頼と北
條氏同盟
の維持

若し勝頼にして、一通りの思慮あらば、北條氏との同盟は、萬障を排しても、維持す可きである。何と云うても武田氏は、眼前に徳川、其後に織田の大敵を控へて居る。北條氏は、既に強弩の末とは申しながら、關東の一大勢力である。北條氏が武田氏の與國となりて、徳川氏を牽掣すると、徳川氏の與國となりて、武田氏を牽掣するとは、勝頼の運命には、一大禍福の分岐點である。されば如何様にしても、北條氏の手を離す可きでない。然るに彼れ勝頼は、自から好んで、我が墓を掘つた。凡そ亡國となるには、種々の魔が魅し來るものぢや。勝

勝頼景勝の請を容る

頼は則ち此の亡國魔に取り附かれたのだ。それは他でもない、景勝は百計盡きて、重賂を以て、頼勝に啗らしめられたからちや。

景勝勢力の恢復と自景虎の自殺

景勝術を失ひ、今勝頼の軍門に降らんとを請ふ。然る上は東上野を以て、勝頼に捧げ申すべし。冀くは信玄公の御息女を、景勝が室家に給はり候へかし。……勝頼則ち許諾あり、菊御料人を、遣さるべしとの返事ありければ、景勝は大に喜び、誓紙を捧げられ、東上野を進上の上に、御縁者に罷成り候印として、越後布三千端、黄金一萬兩進上あり。又長坂、跡部兩人周旋の禮として、黄金二千兩宛下されける。〔武田三代軍記〕
果して此の記事の通りであつたや否やは、保證の限りでないが、兎に角勝頼が、氏政と手を切つて、景勝と結んだのは、事實である。而してこれが唯一ならざる迄も、其の重なる原因の一となりて、景勝は其の勢力を恢復し、勝頼の援軍と與に、喜多川館を襲ひ、上杉憲政は、銃丸に中りて斃れ、景虎は自殺した。

北條徳川織田の頼の孤立

此れが天正七年四月であつた。〔野史〕或は三月、景虎等は喜多川館を去り、鮫ヶ尾城に落行て切腹し、憲政は自害したとも云ふ。〔藩翰譜〕而して氏政は、援兵を碓氷嶺迄出したが、景虎の死を聞いて、師を班した。

景勝は紙上の味方

斯くなれば北條氏政が、武田勝頼を怨むのも、當然ぢや。彼は勝頼が其の妹菊姫を、天正七年七月、景勝に嫁せしめたるを見て、朝比奈泰成を使として、徳川氏と和睦し、且つ其の仲介によりて、織田氏の與國たらんを求め、九月四日、誓詞を交換した。此に於て勝頼の豹變は、偶然にも、茲に北條、徳川、織田の新同盟を、構成するに至つた。此の新同盟が、果して幾許の具體的利益を、家康、及び信長に與へ、又幾許の損害を、勝頼に與へたかは、容易に明言するとは能はぬが。兎も角も此が爲に、勝頼は全く孤立となつたのである。或は氏政を失うて、景勝を得れば、何等出入なしとの説もあるが。景勝は新世帯で、自個の經營に汲々として、一毫も他に援助を與ふ可き餘裕なく。云はゞ景勝の味方は、紙上の味方にて、勝頼に取りては、何等の實効なき味方である。

事實は有
換を無と交

否な景勝も、只だ當座逃れに、勝頼に結んだ迄の事で、固より死生相従ふもの
にあらす。之に反し北條氏が、織徳聯盟の與國となりたるからには、家康は大
手を揮うて、勝頼に當るを得可く。而して勝頼は恒に北條、徳川より挾撃せら
る可き危険を、冒さねばならぬ始末となつて來た。

乃ち勝頼に取りては、民政を景勝に乗り換へたのは、牛を馬に乗り換へたので
なく、事實は全く有を、無と交換したのである。

勝頼是（北條、徳川、織田三家同盟）を聞、織田、徳川、北條の三家一味し
て、勝頼一人を推し倒さんと内通すれば、終には勝頼滅亡すべし。警滅亡

するまでも、信長如きの旗下にならん事は、御旗、無楯も照覽あれ、中々

仕まじと少しも屈せし色もなく、冷笑してゐたりしは、流石猛勇の大將な
りと、聞人悉く感じけり。「改正參河後風土記」

勝頼窮地
に陥る

如何にも勝頼其人の面目を、躍如たらしめたる文句ぢや。勝頼としては、此し
きの瘡我慢はある可き筈ぢや。併し彼は何故に自から好んで、此の瘡我慢をせ

ねばならぬ窮地に、陥りたる乎。是れ天命耶、是れ人事耶。

第六章 家康の内憂

【三一】 家康と築山殿

家康一家の不幸の出来

信長勢力の躍進と家康の附庸

家康心な

勝頼の不幸は、家康の幸福である。勝頼が孤立となるは、家康に取りては、願うてもなき仕合ぢや。然るに好事魔多しで、今茲に家康一家の不幸が出来した。偶然と云へば、偶然だが、偶然でないといふと云へば、偶然でない。そは彼の夫人關口氏と、其の長子信康とに關した葛藤である。

織徳同盟の締結—永祿四年—以來、信長の勢力は、日一日に進歩した。特に天正元年以來は、寧ろ躍進、激進、超越進とも云ふ可き速力を以て、發展した。此に於て家康は、自から命を信長に仰ぐ可き、位地となつた。敢て屬従たらざる迄も、其の附庸となる可く、餘儀なくせられた。

されば天正三年には、家康生母の兄なる三州刈屋の城主、水野信元が、濃州岩

ならずも信元を斬る

家康の好運と獨特の地歩

家康の長壽と賢子

村城に楯籠れる秋山晴近に、糧米を賣つたとして、佐久間信盛が、信長に讒訴した爲めに、信長は家康に向て、信元を討取る可く命じた。此に於て家康は心ならずも、平岩親吉をして、信元を斬らしめた。而して數年を隔て、次ぎに來たのが、其の長子の切腹であつた。

信長、秀吉、家康の三人を並觀するに、最も好運なるは、家康であつた。徳川氏の天下は、固より家康の努力に基く、併し其の一半は、彼の好運である。その好運は、家康の長壽と、賢子とである。若し家康にして、信長と同一の壽命たらしめば、彼は天正十八年、小田原陣中にて、死す可きであつた。但だ彼が秀吉の後迄も、前田利家の後迄も、然も秀吉世を去りて、尙ほ足掛け十九年も長生したのは、彼をして自ら獨特の地歩を、占めしめたる所以であつた。

此れと同時に、彼は子福者であつた。子福者とは、單に其の子女の多きを意味するのでない。其の子供が、何れも善き相續者であつたと云ふとぢや。若し家

康の死する際にも、秀吉の如く、唯だ僅かに一の秀頼程の孺子のみであつたらば、天下の人心は必らず動搖したであらう。然も彼は一人ならず、兩人ならず、幾許の立派なる子を持つて居た。此れが徳川氏をして永續す可き、特殊の好便宜を得せしめた。乃ち長壽と、賢子多きとは、家康の個人的努力以外に、徳川氏が天下を得たる、大切なる理由として、計上せねばならぬ要素だ。

家康と家庭の不幸

然も天は全幸福を、何人にも與ふるを齎すものだ。彼は此の如き好運兒でありながらも、其の家庭の幸福は、秀吉の十分一程も、贏ち得なかつた。具體的に云へば、彼と其の正室關口氏との關係は、宛も秀吉と、北政所との、正反對であつた。

家康の室築山殿

彼は弘治二年正月、十五歳の時、駿河に於て、關口親永の女を聘し、永祿二年三月、彼が十八歳の時、關口氏は、彼の長男信康を擧げた。關口氏は尚ほ奥平信昌に嫁したる、一女龜姫を産した。關口氏の母は、今川義元の妹にて、彼

政治的意味の結婚

女は家康に對しては、糟糠の妻ではなかつた。否な寧ろ秦晉相匹以上であつた。家康が岡崎に復歸した後も、尚ほ駿河に滞在して居たが、永祿六年岡崎に迎へ取り、築山と申す所に住居したりしかば、彼女を築山殿とは申したので。

元來此の結婚は、政治的意味合のものであつたれば、固より彼等伉儷の好きを、期待す可き理由はなかつた。特に築山殿は、貴さを挾んで來り嫁したるものにて、其夫たる家康が、一流寓少年より、海道一の弓矢取と迄、讃せらるゝに至りたる、位地の向上には、恐らくは十分の醒覺を持たなかつたであらう。且つ家康も婦人に對しては、性慾の伴侶以外に、多大の愛情を傾倒したりと見えす。其の貴さを挾んで、我に迫るの舊婦よりも、寧ろ手輕き新たなる相手を求めたるは、疑を容れず。

夫婦別個の生活

されば家康と、築山殿との間も、何時しか疎遠となり、家康は濱松に、築山殿は岡崎に、各々別個の生活を送つた。而して禍は此から生じた。實に婦人の一念程、恐ろしきものはない。

【三二】 築山殿の陰謀

凶悍の妬婦
關口氏

家康夫人關口氏が、凶悍の妬婦であつたとは、家康の傳記の作者等が、何れも一致する宣告である。彼は濱松より家康に向て、予は御身の正室にて、家督三郎の母である、予の父刑部も、御身故に死んだ。されば其娘たる予には、特に憐れを垂れ給ふ可きに、却てつらく當らせ給ふ上は、一念惡鬼となりて、やがて思ひ知せ參らす可し抔と、怨言やら、威嚇やらを、申し送つた。(改正參河後風土記) 此れよりして家康との間は、愈よ水臭くなつて來た。

關口氏の
家康に對
する復讐
と其子信
康

關口氏の家康に對する復讐は、其子信康を透して來た。信康は織田信長の女、德姬の婿である。此れも固より政治的結婚であつたが、彼等夫婦の間柄は、極めて圓滿であつた。築山殿は此の新夫婦の睦まじき情態を、目撃して、更らに一倍の嫉妬心を刺戟し、其の乗ず可き機會を覗うた。そは織田氏が引き續き二回迄も、女子を出産した事であつた。築山殿は信康に向つて、大將たらんもの

信康の流
色と築山
殿の疎隔

信康の
荒き動作
の一

は、男子を儲けざれば、頼母敷からず。國主の身として、一人の妻のみを守り給ふは、宜しからず。國の爲めにも、家の爲めにも、子孫の蕃殖を計るこそ、孝行の第一なれと申し勧めた。血氣漸く剛ならんとする信康が、いかで此の忠言を、驕迎せざらんや。彼は此より、多くの婦人を漁つた。而して武田の家人、日向昌時妾腹の女の、容貌秀麗なる者、岡崎の市人鞠養しつゝあるを、聞き出し、築山殿自から贖うて、之を信康に與へた。信康は之を愛して、乍ち其の正室織田氏を顧なくなつた。夫織田氏は何時となく、此を聞き知して、信康に對し、怨言を吐くに至つた。信康は、織田氏に奉仕する小侍従なる女房、之を漏したと猜知し、直ちに夫人の許に赴き、其の面前にて、汝は我等夫婦の中を妨ぐる曲者なりとて、腰刀を抜き、小侍従を殺し、口に入れたて、之を引き裂いた。信康の手荒らき動作は、此に限らなかつたが、此れも其の一例だ。當時關口氏は病んだ。彼女は甲州より來れる、滅敬なる支那人の醫師を招いた。

關口氏との私通

勝頼の快諾と其の起請文

關口氏と陰謀の支度最中

幾もなく彼と私した。而して彼女は、毒を喰はゞ皿迄とて、大膽にも、此の支那人の醫師を介して、武田勝頼に歎を通じた。曰く、信康は吾子なれば、教訓して武田家に内屬せしめむ。家康と、信長とは、滅す可き手段あり。其時には徳川の舊領を、信康に與へ給へ、予をば然る可き被官の者に、歸せしめ給へと。勝頼たるもの、焉んぞ之を快諾せざらんや、彼は直ちに答へた。幸に郡内の小山田兵衛と申す大身の侍、去年妻を喪ひたれば、其の後室に薦め申さむ。若し信長と、家康とを亡ぼし給はゞ、家康の舊領は勿論、新恩として、信長所領の内、望に任せ、一個國進す可しと。其の起請文は、築山殿の手筈の奥に藏せられた。

是れは如何にも小説らしき話ではあるが、關口氏としては、此れしきの事は、やりかね間敷く、又た勝頼も、當時唯だあせりにあせりつゝある時節なれば、如何なる相談にも、乗り來るは、決して意外でない。但だ如何に大膽なる關口氏も、斯る陰謀を、藪から棒に、信康に語る可くもなく、彼女は其心竊かに甲

信康夫人の陰謀に報ず

關口氏の嫉妬事件の火元

州に向ふ可く、支度最中であつた。

然も隠れたるより現はれたるはなく、乍ち築山殿の侍女の偵知する所となり、築山殿の侍女と、信康夫人織田氏の侍女とが、姉妹の關係よりして、乍ち織田氏の知る所となつた。彼女は豫て信康の無情を怨み、築山殿の、種々なる奸策を廻らして、其の夫婦の間を、疎隔せしめたるに就て、含む所ありければ、此の陰謀を聞くや否や、直ちに其の顛末と、并せて信康の態度の不穩にして、不審なる件々を、悉く其父信長に報じた。

此の如き大事件も、之を質せば、關口氏の嫉妬が火元である。眇たる一婦人の嫉妬が、如何に容易ならざる問題を、惹起するかは、必らずしも只だ此事にのみ限つた事ではない。概説すれば、事件の奥には、婦人あり、婦人の奥には、嫉妬ありだ。

信康夫人築山殿の陰謀を信長に報ず

築山殿信康の室に男子なきを憤る

信康夫婦自然に疎隔し姑息の問甚しき不和

抑神君の殿中築山殿は今川義元の姪女にて、彼一族關口刑部少輔親永女也、其心偏僻邪佞にして嫉妬の害甚し、茲に因て神君の旨に違ひ、伊勢越前の間に流落せらるると雖、宗子三郎信康君孝心にして神君に請て是を迎らる、信康君の室は織田信長の女にて、去る永祿十丁卯年九歳にして入奥あり、桃夭の喜菜首のちぎりを遂て二女を産玉を、築山殿男子たらざるを憤り、且吾親は既に先達て徳川家今川を背かる故に氏眞より害せらる、殊に吾は正室たり、然るに斯の如く寵遇にあづからざれば武田勝頼と合體し、彼武威を以て神君信長を滅し、信康君をして遠參の守護とせん事を常に庶幾せられ、滅慶と云醫術を業とする唐人を近付、淫行を恣にし、剩へ退を以て甲陽へ内應せらる、信康君は是を努々知り玉はずと雖、平日壯男の餘り暴戾にして、嚮に踊子の衣裝轟略なりとて是を射殺し、或時は狩場に於て浮屠に遭玉ふ所に、渠等必呪文を唱へ殺生なからん事をなす由、傍より讒する者あり、信康君是を信容し、彼僧を擱め鞍に結付、其馬を一參に勝て是を引摺殺し玉ふ、御當家の功臣酒井大久保等甚だ眉を蹙む、室家も亦信康君の行跡汚濁たる故、自然と其間睦しからざる上に、築山殿と以の外不和たりしかば、築山殿甲陽へ内應の趣を記し、信康君の罪十二箇條を擧て信長へ繕せらる。(武徳編年集成)

【三三】 酒井忠次と信康

徳姫の書翰と信康の行動

徳姫の書翰には、信長も少からず驚いた。其の中には、築山殿の信康夫婦を、仲違させる悪計が、詳かに述べてあつた。滅敬との關係、及び勝頼との往復の始末も、叙してあつた。信康の行動の、常經を逸したる事、例せば夫人の面前にて、女房小侍従を殺し、其女の口を手から引き裂きたる事、踊を好みて、踊子の装束宜しからず、又た踊さまあしきとて、弓にて射殺したる事。又は鷹野に出たる折ふし、道にて法師を見、今日の獲物の少きは、此の法師に逢うたる故なりと、彼僧が首に繩を附け、力革に結付、馬を駈けて、其の法師を挽き殺したる事をも、記してあつた。而して最後に、『勝頼が文の中にも、三郎殿未だ一味せられたるには候はず。何ともして進め、味方にすべしとの事に候へば、御油斷ましきさば、末々御敵に組し候べきやと存候故。中上候事。』(改正後風土記)とあつた。流石の信長も、信康にして、萬一勝頼に與みする如きあら

信長酒井
忠次に關
謀を問ふ

忠次徳姫
の書翰に
事書

ば、容易ならぬ大事であると掛念した。

偶々天正七年六月十六日（信長公記には七月十六日とあり）、家康は酒井忠次を使者と

して、名馬を信長に贈つた。信長は忠次を閑室に招き、徳姫よりの書簡を取り出

し、一條づつ読み聞かせ、汝此事を知りたりやと問うた。忠次は毫も驚くの色な

く、某も一々承り居る事と答へた。大久保彦左衛門の『參河物語』には、

信長左衛門督（忠次）を引ひけて、まき物をひらき給ひ、一々に是はいかゞと、

御尋候へば、左衛門督中へ存知申と申ければ、又是はと被仰ければ、其儀

も存知申と申ければ、信長十個所披らき給ひ、一々に御尋有ければ、十個所

ながら存知申と申ければ、信長二個所をば、披かせ給はで、家のおとなが

悉く存知申故は、疑ひなし。此分ならばとても物には成間敷間、腹を切せ

給へと、家康へ可被申と仰ければ、左衛門督此由おうけを申て、罷歸

とある。兎も角も忠次は、何等信長の爲めに、辯疏の勞を取らなかつたのみな

らず、寧ろ徳姫の書簡に裏書して、信長の心證を確かめたのであつた。

信康に對
する忠次
の私怨

此の葛藤
は其起因
は婦人

聊も舌に
及ばぬ忠
次

一家の老職たる者が、其家の世繼者の生死存亡の際に處して、此の如き、冷酷なる態度を持するは、其の世繼者に對して、何等の私怨あるが爲めと、猜定するより他に、解釋が能きぬ。或は曰く、信康剛厲にして、老臣を見る土芥の如く、爲めに酒井忠次、大久保忠世の徒の怨を估ひ、偶々信長の此言を奇貨として、遂に禍を醸さしめたのだと。此れも一片の眞理があるであらう。

或は曰く、信康の仕女に、於福と云ふ婦人あり。歳は三十を越したれども、姿色世に勝れたれば、忠次織田夫人に取り入りて、彼女を我家に引取り、寵愛した。信康此を聞き、織田夫人と、忠次とを憎み、爾來愈々辛く忠次に當つた。

忠次も行くは此が爲めに、罪を得ん事を恐れ、遂に信康を陥れたのだと。果して然らば、此の葛藤も、亦た其の起因は、婦人にありと云ふ可きぢや。

酒井忠次は、徳川家第一の出頭人である、譜代重職の老臣である。廣忠の妹を娶り居たれば、家康の叔母嬢である。されば彼にして、若し一身を擧げて、信康を擁護せば、縦令全く信長の疑團を釋く能はざるも、彼をして切腹せしむる

忠次と徳川家悲劇の第一幕

には、至らなかつたであらう。然も彼が悉く、信康に對する彈劾狀に、裏書したるに於ては、馴も舌に及ばぬのだ。此上は如何なる手段も、取り返へしの附く可き筈はない。信長の命に恭順する乎、若しくは信長と手を切る乎の、二者あるのみだ。其の主家康を、此の如き窮所に擠したるは、酒井忠次其人である。忠次も固より、其主に忠なる者であつた、忠次は今尙ほ其主に忠なる者である。然も人心惟危道心惟微だ。彼が信康に對する、一點不快の感は、遂に此の如き御家騒動、即ち徳川家に取りて、悲劇の第一幕を、演出するに至らしめた。

酒井忠次信康の侍女を取る事

忠次於不字を取ると家康も亦悦ばず

爰に御當家棟梁の臣酒井左衛門尉忠次は、神君の御叔母婿にして、威望ありしが、信康に於不字と云ふ侍女あり、其齡三十に及べども姿色の譽れ世に鳴る、忠次是に戀慕し室家へ媚を求むること厚し、室家より彼於不字を以て密に忠次に通達せられ、信康君の苛酷悖戾を告ぐる、然るに石川左衛門大夫康通、嚮に神君の暇を賜はりし女を洛陽より迎へ妾とす、忠次是に准じ彼於不字を賜はり吾

家に仕へしむ、神君も内々聞及ばれ悦び玉はず、殊に信康君憤り最も深し、爰に於て忠次信康君を亡ぼんとする志發せしむ。〔武徳編年集成〕

酒井忠次安土に赴き信長に謁する事

忠次寧ろ信康の死を助長せしむ

十六日(天正七年六月)酒井忠次、神君の御使として安土に赴き、贈り玉ふ所の駿馬を牽しめ、且忠次并に奥平九八郎信昌も亦良蹄を獻ず、時に信長忠次を閑處へ招て、信康君の室家より呈進せらるる二箇條の趣を尋らる、忠次十箇條に至て皆其趣き必然の由稱す、信長殘る二箇條は秘して演玉はずして曰、兼て信康不仁暴虐たるは家康も知り玉ふ由、然れども一子と云殊に武略傑出して予が爲にも婿也、何方にも押籠置に於ては害なからん歟、家康の内意奈何と問はる、忠次曰仰の如く籠置ならしめ、先非を改めらるべき時節を待べしと雖、武勇に長じ短慮にして孝心なき故、若くは敵に與し其憂蕭牆の内に起らんかと、虎尾を履の恐を懷き玉ふと共に信長は誠に其家の元老十罪皆然るよしを述て、兼て家康も被害心成べきかと疑はる程ならば、信康とても善に歸し志を改むべからず、家康より早く死を賜ふべき旨を達すべしと宣ふ、忠次承諾して退出し直に濱松に赴く、信康君も酒井が岡崎へ寄らざるに仍て其譏諷を悟り玉ふ。〔武徳編年集成〕

【三四】 信康の最後

家康直ちに結論に到着

忠次は、信康の在城岡崎に立寄らず、直ちに濱松に還り、信長の傳言を申通じた。家康は理性の尤も勝れた漢だ、彼は直ちに結論に到着した。

家康へ此由を、左衛門督が申上げれば、此由を聞召而、是非に不及次第也。

信長に恨はなし、高きも卑しきも、子の可愛き事は同前なるに、十個所迄ひらき給ひて、一々尋給ひしに、知らざる由申候はゞ、信長も個様には仰有

間敷を、一々存知申と、申たるによつて、個様に被仰成、別の子細にあら

ず。三郎をば、左衛門督が、さへによつて、腹を切らする迄。我も大敵を

かへて、信長を後に當て、有故は、信長に反きて成がたければ、是非に不

及と被仰ける。〔參河物語〕

是れ實に善く家康の心理情態を、説明したるものだ。家康の恨は、信長にあら

ずして、忠次にあつた。然も今は是非に及ばぬのだ。斯子殺す可し、斯の同盟

可し斯の同盟釋く可らず

斯子殺す可し斯の同盟釋く可らず

信康と大久保忠世の警衛

釋く可らず。信康の傅役たりし平岩親吉が、自から信康に代りて死せんと、願ひ出たるも、家康は此を以て、信長の心を翻へす能はざるを、熟知したれば。

是れ斯子を亡ひ、併せて斯臣を亡ふ所以たるを説きて、允さなかつた。而して

八月朔日、信長に向つて其命に従ふ可き旨を、確答した。

八月三日、信康を岡崎より大濱に移した。五日家康西尾城に赴き、七日岡崎に

入り、城門を警衛せしめた。九日信康を、大濱より遠州堀江城に移し、十日に

參州の諸將を、岡崎に召し、信康と音問す可らざる旨の、起請文を書かしめ、

且つ信康を二股城に移し、大久保忠世をして、保管せしめた。『是れ忠世が伴ひ

て、山林僻郷へ落し參らすべきかとの思召なりしと。忠世其心を得ざりしか、

又思ふ所もありけるにや、嚴しく警衛して、日數を送りける。〔改正參河後風土記〕

惟ふに忠世の心も、亦た忠次の如かりしならむ。諸老臣も、能く信康には

困つたと見える。少年血氣の致す所とは申しながら、信康が諸老臣の心を失う

たるは、彼の自から招きたる殃と云はねばなるまい。

信康の自ら招きたる殃ひ

悲劇の發頭者築山殿殺さる

斯くて悲劇の發頭者築山殿をば、八月廿九日、野中重政を遣はして、遠州敷智郡昌塚にて殺し、濱松の西來寺に葬つた。彼は其由を家康に報じたるに、家康は女の事なれば、尼となして、何かたへか落す可きを、心をさなくも討取しかと云うた。重政は大に恐れて、故郷遠州堀口村に蟄居したと云ふ説もある。其の當否は知る可らざるも、家康は本來信長程に、殺を嗜まなかつた。如何に中年以後は、相ひ反目しても、關口氏が最初の夫人たりしことを想起すれば、其の最後を聞いては、如何に心強き家康でも、せめて一滴の涙を手向く可きである。

家康信康に切腹を命ず

家康は八月十二日より、岡崎城を本多重次に守らしめ、三遠の人質を、彼に預けた。而して九月十五日、天方山城守通綱、服部半藏正成を、二股城に遣はし、愈よ信康に切腹を命じた。信康は兩人に向ひ、今更何をか申さむ、但だ勝頼に一味したと云ふは、全くの冤罪である。此事文は死後、父君に申上呉れよと、涙ながらに頼んだ。兩人委細承知した。信康今は思ひ残す事なしとて、切腹し、

信康の火葬と服部半藏と天方山城守

半藏馴染なれば、介錯頼むと云うた。されど鬼を挫ぐ半藏も、此の状態を見て、手を出し得なかつた。山城守は信康の苦痛を見るに忍びず、半藏に代つて、介錯した。而して此時の刀も、毎に徳川家に祟りをなす、村正であつたと云ふ説ぢや。

忠次が申披く旨あ

家康平岩親吉の請を却くる事
忠次信長の旨を洩達し退て後、神君侍臣に向て子を憐れむことは尊卑皆同じ、殊に雄偉の器なれば、十箇條迄信長尋らるときに、聊も忠次が申披く旨あらば、信長も死を勧めらる程の事有べからず、一々領掌せし故に斯の如く死に決せらると見えたり、信長に恨ばなし、敵と云は目前の忠次なれと

家康信康の死の免る可きざるを覺る

も、大敵を受ながら父信長の旨も背き離し、是非なく死を授くべしと仰ける處に、信康君の長臣平岩七之助親吉進み出て、信康君生害せられれば必御後悔有べし、親吉傳臣として若大將の非を諫め止めざるの罪を稱し、死を臣に賜はり首を安土に送り玉ひ、功臣一人を道はして信康が罪は成親吉にあり、是に依て罪に行ふ者なり、信康か外に未だ嗣子なし、是を禁獄し其非を改めん時を待べき旨請ひ玉はゞ、信長の怒も散ずべき間、片時も早く死を賜はり信康君の罪を償はるべき由を訴望す、神君曰汝が忠言謝する所なし、熱く察せよ吾にも武略倍すると世に稱する一子を殺さんこと、寔に忍びざる所幾許嘆かざらんや、然るに汝が首を得て信長に送り、三郎が罪を償ふとも、既に老臣の左衛門尉が飽まで譏訴の上なれば、中々宥免は有べからず、誠に損の上の損恥の上恥なるべしと涕泣せられ、親吉が願ふ所を許し玉はず。(武徳編年集成)

大久保忠世と酒井忠次の事

信康の靈忠世が家に崇す

傳へ稱す、忠世此時三郎君を携へ偏境山林に隠るべき神君の御底意か、然るに忠世此君生質蠱戾にして人主の器に非ず、御當家の永憂たるべきを察して其儀に及ばざるか、或は信康君常に放逸にして功臣と雖恩言なき事を憤りけるにや、後世に於て其志量るべからず、然れども信康君の靈其家に崇すと云べ、忠世が罪なきにしも非ざるか、凡そ大久保一黨が忠勳前代にも希なり、最も其故あるべき者也、又曰神君後年幸若太夫義門が舞曲を見玉ひ、往昔は藤原仲光が如き忠臣有し、後世にはかゝる者なしと泣涕し玉ふ、酒井忠次頗る赤面すと云ひ、或時福島左衛門大夫正則神君に向

酒井忠次の赤面

て、酒井忠次は貴家社稷の臣也、其恩祿薄きこといかゞと問ふ、神君曰弟は腹心棟梁の臣にして武略に長ず、正則は忠次と睦じければ、渠に對し親たる者の情其子の事を憐むには至らずやと問玉へと。(武徳編年集成)

【三五】 徳川信康 (一)

信康の死と家康の悔恨懊惱

家康は愚痴な漢ではなかつた。併し信康の死に就ては、當時は勿論、後年に至りても、折々其の悔恨、懊惱、惋惜の情を漏らした。其死の家康に取りて、不本意であつたことは申す迄もない。而して信康にも亦た、それ丈愛惜せらる可き素質があつた。彼は廿一歳で死したれば、未だ人生の荅である。花も開かず、實も熟せぬ時に於て、彼の全き評價は、困難であるが。それでも彼は、業に既に非凡の人物であつたことを、表現して居た。彼が酒井忠次や、大久保忠世輩に、

徳川氏の
血管と一
種狂暴的
の發作

煙たがられたるも、或る意味に於ては、其の證據だ。
徳川氏の血管には、一種狂暴的發作の血液が流れて居る。家康の子として、忠
輝の如き、秀忠の子として、忠長の如き、秀康の子として、忠直の如き、何れ
も皆な其類である。乃ち信康も亦た、其一であつた。否な恐らくは、重なる一
であつたらう。特に彼は家康の世嗣であり、岡崎城にあり、衆目環視の標的とな
なりつゝ、ありしが爲めに、其の剛克、殘厲、放恣の行動が、最も著明となつた
のであらう。

信康の戰
陣に於て
驚嘆的措
置

信康が少年ながらも、戰陣に於ける措置は他をして驚嘆せしめた。例せば天正
三年九月、家康が、勝頼の大軍を避けて、退陣するや。
勝頼の先手は五六千騎、岡部、藤枝にかゝり、大井川向に至る時、信康君、
是を御覽ありて、只今迄は敵を前にして、向がごとく引取候得共、此れより
後は、敵を後に受て候。御免を蒙り、某後殿仕らんと仰せらる。神君(家康)
聞召此所地利峻岨なり。追來る敵は大軍なり、我自身後殿せん。御事は先達

軍門に父
子の禮な
し

子を知る
父に若く
なし

信康の美
なる半面
なる参河
代と仲間の
意見

て退るべしと答給ふ。信康君かゝる大事の退口こそ、望所の幸なれ。信康
稽古のため、引残り候べし。軍門に父子の禮なし、たとへ御免は蒙らず共、
御跡に備ふべしとて、引下り給へば、神君も御先に立せらる。折ふし黄昏に、
雨ふりかゝる。神君は上の臺まで乗上給ひ、後を顧給ひ、信康天晴武將か
な。あの形勢にては、勝頼大軍十萬なりとも、挫ぐ事あたふ可らずと、御賞
詞ありて、牧野城に入り給ふ。「改正参河後風土記」
是れは信康十七歳の時だ、虎兒は生れながら人を喰ふ氣象がある。子を知るは
父に若くはなしで、如何に家康が、斯子を頼母敷きものと思つたであらうよ。
扱も惜しき御事かな。(信康の死)此程の殿は(信康)又出難し、晝夜共に、武邊
の者を召寄せ給ひて、武邊の御雜談計りなり。其外には御馬と御鷹の御事
なり。能く御器用にも御座候へばこそ、御年にも足せられ給はねども、被
レ仰し御事を、後の世迄も三郎様の如レ此被レ仰しと、沙汰をもする、人々も
多きととさたしたり。家康も御子ながらも、御器用と申、流石御親の御身に

持せられ給ふ御武邊をば、残さず、御身に持たせられて、出させ給へば、御惜み數々に思召候へ共、其頃信長に従はせられて、叶はぬ御事なれば、是非に不及して、御腹を召させ給ふなり。上下萬民、聲を引て、悲しまざるはなし。〔參河物語〕

此は確かに、信康の美なる半面を、描き出したるものぢや。參河譜代仲間の意見を見、代表したものと云ふ可きであらう。

併し此程の武邊者の信康が、狂暴的發作を、逞うするに於ては、徳川家の行末は、如何に成り行く可き乎と、家康百歳の後を考へ、取越苦勞をしたる向も、皆無ではなかつたであらう。乃ち忠次、忠世輩の如きも、全く私情、私憾のみの爲めに、信康に對して、不利益なる態度を取りたりとは、言はれまい。詮ずる所、信康は利刀には相違ないが、鞘走りの氣味があつた。

信康は利刀の走

【三六】徳川信康 (二)

信康の死は自業自得

信康の死は、彼が自業自得であつた。『御父子の間に、何の嫌疑もあはしませず。たゞ少年勇邁の氣、すすどくおはしませしを、信長の恐れ忌しより、事起れるにて、御手荒らさ御舉動の在しも、軍國の習にてあながち、深く咎め奉る事にあらず。さるをかの兩人(忠次、忠世)織田家の奸計に陥り、かしこきまうけの君を、あらぬ事になし奉りしは、不忠とやいはむ、愚昧とやいはん。』(徳川實記)との説は、一應尤の様ではあるが、餘りに信康を庇護するに偏して居る。特に信長が、信康の英邁を恐れ忌み、これが爲めに、信康を死に致す可き奸計を、目論見たるかの如く論ずるは、信長に於ては、全く意外の冤罪と云はねばなるまい。

信長に於ては全く冤罪

信康の粗暴放恣

信康が粗暴にして、手にをへぬ大將であつた事は、彼が榊原康政の諫言を憤り、雁股の矢を番へ、既に康政を、射殺さんとした事でも判知る。彼の放恣の

忠次忠世の舉動と家康多大の遺憾

振舞は、決して手輕きものではなかつた。其死は自から招いたと云ふも、過言でない。但だ忠次、忠世兩人の舉動に就ては、餘人は兎も角も、家康は極めて多大の遺憾を、有したらうと思はる。

忠次老かゞまりて、御前にいで、己が子のこと、ねぎ奉りしに、三郎今にあらば、かく天下の事に、心を勞すまじきに、汝も子のいとほしき事は、知りたるやと仰ければ、忠次何とも云ひ得ず、ひれふして在しとか。

又幸若の舞御覽ありし時、兩人(忠次、忠世)にも見せしめられしに、滿仲の曲に、おのが子美女丸をもて、主にかへて首切て進らせしさまを御覽じて、兩人に向せ給ひ、其事となく、御落涙し給ひ、兩人あの舞はと仰られしかば、兩人、大に恐怖せり。

又た或時三郎殿のかしづき、渡邊久左衛門茂に向せ給ひ、汝等は滿仲が舞見ると叶ふまじと仰られし事もあり。

また關原の役にあさとく、御旗を勝山に進められし時も、さて〜年老て骨

家康に同情す

の折る、事かな、悴が居たらば、是程にはあるまじと、獨言の様に、仰られしとか。(徳川實記)

英雄も人である。如何に偉大なる意力の持主たる、家康なればとて、惜しき物は、人一倍惜しきに相違ない。吾人は悉く上掲の記事を、信せざる迄も、家康に同情せざるを得ぬのぢや。

信康の死は極は悲惨の極

信康の死は、其母築山殿の煽動に乗り、少年の血氣に任せたる、當然の結果とは云ひながらも、眞に悲惨の極である。彼の性質には、尙ほ最も美なる一點がある。そは彼が其弟秀康を、家康に見えしめたる事によりて、證明せらる。

家康と其子於義丸

築山殿は妬婦であつた。されば家康が、其の侍女お萬の方に私して、孕むや、彼女は築山殿の覺る所となり、漸く本多重次の手によりて、其の苛責を免れ、天正元年二月、身二つになるを得た。其子を於義丸と名けたのは、其面貌が、黄瀬魚と云ふ魚に肖てゐたからと云ふとだ。家康は之を子視せず、其儘放擲し

信康其弟
秀康を家
康に見え
しむ

て居た。

御兄岡崎三郎殿、如何にもして、父上の見参に入ばやと思召し、於義丸殿三
歳(天正三年)の御時、徳川殿(家康)岡崎の城に入らせ玉ふことありしに。かね
て能く教へ参られ、殿の渡らせ給ふほとりの明障子、引うごかし、父上く
と聞え給ひしに、徳川殿はやく心にさせ給ひ、御座を立たせ給ふ所を、三郎
殿、御袖を控へたまひ、信康が弟の候を、今日見参に入ればやと宣ふ。深
く恨みいさどほり給ふ御氣色見えければ、此上は見参無くては、事あしかり
ぬと思召され、徳川殿再び御座につかせ玉ふ。三郎殿頓て於義丸殿の、御手
を引て、参り玉ひ、近う渡り給へとありし程に、御膝の上に、かきすゑ玉ひ
しかば、三郎殿歡ばせ給ふこと斜ならず。「藩翰譜」
流石に白石の明文に、家康、信康、於義丸三人の模様、活躍して居る。信康
は洵に有情の男兒であつた。此の於義丸が、後に中納言秀康ぢや。
釣り落した魚は、如何にも巨大に思はるゝ。況んや武勇彼が如く、英邁彼が如

信康は有
情の男兒

家康も血
あり涙あ
る英雄

く、人情を解する彼が如き、其の長子を、花の荅の二十一歳にて、喪うたる家
康が、一生を通じて、此れを物思ひの種としたのは、決して愚痴と貶する譯に
は参らぬのだ。斯くありてこそ、家康も亦た、血あり涙ある英雄と、云ふ可き
ではあるまい乎。

家康信康の不和と築山殿最後迄の日記

八月大(天正七年)

松平主殿
助家忠が
日記の数

三日 大神君三州岡崎の城に渡御あり、故有て三郎信康と御父子の間御不快たるに依て也、信康岡
崎の城を避け、同國大濱の郷に閉居し給ふ。
四日 三郎信康大濱の郷より岡崎の城に来て大神君に謁し、誤なきの旨言を盡し陳謝し給ふと云へ
ども、大神君の御疑心遂に散せざるの間、信康甚雨を凌て夜中に又大濱の郷に歸り給ふ。
五日 松平主殿助家忠岡崎の城に參候して大神君に謁し奉る、于時命有て日弓鐵炮の輕兵等を引率
して、速に西尾の城に馳行き彼城を警衛すべきの御旨を奉て、家忠則岡崎を發して西尾の城に至る。
此日大神君四尾の城に渡御あり。
七日 大神君西尾の城より岡崎の城に歸り給ふ、本城の警衛松平上野介榊原小平太康政、北畠の守
り松平主殿助家忠松平支蕃頭家清鶴殿八郎三郎等命を奉て是を勤む。

九日 大神君の命に依て、三郎信康三州大瀨の郷より遠州堀江の城に移り給ふ。後ちに又二股に移る。

十日 大神君鶴殿善六郎を御使として家忠を召す、則家忠岡崎の城に參候す、其の外三州の諸將召に應じて群參す、于時命有て三郎信康に密通の音問致すべからざるの由、諸將をして各起請文を書しめ給ふ。

十二日 大神君岡崎の城より濱松の城に還御、本多作左衛門尉重次をして岡崎の城を守らしめ給ふ。

廿九日 信康の母公筑山の御方と號す關口刑部少輔が女 害に遇ふ、岡本平右衛門尉是を害す。〔増補家忠日記〕

第七章 武田氏の衰運

【三七】 高天神城の陥落 (一)

家康對勝頼の決闘期近づく

勝頼家康と決戦せんとす

家康一家の悲劇は兎も角も、家康對勝頼の決闘は、追々と潮が家康の方に向て來た。されど勝頼も、亦た對手として、最後迄不足なき大將であつた。

家康が氏政と策應して、天正七年九月、兵を駿河に出すや。勝頼は氏政の兵鋒の、鈍きを見縊り、軍を黄瀬川畔より廻らして、家康と決戦す可く、折しも大雨中、富士川の漲るにも關らず、強ひて人馬を押し渡し、進み來た。家康は之に先ち、大井川の上流、伊呂瀬を越えて、遠州に退いた。

勝頼身を揉みにもんで、長驅して來て見れば、徳川勢、先刻引拂ひ、跡寂々寥々として、人影も見えず。勝頼長く嘆息して云ひけるは、かゝるまじき長篠にてはかゝり、又つゝしむまじき今度は、つゝしみて河鳴に陣し、徳川を

徳川を取
逃したる
事返す
念返る

伊呂まで取逃したる事、返すくも残念也。駿河の内にて押詰て、徳川さへ討て取時は、信長大軍ありと雖も、一人にて勝頼と合戦叶ふ可らず。今度徳川を討取、三遠を一統し、明春尾州へ發向せば、勝頼が鋒先再度立直すべきものを。今度徳川を取逃したる事、勝頼が運の盡なりと、涙を流し、廿五日甲州へ引取り。〔改正參河後風土記〕

不運は恒に勝頼に伴うた。然も勝頼の鋭鋒には、家康さへも尙ほ回避したる程であつた。

曲り來り
たる勝頼
の鋒先

高天神の
運命と守
將の一人

但だ北條氏との手を切りたる勝頼、孤立したる勝頼の鋒先は、追々と曲つて來た。而して天正八年には、武田方の遠州に於ける堅寨たる、高天神城の運命も、彌よ怪しくなつて來た。されば同年の秋、守將岡部、相木等、各連署して、危急を告げ、後詰を乞うた。然るに守將の一人、横田甚五郎は、別に意見を勝頼に具申して、之を止めた。其の理由は左の通りだ。曰く、如何に勝頼自から來るも、城兵を救ひ出すに止

横田甚五
郎の意見

勝頼横田
の言を容

まり、此城は捨てねばなるまい。若し強ひて此城を保持せんとせば、再び長篠の戦争を、繰り返すに至る可し。味方敗軍とならば、織田、徳川の聯合軍は、金谷を打越え、駿河に亂入す可く。又た北條は、甲州郡内、上野、信濃へ働き出さむ。是れ實に由々敷大事である、故に斷じて、後詰は御免を蒙る。某共は織田、徳川合せて二十個國の太守を敵とし、然も海道一の弓取、徳川の居城へ五六里隔りし高天神へ、番手に參り居候に付ては、一死は固より覺悟の前也。若し強ひて御救あらば、期日を定め、鹽買坂迄、御旗を見せ給ふ可し。さらば城兵切て出づ可し。後詰を待ち兼、切て出たとあらば、縱令悉く討死しても、御威光に疵は付かし。何にもあれ斯く申す某丈は、後詰の有無に拘はらず、無事に切り抜け參る可しと。

横田の祖父備中守は、信州上田原にて討死し、實父原美濃は長篠にて討死す。甚五郎は僅かに、廿七歳の壯年であるが、其の所言は老功の士を超えた。勝頼も此言を容れ、高天神の後詰を延期し、却て東上野に赴き、大胡、山上、膳の

家康高天
神城攻圍
に全力を
籠む

城を巡見し、諸勢素肌にて、膳の城を攻め、即時に之を乗取つた。而して北條隨一の老臣、松田憲秀の長子新六郎節秀は、十二月下旬、勝頼に降り、豆州戸倉の城を致した。勝頼は信州の海野、笠原等をして、之を守らしめた。是等は何等大局には關係がないが、高天神に後詰せぬ、せめてもの申譯であつた。扱も家康は、高天神攻圍に、全力を籠めた。

然間 天正八年庚辰の八月より、高天神へ取寄給ひて、四方に深く濶く壕をほらせ、高土居を築き、高塀を掛け、同塀には付もがりを結び、壕向には七重八重に、大柵を付させ、一間に侍一人づゝの御手當を成され。切て出ば、其上に人を増し給ふ、御手だてを被成ければ、城中よりは、鳥もかよはぬ計りなり。後には後詰の爲めとなされて、廣く深く大壕をほらせ給ひて、城の如くに成されける。〔參河物語〕

此に於てか高天神城の運命も、今や旦夕に迫つて來た。

高天神城
の絶體絶
命

【三八】 高天神城の陥落 (二)

天正九年高天神城も、今や絶體絶命の姿となつた。甲州よりの後詰は來らず、糧米は盡果てた。さりとて切て出づ可き隙間もない。但だ大久保忠世が守口なる、林谷には、高山深谷ありて、前には六笠川、牧野城を控へ、南に大須賀の城岩あり、家康は横須賀に滞陣したれば。忠世は恃む所あり、纔かに六騎の守兵を措いた。

横田等大
須賀の柵
を破て甲
州に走る

城兵之を偵知し、岡部丹後、横田甚五郎、相木市兵衛の諸選兵、三月二十二日の夜、二手に分れて切て出でた。忠世が弟忠教(彦左衛門、參河物語の作者)等守兵六騎と合し、十五騎にて之と戦ひ、忠教は岡部丹後を突落し、其の家人本多主水首を取つた。横田は兼ての大言通りに、大久保、大須賀の柵を破りて、甲州に落ち延びた。

高天神城の陥落

大河内源三郎政局

孕石主水生捕らる

武田衰亡

此より總攻撃となり、廿三日、愈よ高天神城を陥れた。天正二年、小笠原與八郎長善が、此城を以て、勝頼に降りて以來、八年を経て、再び家康の手に復歸した。而して先年來、同城の石獄に打籠られ、足痺れて起つ能はざる、大河内源三郎政局も、漸く席に載せられて、家康に面會するを得た。彼は小笠原の監軍として、此城にありしが、義を守つて屈せなかつたのだ。されば家康は、彼に手から刀、脇差、黄金等を賞賜したが、彼は自から武を瀆したるを愧ぢ、剃髪して、皆空と稱した。而して忠世の家人三倉忠右衛門は、城兵孕石主水を生捕つた。

主水は元今川の家人にて、神君（家康）御幼稚にて、今川方にましましける時、種々無禮をふるまひ、三河の小忤にあき果たりと語り、其後は武田へ降参し御敵となりければ、今度生捕となりしに、孕石は我に厭果たりと申し者なれば、我等に用なきものなりしとして誅せらる。〔改正夢河後風土記〕

高天神城の陥落は、武田家衰亡史中に、特筆せらる可き、一事件ぢや。されば

史中特筆の事件

太田牛一の如きも、

武田四郎、御武篇に恐、眼前に甲斐、信濃、駿河三ヶ國にて、歴々之者、上下不知其數、高天神に而干殺にさせ、後卷不仕、天下失其面目一候。

〔信長公記〕

と記して居る。此れは全く事實である。勝頼も、到底織田、徳川の聯合軍に當るの勝算なきを見て、全く見殺しにしたのだ。武田氏の武も、此に至りて振はずと云はねばならぬ。太田牛一は、亦た家康を稱賛して、

家康と門徒退治

信長公之御威光と申しながら、家康公未レ被レ及ニ壯年以前に、三川國端に、土呂、佐座喜、大濱、鷲塚とて、海手へ付て、可レ然要害、富貴にして人多凌也。大坂より代坊主入置、門徒繁昌候て、既國中過半門家に成也。無二に彼一揆可レ被レ成ニ御退治一之御存分に而、經ニ年月、無ニ御退屈、爰かしてにて、御自身數ケ度之被レ成ニ御戰、御高名度、不知ニ其數、一度も不覺無レ之、遂に被レ達ニ御本意、一國平均に被レ仰付、年來之御辛勞御名譽不レ可ニ勝計。

一方なら
の手柄

家康勢力
の基礎

家康と武
田氏との
對抗

近世日本國民史 二〇〇
此後遠州於ニ身方ケ原、武田信玄と打向御合戦、又武田四郎と長篠御合戦、何れも御手柄一方ならぬ御事也。併御武徳兩道御達者、御冥加不申足。

〔信長公記〕

と云うて居る。彼が家康勢力の基礎を、其の徹底的に門徒宗の一揆を、退治したるに歸したるは、見識と云はねばならぬ。家康が門徒宗の蜂起を、好機として、自から非常の艱險を冒しつゝ、此に大打撃を加へ、寸毫も假藉せざりしは、實に彼の立脚地を、踏み固めたる所以であつた。然も武田氏との對抗には、家康も殆んど半生の肝血を、絞り盡したと云はねばならぬ。勝頼の鋒先は、漸次に曲りつゝも、尙ほ最後迄、何處にか信玄の流風、餘韻は残つて居た。

高天神落去附駿州朧目迫合の事

前年辰の十月より、翌年巳の三月下旬迄、夜晝のさかひもなく攻めけるに、城中既に糧盡き、如何ともすべきやうなく、城を出で兵糧を運び入れんとするに、敵軍の圍、鳥だも翔りがたく、今は區

岡部を始
め籠城者
の評定

一大事の
御用に
そ

獸檻に籠められ、冥鴻翹を鍛かれたる心地なれば、南の大手を堅めたる岡部丹後守、諸將に向ひいけるは、我れ熱思するに、迎も勝頼、御馬を出され、士卒の命を助け給ふことあるべからず。仔細如何となれば、織田、徳川の兩家、屋形の後援を待請け城を捨て、勝頼公と無二の合戦あらんと計略と見えれば、屋形も、これを賢察ありて、後援これ無き段は、尤も至極なり。我々、此城を今暫くも持忍へたらば、屋形、敵國の聞えをも、是非なく思召し、兩家に對せられ、無二の合戦と思ひ定められ、後詰あらん事必定なり。然らば、織田、徳川、又切所に據り柵を振つて、合戦すべきならに似て、一つとして忠義にあらず、却て不忠なるべければ、所詮、屋形の御旗先の見えざる内に、城を拂つて突出て、死を善道に守り、名を後代に残すべし。某が存念、斯くの如くなり、各々の意見をも承らんといひけるに、相木市兵衛、横田甚五郎、安四平左衛門、詞を揃へ申しけるは、信長、家康兩家、強大の敵を差向けられ、二十餘箇國、日本半國の押の爲めの當城なれば、敵に圍まるよりしては、誰あつて、神命を惜むことの候ふべき。尤も城を墳墓に究め、討死せんは安かるべけれど、當家の運、日々に傾き、御威勢、月々に薄らぎ候へば、一大事の御用にこそ、神命をも差上げ候ふべけれ。尤も斯く申すとて、臆病にして城を落去りたるは、討死を究めし人々、思ひ給ふべからず。必ず我々は、圍を切抜け、再び屋形に歸し奉らんと思ふなりといひければ、岡部帶刀、大に嘲笑ひ、各々一大事の時に、命を差上げんと申さる、條、一圓其旨を得ず。當城は悉くも天下の英雄織田、徳川の押なれば、此城に於て、兩家を引請け腹切りたらん程、大いなる奉公、外にあるべからず。總じて力盡き、城に櫓籠るに及んで、運の開かざる時、腹を切るは武士一道の作法にし

城兵討て
出遂に激
戦となる

て、此の時、心を變ぜざるを、大丈夫とはいへり。各々が如きは、城を出で甲州に歸らず、猛火の盛んなるが如き織田、徳川に降参して、榮耀に誇るべしと 詞を放つて申しければ、横田、相木、面色を變じ、是は推参なりと、太刀に手を懸け、既に同士軍に及ばんとしける時、安西、中に割つて入り、各々逆心を企つるかと思し、漸にして静めたり。斯くて評議一決し、各々刀の目釘の續く迄、城を拂つて突出で、伐死をせんとぞ議したりける。頃は天正九年三月廿三日の夜、戌の上刻、諸將退兵を從へ、九百餘人相詞を作り、刺符を拵へ、夜討の作法を嚴重にして、城戸を一度に押開き、大波を立て、突出でければ、寄手、大勢とは雖も、陣中大に騒動し、上を下へと返しけるに、得たり賢しといふ儘に、追立てく戦ひけるに、寄手大に惱まれ、城兵、既に切抜けるべう見えける所に、徳川家の勇臣大久保七郎右衛門、鈴木喜三郎、同越中守、大須賀五郎左衛門、本多平八郎、榊原小平太、各々自身に鎗を入れ、四方より引包んで攻立てければ、元來、城兵小勢故、所々に於て討たれ、或は痛手を負ひたるは、腹を切りてぞ伏したりける。中にも岡部丹後守、同帯刀は、いひし詞に少しも違はず、四方八面の中つて戦ひけるが、敵、城内に乗入るを追出し、又付入れれば返し合せ、十四度迄、敵を追返すに、深手數箇所蒙れば、腹を切らんと、城中に引返す所に、徳川家の士卒本多主水に渡り合ひ、無手と組んで捻合ひけれども、多く深手負ひければ、本多が爲めに、竟に首をぞ取られける。帯刀も敵兩人と組みけるが、一人をば組伏せ、捻首にしたれども、今一人に、終に討留められけり。其外の者共、残らず討死し、或は落去つて、城遂に陥りけり。本多主水は岡部と組討しけれども、夜中なれば夫とも知らず、其上、首を谷底に取落しけるが、采配を手にかけたれば、兎角尋常の者にあらずと、夜明けて彼處に行き、取つて歸りけるに、大久保が同心鶴殿石見、

岡部が首

元、今川家に仕へて、岡部を見知りければ、是こそ岡部丹後守が首にて候と、申すにより、土を洗ひ新に三方にぞ居たりける。然るに、一手一手に討取る首共、皆信長の檢使に見せけり。其中、戸田三郎右衛門、首數七つ討取りけるが、我が高名の印は、主君の外に、見すべき者なしとて、見せざりければ、信長、後に戸田を惡まれけるとぞ聞えし。都合首數六百八十餘級と記し、安土へぞ遣しける。爰に、横田甚五郎は、聞ゆる大剛の者にてありければ、前年奉りし書付の如く、堅陣を鍛き破り、甲州にぞ歸りける。相木市兵衛、安西平左衛門も、甲州に歸り勝頼に拜謁す。中にも、横田甚五郎は、去年の書付に相違せず、多くの敵を切抜け來り、其上、手創をも蒙る段、神妙の至りに思召し、御褒美として、御太刀を下されけるに、甚五郎之を頂戴し、其儀、兩祖父より養父横田十郎兵衛迄、所々に於て忠義を仕り、戦死を遂げ、普く隣國までも、勇名を呼ばれ候。然るに、某今度、敵の圖を能く切抜けて退きたりとして、御褒美を頂戴仕り候事、末代迄の瑕にて候といひ、則ち御褒美を返獻しけり。斯くて、徳川家は、高天神の落去を怡悦あり。同じき五月、藤枝に御馬を出され放火等ありける所に、用宗の城より、人數を出し、足輕を懸くるに、武田方よりは、石原五郎作、朝比奈市兵衛、須藤左門、眞先に進み戦ふに、石川伯耆守、酒井與四郎、内藤彌二右衛門、平岩七之介、城より多く軍勢の出でざるを見積り、喚き叫んで戦うたり。城將朝比奈駿河守は、之を夢にも知らず居たりける所に、味方敗軍に及び、城に逃入りけるを聞きて大に怒り、軍勢を從へ打出でけるに、早や、敵引退き、味方の勇士十餘輩討死せしと聞いて、跡を慕うて敵を追ひ、雑兵三十人、騎馬七騎討取つて、早々城に引入りけり。斯かる事共、後に思合はざるに付けても、塞に武田家、運の末なりとぞ覺えける。〔武田三代軍記〕

家裏高天
神城陥落
を悦ぶ

【三九】 武田氏の亡徴 (一)

奇しき運命

武田氏の滅亡は、實に悲劇中の悲劇であつた。されど勝頼父子の死後、未だ三個月を経ざるに、信長父子も亦死した。信長より云へば、飼犬に、手を噛まれたのだ。然も勝頼より云へば、明智光秀の手を藉りて、敵討をしたのだ。凡そ人の運命程奇しきものはない。

高天神城の陥落と勝頼自信力の消磨

扱も高天神城の陥落は、勝頼の威信を、中外に失墜せしめた。武田家は、兵馬精勁を以て、立國の本領とした。されば一たび其の鋒先の曲りたるを、天下に暴露したる日には、鹽其の辛らきを失うたのである。隣國の侮りは云ふも更らなり、其の領内の被官、部將の徒が、稍く離心を萌すを奈何。是れ尙ほ忍ぶ可し、當人の勝頼が、自信力を消磨し去るを奈何。如何に勝頼が、自信力を喪失したる乎の證據として、茲に二個の事實がある。天正九年七月、韮崎西北の地に

信玄の城郭は甲斐一國

新城を築き、其の十二月に、之を新府と稱して、移轉したのが第一である。元來信玄は、非常なる用心深き大將にてありながらも、恒に進攻的守備を以て、主眼とし、其の一生の中、遂ひに城郭に立て籠るの、準備を爲さなかつた。されば甲陽軍鑑にも、「信玄公御一代の内、甲州四郡の内に、城郭を構へず、堀一重の御館に御座候」と云うて居る。彼の所謂躑躅崎城は、寧ろ館と云ふ可きものにて、城ではなかつた。其地は平坦で、東西百五十五間、南北百六間、土堤高一丈許、四方に塹あり、門は四所にあり、區域を三郭に分つた。彼は此を本據として、兵を四隣に出だした。別言すれば、甲斐一國が彼の城であつた。

甲陽軍鑑に據れば、

穴山梅雪の異見

其年七月(天正九年)穴山殿御異見に、信長、家康次第に大り、遠州城東郡も、早や當三月家康に取れ給ふ。其上小田原北條氏政敵にて候へば、以來は信長、家康、氏政一つになり、働き申され候はゞ、諸方の御敵蜂起致し候はん

事、疑ひなし。……當方に善き城一つ御構ある可く候。信玄公御武勇、私ならざる故、御屋敷構迄にて、御座被レ成候。甲州四郡の内に、御城無レ之候儀は、信玄公、御武勇と申内に戒力を以て、如レ件……勝頼公尤と思召、同年七月より甲州葦崎に新府中を取立給ふは、武田の家、滅却の本とは、後にて知られたれ。

新府築城
は滅却の
徴候

信長の第
五子勝
長を送
還

と。されど新府築城は、滅却の原因ではなく、其の徴候であつた。此にて如何に勝頼の氣が、餒ゑつゝあつたか判知る。勝頼既に然り。甲信、駿毛分國の上下を擧げて、人心が個々に離反し去りたるも、決して怪しむに足らぬ。第二の徴候は、勝頼が信長の第五子勝長を、信長に送還した事だ。彼は美濃岩村城主、遠山景任の養子であつたが、景任死し、元龜三年の冬、岩村城、秋山晴近の手に落つるや、勝長は甲斐に引取られ、爾來勝頼の許に在つたのだ。信長譜には、永祿三年信玄に質たり、是に至て勝頼勢衰ふ、故に返還すと云ひ。又た信長公記には、

十一月廿四日(天正九年) 犬山之御坊、安土に至て、初而御禮、是は先年武田信玄と御入魂之節目在之刻、信長公之末子を、養子仕度之由候て、甲斐國へ御出候を、終に和談無レ之候て、送申候御子にて候を、犬山へ城主になし申され候。

兩者勢力
の顛倒

とある。何れにしても、信玄は質子を、信長より徴したるに反し、勝頼は其の質子を、信長に返還したのだ。兩者勢力の顛倒は、既に此の一事でも、トせらるゝ。

信長と武
田氏討伐
の計畫

正に是れ大厦の倒るゝは、一木の能く支ふ所にあらざる、情態となつた。機を見るに敏なる信長、いかで此の徴候を看過す可き。彼は既に武田氏討伐の計畫を、立て初めた。然も武田氏分國の人民は、寧ろ信長の來るを、遅しとした程であつた。

勝頼新甲府を築かる附信長の人質安土に歸らるゝ事

勝頼信長
の疎略を
憤る

七月(天正九年)より、甲州蕪崎に於て、新府中と號して、城を築かれけり。奉行は、眞田安房守、曾根内匠助兩人なり。尤も二人の士大將、武道の達人にて、信玄公御代に、富士の大宮にも、名城の地を見立てけり。今度蕪崎の地も、此兩人に命じて、選ばせられけるとぞ聞えける。普請を急がる事、甚だ速なりと雖も、諸方の出陣、旁に差支へて、其功、早く成らざりけり。爰に先年、眞美濃岩村城に於て、生捕りし織田信長の六男御坊丸は、直にそれより人質として、甲州に居られけるを、兼ねては、武田左馬助殿の婿にとの契約なりけるが、各々評議の上にて、安土へ返されたるべしとの儀にて、則ち御坊丸を送り歸さる。此時勝頼より、信長へ書を送られけるに、信長の返酬、甚だ疎略なり。内々迎を遣すべしと思召す所に、其方より差上げらる儀、能き分別なり、武田四郎殿と、日附より少し下げての名附なり。勝頼、大に憤り給ふ。信玄公御存生の内は、人質を越さるる程の事なれば、如何に、信長、天下の公方と仰がれ給ひても、書狀の文體、幕下の會釋なれば、勝頼の御代、去る天正五年迄、信長より勝頼に頼まれし時の書狀、主君同意の敬なりしに、此度の仕方、重疊奇怪なりと、怒り給ふも理なり。寔に是等は、皆武田家敗亡の前表なりと覺えて、浸ましくぞ聞え侍りける。〔武田三代軍記〕

【四〇】 武田氏の亡徴 (二)

勝頼時代
の武田氏
分國

信玄と軍
國政治の
徹底

信玄時代の、武田氏分國は、軍國政治の模範國であつた。勝頼に至りては、一切の善き部分を除き去りて、只だ悪しき部分のみを剩した。言ひ換ふれば、軍國政治のあらゆる弱點、醜點、惡點のみを増長せしめ、之を暴露した。如何なる時代に於ても、軍國政治の第一義は、威力である。第二義は、人民の歸服である。信玄は二者に於て、遺憾なく其の能力を發揮した。彼の領國は、本來甲斐四郡に過ぎなかつた。然も彼は信濃を取り、駿河を取り、西上野を取り、遠州の一部を取り、而して彼が世を没ふる迄、遂に一人の反者をも、出さなかつた。此れは彼れの威力が、其の分國の隅から隅迄、徹底して居たからだ。蓋し彼の新附の諸被官の如き、單に信玄の武威に懼伏したのみでなく、寧ろ信玄の翼下に倚るを以て、最も安全であると觀念した。即ち信玄は、彼等に安心を與へたのだ。

信玄の政治は公正

勝頼遂に一切を蕩す

又其の人民は、随分重税を課せられたに相違ない。併し此れと同時に、信玄の政治は、公正であつた。彼には偏頗がなかつた。而して一方に取ると與に、他方に與ふることを忘れなかつた。彼は人民に生命、財産の安固を保障した。彼は財源を培養した、産業を奨励した。故に人民は重荷を負ひつゝも、決して大なる不平、不満を、信玄に向て懐かなかつた。乃ち凡そ軍國政治の美點、強點、善點は悉く信玄によりて、展開せられた。要するに何人が信玄の後に出來るも、此れ以上の事は、至難であつた。

然るに彼の勝頼は、徒らに戦ふことを知りて、其他を顧みなかつた。宛も山氣多き若者が、老實なる父の財産を相續し、一山張りて、聊か當りたるが如く。調子に乗りて、愈よ山を張り、張れば張る程、失敗し、失敗すれば、する程、焦燥り氣味となり、焼け氣分となり、遂ひに一切を蕩盡して、自から縊るが如き始末となつたのだ。吾人は勝頼の失敗を以て、必らずしも、軍國政治の失敗とは斷せぬ。但だ斯る失敗は、軍國政治の往々にして陥り易き、弊害であると云

力の消亡と一切の遊離

先づ第一に我が身に

ふに止るのだ。

信玄の蓄積したる武力も、餘りに之を濫用すれば、消磨するは必然だ。消磨するに従ひ、人民に誅求すれば、民怨を招くは必然だ。内に民心離反して、外に戰士の闘志を少くは、必然だ。此の如くして、兵力の次第に振はなくなるのも、是亦た必然だ。此の如くして、互ひに因となり、果となり、最後には勝頼は、殆んど全く獨夫となつた。人は武田氏末路の蕭條を説くが、力ありてこそ、勝頼も屋形である。力を失へば、誰か復た勝頼に、歸服するものあらんや。軍國政治の中樞は、力である、力消亡すれば、其の大綱を斷つたのだ。一切が遊離、分解し去るは、必然の結果だ。

武田氏分國の被官、部將等は、何れも武田氏の末路の近きを、感得せずして止む能はずであつた。如何なる人間でも、如何なる場合でも、先づ第一に考ふるは、我が一身の上である。斯る場合になれば、譜代でも、外様でも、親戚でも、他人でも、人我の區別以外に、何等の區別す可き、必要はないのだ。

武田氏滅亡の鐵案

近世日本國民史

一一三

近年武田四郎、新儀之課役等申付、新關を居、民百姓の惱、無盡期、重罪をば賄を取、令用捨、かろき科をば、懲之由申候て、或張付に懸、或討せられ、歎悲しみ、貴賤上下共に、疎果、内心者信長之御國に仕度と諸人願存、砌候間、此時を幸と、上下御手合之御忠節仕候。

〔信長公記〕

是れ實に武田氏滅亡の、鐵案である。如何なる場合たりとて、治者が民心を失うて、能く自から保持する者はない。民心の去就は、古今を通じ、東西に互りて、治亂興廢の大機である。

第八章 武田氏の亡滅

〔四一〕 信長の軍配

當時武田氏分國の情態

木曾義昌と武田家の待遇

主將勝頼は氣餒え、其の一門、被官、部將等は、何れも一身一家の計を爲すに、維れ日も足らず。人民は唯だ一日も速かに、信長の師の來るを待つ。此れが天正九年の末より、十年の初にかけての、武田氏分國の情態であつた。而して其の破綻は、愈よ木曾義昌の謀反によりて、發露し來た。木曾義昌は、旭將軍義仲二十二代の末葉にて、木曾谷の中央福島に在城し、代々信州木曾の領主であつたが、信玄の武威に屈し、其の被官となつた。信玄も其の名門たるの故を以て、之を一族並に待遇し、其女を以て、彼に娶せた。又た其女の附人たる名義にて、茅村(或は千村に作る)馬場、萩原杯を、甲州より隨從せしめ、旁た木曾家の監督者とした。而して信玄の一生は、無事圓滿に運ん

方向一轉
織田氏に
通ず

信長木曾
の人質を
殺す

で居た。然るに勝頼の代となりて、軍役の誅求絶間なく、且つ勝頼自身も、強弩の末、漸く不振と成り行きつゝあるを見て、木曾義昌も、今は方向一轉の好機と認め、美濃苗木の城主、遠山久兵衛友政によりて、款を織田氏に通じた。或は信長よりして、友政を以て、木曾義昌を誘うたかも知れぬ。何となれば、天正九年の冬には、信長は米八千表を、遠州に送り、之を牧野原城に蓄へ、豫じめ甲州打入の準備をしたからである。自動にせよ、被動にせよ、木曾は信長に味方した。

二月朔日(天正十年)信州木曾義政(義昌)御身方之色を被立候間、御人數被出候様にと、苗木久兵衛(遠山友政)御調略之御使申に付て、三位中将信忠卿へ言上之處、不レ移ニ時日、平野勘右衛門を以て信長公へ右趣被仰上候。然處境目之御人數被出、人質執固、其上御出馬之旨、上意候。則苗木久兵衛父子、木曾と一手に相働さ、義政之舍弟上松藏人、人質として先進上候。被成ニ御祝着、菅谷九右衛門に預け被置候。(信長公記)

殺すに水
の勝頼

信長は木曾の口上に浮かとは乗らず、其の人質を徴し、愈よ其の確實を見据ゑて、茲に諸軍の進發を令した。而して此れは勝頼に取りて、實に寢耳に水の感があつた。

二月二日、武田四郎父子、典厩(武田信豊)木曾謀叛之由承、新府今城より馬を出し、一萬五千計に而、諏訪之上原に至て、陣を居、諸口之儀被申付候。

〔信長公記〕

信長、徳川北條に

とある通り、彼等は木曾を討伐す可く、出馬した。然も義昌は、嶮岨に據りて、却て之を逆撃した。而して信長は二月三日、徳川、北條の二聯盟國に向て、同時に武田氏を攻む可く通牒した。

二月三日、信長公諸口より可出勢之旨被仰出。駿河口より家康公、關東

口より北條氏政、飛驒口より金森五郎八、爲大將相働。伊奈口信長公、三位中将信忠卿、二手に分而可爲御亂入之旨、被仰出候也。(信長公記)

事此に至れば、勝頼は既に袋の鼠だ。吾人は之を信長が、天正三年五月、長篠

長篠發向

當時の信長と今回馬の信

近世日本國民史

二一六

に向て發向したる當時と比較し、如何に最近六個半年に於て、織田氏、武田氏の勢力が、消長したかを見、坐ろに今昔の感に堪へぬ。當時の信長は、宛も虎狩にでも出掛くるが如く、一步、一思慮、二歩、二商量、實に用心に用心を加へ、心配に心配を重ねて赴いた。然るに今回の出馬は、宛も兎狩にでも赴く如く、如何にも面白く、愉快に、鼻誦歌うて、快進するの風情が、惚ぼる。而して武田家の、危急存亡の極所に迫りて、今更ら一個の與國なきのみか、其の親族、一門さへも、一人として當てになるものはなかつた。嗚呼變れば變る世の中ではない乎。

變れば變る世の中

木曾義昌逆心の事

勝頼の代木曾義昌叛意の事

茲に、故帶刀先生義賢の嫡孫、木曾前左馬頭朝日將軍義仲より廿二代の末葉に、伊豫入道義昌といふ名家あり。抑々武田德榮軒信玄、智仁勇の三徳を以て、甲斐、信濃、其外、近國を、掌握に治めらるゝに依つて、彼の義昌も、流石、源家の嫡流たりと雖も、世に隨ふ習なれば、信玄の幕下に屬し、殊に婚姻を結んで親子の盟淺からず。然る所に、信玄遠行以後、當主勝頼、代を主り、聊か違

勝頼木曾に討手を差向く

木曾與織に勢む

恨の旨もありけるにや、勝頼に對し怨念を含んで、内々、織田信長の方へ、密計の仔細ありければ、世の人、未だ之を知らざる所に。朝夕身邊に召仕はる、茅村左京進といふ者、天正十年正月廿七日の曉、只一人忍びて、甲州の新府中に馳せ參じて、土屋右衛門尉に對し、密に披露せしむるは、義昌、去年秋の頃より、逆意を存じ企てられ、信長へ條々申送られ、時宜落着せしめ、去る二十日、信長の朱印下り、信濃境の雪も、漸く消えれば、手用の揃あるべきに、議定候と、證據分明に申しければ。勝頼も、不實には思はれられ、既に斯くの如き大凶を聞きながら、油斷あるべからずとて、翌日廿八日、大手の大將として、武田相模守信豐并、山縣三郎兵衛尉、今福筑前守、横田十郎兵衛、都合其勢三千餘騎、信州の府中筋を木曾に向つて相働く。又搦手の大將として、仁科五郎信盛并諏訪越中守、同伊豆守、其外、諏訪、高遠の衆二千餘騎、上伊奈口より相働き、大手、搦手諸共に、木曾近邊迄討詰むると雖も、彼の谷の事は、海道無雙の大切所にて、一夫爰に瞞れば、萬卒躊躇せしむる程の所なるに、殊に残雪未だ消えず、馬蹄も更に通はざれば、各々徒に在陣せしむ。然る所に、木曾より茅村三郎左衛門、山村七郎右衛門を以て、陳じ申さるゝは、緩急の筋目ありて、茅村左京進に、折檻を加へ候處に、開落せしめ候。定めて其元へ參じ、我等謀謀の由、讒訴し申し候か、嚴密に御糺明を遂げらるべき處、是非に及ばず。境目に至りて、信豐御出陣の事、一段驚入り候。言新しき申事に候へども、信玄の御代より當代に至る御芳情、更に忘るべきにあらず。殊更、昆弟の好をなす事、年久し。其上、度々の大誓詞、血判蔑如せしめんか。彼といひ是といひ、甲關に對し毫髪も疎意を存ぜず。時節を以て涯分忠信を抽んで、兩代の厚恩を謝すべしと存する計りなり。剩へ、何の遺恨によつてか、叛逆を企て御敵對に及ぶべく候はんや。乖企なきの御行、穩便の

自然に又
歸伏の事
もあるべ
きに

御沙汰に候はゞ、世の爲め人の爲め、仁政たるべきの由、寔に懇懇に陳訪に及ばるゝと雖も、是は眞實にあるべからざるの儀、上方より的人数を、谷中へ招き入るゝ間の、當座の計議にて候なごとあるを、信と得心ある事、是ぞ極運の至なる。縦ひ、返忠の者ありて、告げ知らせ申すとも、先づ其色を顯さずして、深く隱密ありて、幸ひ、木曾より陳訪の旨あらば、縦ひ偽りて申すとも、先づ其意に任せ、却つて懇切を加へ、怨をげ恩を以て報ぜられれば、自然に又歸伏する事もあるべきに、叛く者なげ之を遠ざくとは是なり。〔甲亂記〕

【四二】 信忠信州に入る

信長の軍
令狀

信長の軍令狀を見れば、天正十年の初に於ける、織田氏の日本に於ける働らさの、鳥瞰圖が出て来る。

二月九日、信長公信濃國に至而訖、可レ被レ成ニ御動座。

條々 御書出

大和河内
紀州方面

一 信長出馬に付ては、大和人数出張之儀、筒井召連可ニ罷立之條、内々其用意可レ然候。但高野年寄之輩、少相殘、吉野口可ニ警固之旨、可ニ申付之事。

此れは信長と、高野山との葛藤中であつたからだ。

一 河内連判、烏帽子形、高野雜賀表へ宛置之事。

雜賀には、本願寺門跡、及び其の一味があるからだ。

一 泉州一國、紀州へおしむけ候事。

乃ち和泉勢を以て、紀州の押へとする事だ。

一 三好山城守、四國へ可ニ出陣之事。

此は申す迄もなく、對長會我部の運動である。

一 攝津國父勝郎留主居候て、兩人子供人数にて可ニ出陣之事。

池田勝三郎信輝を留守とし、其子三助、輝政を出陣せしむ可し。

一 中川瀨兵衛可ニ出陣之事。

攝津方面
池田信

中國方面
と秀吉

一 多田可三出陣一事。
 一 上山城衆出陣之用意、無二油斷一可仕之事。
 更らに中國方面に付ては、

一 藤吉郎一圓中國へ宛置事。

の一項あり。即ち中國方面は、全然秀吉に委任したものと見る可しだ。

一 永岡兵部大輔(細川藤孝)之儀、與一郎(細川忠興)同一色五郎罷立、父彼國に可三警固一事。

乃ち此れも亦た、父を留めて、子を從軍せしめた。

一 惟任日向守(明智光秀)可三出陣用意一事。

右遠陣之儀候條、人數すくなく召運、在陣中兵糧つゞき候様にあてがひ簡要候。但人數多く候様に、戒力次第可三抽ニ粉骨一候者也。

二月九日(天正十年)

御 朱 印

要するに
兵の精撰

要するに、軍に従ふ非戰鬥員を省き、成る可く兵を精撰し、少數にて、多數同

総帥信忠

様の働きをなす可く、命令したのぢや。

柴田勝家等の北國衆が、此の條文に擧げられざるは、彼等が即今上杉景勝と、加、越に於て、對抗中であるからだ。而して今回は、信長が自ら進んで、軍を督する迄もなく、信忠を總帥として、何等の不足はなかつた。

信忠の出
發と武田
方の投降

信忠は二月十二日に、岐阜を發し、十四日に、岩村に著陣し、瀧川左近、河尻與兵衛、毛利河内守、水野監物、水野宗兵衛等、何れも信長の命を奉じて、之に赴いた。武田側は風を望んで投降した。二月六日、瀧ヶ澤の砦先づ降り、老

臣下條某、守將の下條信氏を追うて、織田軍を迎へた。十四日には、武田信廉の婿、小笠原信嶺、松尾城を以て降り、飯田城兵も亦た、夜に乗じて逃れ、森長可、團景春等、之を追撃し、若干の首級を獲た。

此に於て伊那口は、最早之を扼守するの敵兵なく、滔々として織田勢は侵入した。而して木曾口の方面も亦た、案外に手脆かつた。

二月十六日、御敵、今福筑前守武者爲ニ大將、藪原より鳥居峠へ足輕を出し候。

滔々とし
て織田勢
侵入

馬場昌房
と相對す

信忠の連
戰連勝

木曾之御人數も、苗木久兵衛父子相加、奈良井坂より懸上、鳥居峠にて取合、遂に一戰討取頸之注文、跡部治部丞、有賀備後守、笠井、笠原、以上頸數四十餘有、究竟之者、討捕候也。信長公記

而して織田勢の織田長益、丹羽氏次等は、木曾義昌の勢と相合して、鳥居峠を扼し、馬場昌房の立て籠れる、深志城と相對した。

三位中將信忠卿、岩村より峻難、節所を越させられ、平谷に御陣取、次日飯田に至り、被移御陣。大島に御敵日向玄徳齋たてこもり物主也。小原丹後守、正用軒(武田道進軒入道信綱)關東のあん中(安中七郎三郎)、是等も番手に被相加、大島を拘候。中將信忠卿、御馬を被寄候處、運を開き難く存知、夜中に廢北也。則三位中將信忠卿大島に被成御在城、爰には河尻與兵衛、毛利河内被入置、又御先手飯島に御移也。森勝藏、團平八、松尾の城主小笠原掃部大輔、是等者先陣被仰付、先くより百姓共、己くが家に火を懸罷出候也。(信長公記)

如此江山
坐附人

實に鄧艾、鍾會が、蜀を攻めた時の有様も、斯くやあらんと思はる、也。斯る天嶮を有しながら、如此江山坐附人もの、武田氏の武運の拙さが爲め乎。それ然り、豈にそれ然らん乎。全く民心を失うたからだ。

戰國時代
と一門親
族の結合

【四三】 高遠城の劇戰

凡そ戰國時代に於て、一門親族の結合の、最も善く行き届きたるは、毛利氏であつた。元就の遺訓が、十二分に徹底したと見え、秀吉と中國陣對抗の際にも、被官、城主、附庸、與國の徒は、往々反覆、豹變したけれども、其の身内、若しくは譜代の歩調は、立派であつた。次は島津氏と、北條氏だ。島津氏の事は、姑らく措き、北條氏の如きは、其の最後迄、一門は打ち揃うて、其の方向を一にした。

武田家の末路と一門譜代の

如何なる團體でも、いざ最後となれば、團體の利益よりも、其中に包容せられつゝある、各人、各個の利益を主とするものぢや。難船の場合には、船よりも、船にある銘々の生命が、より大切なる事となるものぢや。されば、武田家の末路に於て、一門、譜代の面々が、勝頼を見捨てたとして、決して不思議ではないが。さりとして其末路の、餘りに見苦しさには、興を醒まさずには居られぬ。

第一に穴山梅雪の内通

此れは勝頼其人の、不徳に基くと云へば、それ迄の事であるが。斯る例は支那の歴史には兎も角も、日本の歴史には、洵に稀有の例と云ふ可きであらう。第一に穴山梅雪入道信君は、信玄の弟安藝守信友の子にして、勝頼の妹嫁である。即ち信玄に取りては、姪であり、婿であり、勝頼に取りては、従弟であり、義弟である。されば彼は駿州江尻の城を預けられ、駿河探題であつた。然るに彼は、蚤くに家康を頼りて、織田氏に通じた。武田三代軍記には、九年前より徳川家へ内應したとあるが、そはおまけであるにせよ、彼は自から家康の手引者となつた。

第二に武田信豊の荷安

第二に武田左馬頭信豊は、信玄の弟、信繁の子にて、其子は勝頼の女に配した。此女は元來穴山梅雪の子に、約婚があつたが、改めて斯くしたから、その爲め梅雪は、勝頼を怨んだと云ふ説がある。それ丈信豊の方には、親昵であつたが、彼は今回の大事にも、「左馬頭信豊も、五度の會評に、虚病を構へて、兩度ならでは、出仕仕らず。」(武田三代軍記)とある通り、唯だ苟も全からんことのみ、是れ希ひ。遂に信州に落ち行きて、果敢なき死を遂げた。

第三に武田信綱の懦弱

第三に武田信綱入道道遠軒は、信玄の弟にて、勝頼の叔父だ。然るに彼は、織田軍防禦の一線に立ち、伊奈郡大島城を守たが、敵を見るや、當時諏訪に滞陣したる勝頼に、何等の挨拶もなく、直ちに甲州に逃げ還つた。

我先にと身を引く

各々、士大將、我先にと身を引き、道遠軒、一條右衛門大夫、武田上野介、其子左衛門大夫、武田左馬助子息次郎、御舍弟葛山三郎を始めとして、恨を書狀に斷り、各々心を變せられければ。勝頼の軍勢二萬餘人ありけるが、今

男兒らし
盛の聲信

は僅に、御旗本勢三千人には過ぎざりけり。〔武田三代軍記〕
と云ふもの、中らざるも遠からざる可しだ。

斯る中にて、只だ男兒らしき振舞をなしたるは、信州高遠城を護りつゝある、
勝頼の弟、仁科五郎信盛であつた。彼は信忠が開城を諭したるに答へて、
芳札披閱得ニ其意一候。如レ蒙レ仰、信玄以來對ニ信長一遺恨重疊、因レ茲漸
殘雪融者、尾濃之間、勝頼勤ニ干戈、可レ散ニ爾憤一被ニ存詰一候處、遮而當國
御發向、啐啄同時候。當籠城衆之儀者、一端一命、勝頼之方江報レ爲ニ武恩一候。
不レ可レ準ニ不當不義之臆病成輩、早々可レ被レ寄ニ御馬一候。信玄以來、鍛鍊之
武勇之手柄之程、可懸ニ御目一候。恐々諱言。

二月廿九日 〔甲亂記〕

相互激戦
の奮闘

と云うた。此の返書の眞偽は、保證の限りでないが、仁科信盛以下、城兵の意
氣込は、勿論此の通りであつた。
三月二日、拂曉に御人數被レ寄、信忠卿は尾續を搦手之口へ取よらせられ、大

信盛以下
討死

手之口、森勝藏、團平八、毛利河内、河尻與兵衛、松尾掃部大輔、此口へ切
而出、數刻相戦、數多討取候間、殘黨逃入也。個様候處、中將信忠、御
自身御道具を被レ持、爭レ先、城際へ被レ付、柵を引破扉之上へあがらせられ、一
旦に可ニ乗入一之旨、御下知之間、我不レ劣と御小姓衆、御馬廻、城内へ乗入、
大手搦手より込入込立られ、火花を散し相戦、各被レ疵、討死算を亂すに不
レ異。歷之上藤、子共、一々に引寄、差殺、切而出働事不レ及レ申、
爰に諏訪勝左衛門女房刀を抜、切て廻、無ニ比類一働、前代未聞の次第也。又
十五六のうつくしき若衆一人、弓を持、臺所之つまりにて、餘多射倒し、矢
數射盡し、後には刀を抜、切而まはり討死。手負死人、上を下へと不レ知レ員。
討捕頸之注文……

仁科五郎(信盛)原隼人、春日河内守、渡邊金太夫、畑野源左衛門、飛志越後
守、神林十兵衛、今福又左衛門、小山田備中守(是は仁科五郎脇大將にて候
也)、小山田大學、小幡因幡守、小幡五郎兵衛、小幡清左衛門、諏訪勝左衛門、

最後の
人能く
奮闘

飯島民部丞、飯島小太郎、今福銳前守、以上頸數四百餘有。(信長公記)
此にて激戦の様相が、思ひやらるゝ。乃ち城兵は最後の一人迄も、能く奮闘したのだ。武田家武勇の歴史に於て、其の最後を飾る可き一頁は、僅かに此れと天目山あるのみだ。

信州高遠の城落城附 仁科薩摩守晴清(信盛)生害の事

仁科高遠
城守覺悟
の事

城將仁科晴清は、持てば忍ぶべき城なりけれども、迎も通れぬ所なりと思はれければ、花々しく討死し、譽を後代に残すべし。塞に一門の者共、身命を惜み義を捨て、敵の馬前に降り、剩へ皆、誅戮せらるべきこそ、淺ましけれとて。仁科重代の桐の葉といふ小實の鎧に、龍頭の整を著し給ひ、信濃藤四郎と號せられし三尺七寸の太刀を帶き給ひ、一千四百餘人の退兵を従へられ、三月一日の辰の刻に突出で、縦横に馳亂し戦はれければ、小山田備中守は、大手より切出でて、辰の刻より午の刻迄戦ひ、城中に引入れるに、敵を討取る事二百七十餘級、味方百七人討たれたり。是より先日々夜々の攻撃、鐵砲の上手を以て、牆の如くなる敵を、矢坪を指して打倒しけるにより、無の矢一つもなく、信忠の旗本究竟の勇士、數を盡して討たれければ、河尻肥前守、中將の御前に參り、兎角、甲府をだに攻干し候はゞ、其外の枝城は、攻めざるに落去仕るべし。未だ勝頼、安穩にまし

信忠城中
に矢文を
射る

ますにより、敵の鋒先當り難く候。當城は押を差置かれ、一日も早く、勝頼を御退治あれかしと、申しければ、信忠仰せけるは、武田家の鋒先、奮迅として強勇なる事、兼れて知る所なり。高遠の城だに斯くの如くなれば、勝頼が根城は、さこそと思ひ知られたれ。最期の合戦、一入武勇を振ふべし。所詮、大事の敵なれば、信長公の進發を待つて誅伐すべし。唯此城だに攻落さば、尤も甲府も攻安かるべし。謀を以て落すべしとて、矢文を城中に射させられけり。其文に、二月廿八日、勝頼、甲府の舊館に於て生害あり。一門の面々、或は殉死、或は降人となりて、甲信の間、既に平均す。然るに、仁科一人、堅固に城に怵へらるゝの條、尤も殊勝なり。早く城を開かれ、降人となり給ふに於ては、信忠、御命を申請ひ、本領安堵致させ候はんとぞ、書かせられける。仁科殿、之を見給ひ、信忠、己が心に比べて、我を謀るこそ安かられ。勝頼、未だ生害あるべからず。斯く謀つて我を降らしめ、縲繼の恥を以て、信長に面縛させ、首を切るべしとや。假令、不義にして千年の壽を保ち、榮華を子孫に傳ふとも、我れ何ぞ、浮雲の富を好とせん。さあらば、軍兵共に最後の合戦させ、潔く腹切らんと、天正十年三月二日、搦手の多門に上り給ひ、我は昨日の防戦に、深手を負ひたれば、歩行自由ならず。各々最期の軍して、我に見せよと宣へば、畏まり候とて、追手、搦手、一度に門を叩き、先づ搦手より小幡周防守、同五郎、春日河内守、畑野源左衛門、今福又右衛門、千七百人を従へ、大波を立て、討つて出で、信忠の備、七段迄切崩し、以上四度鍛出で、首を得る事四百三十七級なり。追手には、小山田備中守、羽桐九郎、小菅五郎兵衛、今福銳前守、諏訪勝左衛門、六度迄敵を伐崩し、首數二百八十餘級討取りける。爰に諏訪勝左衛門が女房長刀を以て敵に駈合せ、七人迄難伏せ、終に討死をしたりける。六度目の駈合に、小山田備中守も討たれ

城兵善く
戦ふ

寄手遂に
城中に亂
入す

れば、其外、過半討死し、或は劍を蒙り、竟に城門を打破つて、敵、早や城中に込入りけるに、信忠の小姓山口小辨、佐々清藏、馬廻には、梶原次右衛門、桑原吉藏、森武藏守が臣には、各務兵庫介等、一番に乗込みける。これに續いて戸田半左衛門尉も、搦手の門際に乗付け、指物を木立に引懸け、少し猶豫ひける所に、後陣の大勢、一度に踵と乗入りたり。時に小菅五郎兵衛は、仁科晴清の御前に参り、敵、既に城中に込入り候。今は御腹を召され候べし。某、御介錯を致し、御供を仕らんと存じ候へども、勝頼公の御先途を見届けたく候條、御腹を下さるべし。仰せられたき事共、某、傳説仕らんとぞ申しける。晴清、其時、矢倉の狭間の板を押開き給ひ、寄手に向ひ宜ひけるは、此度、我れ心を變じ、信忠が軍門に降らば、一命を續いで、所領を安堵さすべしとの矢擲、苟も我れ清和源氏の流を出でて、法性院信玄が五男なり。何ぞ不義にして、一命を續ぎ、劔を匹夫に取つて、信長が馬前に降らん。早く勝頼父子、并に我が首を取つて、信長に見すべし。汝が父、弱冠より不義暴惡を以て、親族を誅し、或は延曆寺を焼き、數千の衆徒を殺し、將軍家を蔑如にし、恣に逆意を舉動ふ。一旦攝然として、武威を振ふと雖も、終には積惡、其身に及んで、忽ち亡び失せん事、頭を廻すべからず。今武田五郎仁科藤守、生年三十四歳にて生害するぞ。汝等が武運、立所に盡きて、腹切らんずる時の手木にせよといひもあへず、桐の葉の上帯切つて落し、押膚脱いで、刀を弓手の脇に突立て、馬手の細腰迄引き廻し、返す刀にて心元に押立て、十文字に振切り給ひ、矢倉の狭間の板、押立て給ふと等しく、小菅、御首を討落し、則ち火をぞ懸けたりける。斯かりければ、本城二の曲輪、所々に火を放ち、一時の灰燼とぞなしにける。信忠、則ち城中を點檢あり。竟に三月二日、未の刻に及んで仕置等あり。是より直に、上の諏訪に至つて、本陣をぞ居ゑられけ

仁科五郎
の模範的
切腹

る。〔武田三代軍記〕

【四四】 漸く最後に迫る

武田氏の末路は、何故に此の如く脆かりし乎。是れは勝頼が、民心を失うたるに由るは、云ふ迄もなきが。武田家一門、其他が、主我的氣質が多くして、協贊的精神が少く、利己心のみ強くして、奉公心が足らなかつたからと、云はねばなるまい。そは兎もあれ角もあれ、勝頼は、穴山梅雪の變心を、寢耳に水に受取り、取り敢へず、軍を諏訪原より新府に廻した。

去程に穴山玄蕃(梅雪)近年遠州口押之手として、駿河國江尻に要害を拵入置候。今度御忠節仕候へと、上意候處に、則御請申、甲斐國府中に、妻

第八章 四四 漸く最後に迫る

武田家一
門協贊的
精神の缺
乏

穴山梅雪
の變心と
勝頼新府
に移轉

禍は蕭牆の内より起る

信忠刻々迫り来る

信忠上諏訪社を焼

子を入質として被_レ置候を、二月廿五日、雨夜之紛に偷出し、穴山逆心之由承_レ館を可_レ拘存分に而、二月廿八日武田四郎勝頼父子、典厩(信豊)諏訪之上原を引拂、新府之館に至而人數打納候〔信長公記〕

前には木曾義昌あり、後には穴山信君あり、禍は實に蕭牆の内より起つた。然も新府は去年(天正九年)七月以來普請し、十二月に移轉したが、今尙ほ未だ完成して居らぬ。守らん乎、守る可き準備はない。走らん乎、便る可き所はない。流石の勝頼も、今は全く途方に暮れた。

但だ勝頼の恃みとしたのは、高遠城であつた。此處にて當分は、支へるであらうと思つて居た。然も三月二日に、陥落した。信忠は今や無人の地を行く如く、迫つて來た。

三月三日、中將信忠、卿上の諏訪表に至而、御馬を被_レ出、所々御放火。抑當社諏訪大明神者、日本無双靈驗殊勝、七不思議、神秘之明神也。神殿を初奉り、諸伽藍、悉一時之煙となされ、御威光無_二是非_一題目也。

高嶋城と深志城の投降

家康の進發と穴山の案内

信忠は、上諏訪社さへも放火した。彼は、玉石俱に焚く意氣込にて、進みつゝあるのだ。

〔信長公記〕

關東の安中、大島を退出之徒、又諏訪の池はづれに、高島とて、小城有、是へ楯籠、難_レ拘存知、當城も、津田源三郎へ相渡、罷退。木曾口、鳥居峠之御人數も、深志表に至て、打出相働候也。御敵城深志之城、馬場美濃守相拘難_レ成_二居城_一存知、降參申、織田源五へ相渡退散候也、〔信長公記〕

乃ち高嶋城も降つた、深志城も降つた。而して顧みて駿河口を見れば、家康公、穴山玄蕃を、爲_二案内者_一召列、駿河河内口より、甲斐國文殊堂之麓、市川口へ御亂入。〔信長公記〕

蓋し家康は、信長の節度を奉じ、二月十八日、濱松を打立ち、掛川に著し、十九日牧野の城に入り、二十日、田中城に向ふ。依田信蕃、開城して甲州に走る。廿一日、家康駿府に著す。廿三日、持舟城を攻む、廿七日、持舟城主朝比奈開

信長と武田氏の離反策

平生に似ず悠々

城して、久野に退く。三月朔、江尻の城主穴山梅雪、岩原地藏堂に到り、家康に會見し、歸順の意を表明す。(家忠日記には四日とある)七日、家康興津に陣す。此れより駿州井ノ口を經、九日、甲州西郡萬座に陣し、諸兵身延に進む。穴山梅雪案内として、家康の先驅に加はり、文殊堂、市川口より攻め入つた。信長は豫じめ這回の討伐の、太だ難事にあらざるを見越して居た。而して彼は、軍隊の侵入に先つて、武田氏の將士の心を離反せしむ可き、種々の術策を用ひた。即ち其の歸順者に喰はしむるに、甘言を以てし、重賂の約束を以てした。而して彼は漸く三月五日、安土を發し、三月八日を以て、岐阜より犬山に赴き、十一日岩村に至つた。彼が平生に似氣なく、此の如く悠々たるものは、敵を畏れたるが爲めにあらずして、寧ろ自から手を下すの必要を認めず、信忠をして存分に、其の力を竭さしめんと欲したので。即ち彼は現在の勝頼が、六年半以前の勝頼ではない事を、熟知して居た。

【四五】 勝頼の最後 (一)

果敢なき武田氏の末路

曾て敵をして一步たりとも、其の國境内に踏み込ませざりし、武田氏の末路の、餘りに果敢なきには、我も人も、轉た驚かざるを得ぬ。一門、親族は申すに及ばず、譜代恩顧の諸將士、何れも唯だ自衛の策に汲々として、四隣より迫り來れる敵に向つて、一矢を報いんとする者もなく、勝頼は全く孤立、無援の身となつた。

全く孤立無援の勝頼

武田四郎勝頼、高遠之城にて、一先被二相拘一と被二存知一候處、思外早速相果候。既三位中將信忠、新府へ御取懸候由、取々申に付而、新府在地之上下、一門家老之衆、軍之行者、一切無レ之、面々之足弱子共、引越候に取紛、致ニ廢亡、取物も不取敢、四郎勝頼、幡本に人數一勢も無レ之、爰より典厩(武田信豐)引別れ、信州佐久の郡、小諸に楯籠、一先可ニ相拘一覺悟に而、

味氣なき
平國主義
の末路

下曾根を馮、小諸へ逃れ候。四郎勝頼攻二一仁に罷成。〔信長公記〕
乃ち新府に滞在したる一門、家老の面々、何れも混雜に乗じて、逃亡し。一門筋の大立者、武田信豊迄も、信州小諸に通れ去り、今は勝頼一人のみとなつた。凡そ威力を以て、團體結合の中樞となしたるもの、一たび其の威力を失すれば、個々の要素、各々分離し去るは、自然の趨勢と云はねばならぬ。軍國主義の末路は、特別に味氣なきものぢや。

勝頼新府
を焼いて
落去

三月三日、卯刻(午前六時)新府之館に火を懸、世上の人質、餘多在之、焼籠にして被二罷退、人質噓と泣悲しむ聲、天にも響計に而、哀成有様、申は中二愚也。去年十二月廿四日に、古府より新府今城へ、勝頼簾中一門移徙之砌は、鏤二金銀一輿車馬鞍、美々敷而、隣國之諸侍に、騎馬うたせ、崇敬不斜、見物成二群集、誇二榮花、常者簾中深、假にも人にまみゆる事なく、いつきかしづき、寵愛せられし上藤達、幾程もなく引替て、勝頼の御前、同そは上藤高島のおあひ、勝頼の伯母大方、信玄末子のむすめ、信虎京上藤のむすめ。

當てに
ちの人の
身世の
行末

此外一門親類の上藤付々等、貳百餘人之其中に、馬乗甘騎には不可レ過、歴々の上藤子供、踏もならはぬ山道を、かちはだしにて、足は紅に染みて、落人の哀さ、中々目も當られぬ次第也。〔信長公記〕
勝頼は天正九年十二月二十四日に、躑躅ヶ崎屋形を去りて、新府に移り、而して天正十年三月三日、新府を焼いて落ちた。その間僅かに、二個月餘に過ぎぬのだ。然も其の榮枯、盛衰の掌を反へすが如き、實に人の身上、世の行末はど、當てにならぬものはない。

彼何く
逃れんと
する乎

彼は將た何くに逃れんとする乎。『武田三代軍記』には、勝頼の子信勝は、新府に踏み止まりて、討死せんと云ひ、眞田昌幸は、上州吾妻に退去せんと云ひ、小山田信茂は郡内岩殿に籠城を勧め、長坂長閑の説に従ひ、遂ひに小山田を頼むとに決したとある。又た『甲亂記』には、勝頼の方より小山田に依頼し、小山田も之を領承して、一先歸城して準備の上、御迎致す可しとて、郡内に還り、巧みに人質たる其母を取り戻し、勝頼に反いたとある。

太田牛一の所記

又た太田牛一は曰く、

名残をしくも住馴し古府をば、餘所に見て、直に小山田を馮み、勝沼と申山中より、こがつこと申、山賀へのがれ候し、漸小山田が館程近成し處に、内々肯候て、呼寄、爰にて無情無下に撞墮、難レ拘之由申來、上下の者、はたと失三十方、難儀也。新府被レ出候時、侍分五六百も候き。路次すから引散らし、不遁者纒四十一人に成也。田子と云所、平屋敷に暫時之柵を付、居陣候て、足を被レ休候。左を見、右を見るに、餘多之女房達、我一人を便として、歴々在レ之、我身ながら僉議區爲方なし。

小山田信茂の難勝と當惑

是れ寔録ぢや。彼は三日に新府を去り、柏尾に退き、四日に駒飼に次し、七日に小山田信茂、勝頼に告げて、歸城し、其の來迎を約し、其の夜窃に、質とせる母を奪ひ去り、九日信茂の來らざるを怪み、使を發すれば、其兵篠子嶺を扼して、勝頼の來るを拒んで居たのだ。勝頼の當惑知る可しぢや。彼の末路は項羽に類したるも、遂ひに烏江に船を浮べて、彼を待ち受けたる、一亭長さへも

なかつた。

小山田出羽守心替の事

小山田御参に迎はず

柏尾へ著かせ給ひて、待たれけれども、小山田出羽守、御迎に参らざりければ、爰は餘り無用心なりとて、夫より駒飼といふ山家へ、引籠らせ給ふ。其夜、人質とて召され置きし小山田が母、行方知れず閑落す。夫れよりして、すはや、小山田敵になるといひければ、上下惑亂して、扱は郡内へ入る事、叶ふべからず。さらば天目山へ入らんとて、田野といふ所まで、辿り行き給ひければ、天目山の地下人と、甘利左衛門尉、大熊備前守、秋山攝津守合屬して、此地へは入れ申すまじとて、鐵炮を打懸け、矢を放つ事、軒端を過ぐる雨よりも猶繁し。此はそも何とせんと、周章て騒ぐ事、中々申すも愚なり。頼む木の下に、雨漏る心地して、誰を頼み何所へ行かんとも覺えず、只呆れたる計りなり。寔に猛虎の檻に籠り、冥鴻の翅を録れたる心地して、下々の女童などは、泣くより外の事ぞなき。去る程に、小山田は、己が館に歸り、郡中の用心、嚴重に下知をなし、路次には新關を居み、番衆を置きて、更に往還を留む。抑々小山田出羽守信茂は、代々武田の家臣として、君恩更に少からず。年來は武勇をも勵まし、加之、若年の昔より、文道を嗜みて、文武共に缺くる所なし。自譽し自讚する體なり。是に依つて、世俗の批判も同前にして、さりとは、文武共に已達の者なりといはれし甲斐もなく、世間之毀譽者、不レ依三善惡、人間之用捨在二貧福といふ。誠なるか

小山田代武田の家臣重臣

小山田を
悪まぬ者
なし

因果観面

な、元來不當不義の人なれども、富貴に就いて、世上に稱名せられし者なり。塞に窮鳥入レ懐、則ち狩人も赦して不レ殺レ之とこそ申すに、況んや、譜代相傳の主君、事危急に及んで、嬰兒の乳母を頼むが如く、打頼み給ふに、一夜の程に心を變じ、還つて怨心を含む事は、何事ぞや。大行之道能播レ單、若比入心ニ是夷路也。巫峽之水能覆レ舟、若比入心ニ是安流也。人の心の變覆、甚だ道にあらずと雖も、小山田が今度の企、古今共に特少き事共なり、人の望む所は、名利ヲ二なりと雖も、利は一日の利にして、名は萬代の名なるに、縦ひ信長より、一國、二國の恩賞に蒙リ、千顆萬顆の金玉を興ふとも、夢幻泡影の世の中に、利欲心に義利を替ふべくや、穢き者の心中かなと、悪まぬ者ぞなかりける。世、濠季に及ぶと雖も、未だ地に墮ちず。天罰忽に當つて、勝頼生害以後、十三日と申すに、城介殿へ召出されて、押へて取つて刺殺さる。我のみならず、七十に餘る老母、年頃相馴れし妻、八歳になる男子、三歳になる女子共に、皆刺殺さる。纔に十三日生き延びんとて、鳥惡の名を末代に流し、嘲を萬人の舌頭に殘す。果報の程こそ悲しけれ。斯くて、小山田、叛逆といふよりして、朔日迄は、四五百人もありつる御供の衆、何の間にか落ち失せけん、今は百計りぞ残りける。涯分身に替り命に代らんと、忠節立をなし、廣言を吐きし近習重恩の者共、秋山攝津守を始めとして、悉く落ち失せけり。〔甲亂記〕

【四六】 勝頼の最後 (二)

信忠と武
田氏一門
被官の屠
戮

勝頼は去り、信忠は來る。彼は三月七日に、上ノ諏訪より甲斐に入り、一條藏人の家に館した。而して彼は遠慮、會釋もなく、武田氏の一門、被官の徒を屠戮した。一條右衛門大輔、清野美作守、朝比奈攝津守、諏訪越中守、武田上總介、今福筑前守、小山田出羽守、武田道遠軒、山縣三郎兵衛の子、及び信玄の子盲人龍寶等、悉く免れなかつた。而して信忠は、織田源三郎、團平八、森勝藏等をして、上州に徇へしめた。小幡豊後守質を納れて、降つた。駿、甲、信、上野、四ヶ國之諸侍、以ニ有縁一歸レ之、御禮門前成レ市事也。

〔信長公記〕

愈々勝頼
の最後來

とは、蓋し事實と見る可しだ。扱も勝頼の最後は、愈よ來つた。三月十一日、武田四郎父子、簾中一門、こがつこの山中へ被ニ引籠レ之由、瀧川左近承り、嶮難、節所之山中へ分入、被ニ相尋レ候處に、田子と云所、平屋

勝頼の討死と土屋の追腹

敷に暫時柵を付居陣候。則先鋒瀧川儀太夫、篠岡平右衛門、下知を申付取卷候處、難遁被ニ存知、誠に花を折たる如く、さもうつくしき歴々の上藤子共、一々に引寄、四十餘人さし殺、其外ちり、に罷成切而出討死候。

武田四郎勝頼若衆土屋右衛門尉、弓を取さしつめ、引つめ、散く、に矢數射盡し、能武者餘多射倒し、追腹仕、高名無ニ比類一働也。

武田太郎(信勝)は十六歳、さすが歴々の事なれば、容顔美麗、膚は白雪之如く、うつくしき事、餘仁に勝、見る人あつと感じつ、心を懸ぬはなかりけり。會者定離之かなしさは、老たるを跡に残し、若きが先立、世の習。朝顔之夕べをまたぬ蜉蝣之化命也。是又家之名を惜み、おとなしくも切而まはり、手前之高名名譽也。

歴々、討死相伴之衆、武田四郎勝頼、武田太郎信勝、長坂釣竿、秋山紀伊守、小原下總守、小原丹後守、跡部尾張守、同息、安部加賀守、土屋右衛門尉、麟岳長老、中にも無ニ比類一働也。以上四十一人侍分、五十人上藤達女

討死相伴の歴々

四郎父子の頭

の分

三月十一日、巳刻(午前十時)各相伴討死也。四郎父子之頭、瀧川左近かたより、三位中將信忠卿へ被懸ニ御目一候之處に、關可平次、桑原助六兩人にもたせ、信長公へ御進上候。(信長公記)

悲壯なる勝頼父子の死

信長公記の作者は、決して武田氏の同情者ではない。彼は自ニ信虎、信玄、信玄より勝頼まで、三代、人を殺事數千人と云不レ知員。世間の盛衰、時節之轉變、非レ可レ捍、不レ容ニ間髪、因果歴然、此節也。不レ恨天、不レ尤レ人、自レ闇、迷ニ關路、從レ苦沈レ苦、噫哀成勝頼哉。

と云うて居る。即ち彼の末路の悲惨を以て、父祖三代、人を濫殺したる應報と稱して居る。然も其の記する所上の如く、悲壯である、壯烈である。勝頼父子は、實に男兒らしき死を遂げたのだ。之を北條氏政等が、欺かれて城を出で、乍ち屠腹の破目に陥つたに比すれば、勝頼は或は、其の死所を得たとも云ふ可しだ。特に信勝の死に至りては、武田家末代の歴史に、一の光彩を加へたとも

紫の雲の上まで、變らじと契を結ぶ玉の緒の、有らん限りは、本よりも絶えての後も別れめやと宣へば、勝頼聞召し、いしうも仰せけるものかな。御身の御心、まだきより斯くこそ見奉れとて、只此在所、見苦との仰せなるや。或文に曰、三界無安唯如火宅、又十方空と觀ずれば、何處をあると定むべき。只忘想の戲なりと宣へば、御臺所聞召し、誠に左様にて侍ると宣ひて、斯くこそ詠じ給ひけれ。

野邊の露くさばのほかにきえてのち(以下缺)

悦び宣ふ所へ來り、敵ははや、善光寺邊まで参りたりと申しければ、最後の御盃と申しければ、奉りしに、御臺所取上げ給ひて、勝頼にさし給ふ。又御臺所へさし、御臺所の御盃を、御子信勝へさし給ふ。信勝の御盃土屋に下さる。夫より後は、心々の思ひさし、しゆも半の事なるに、土屋は顔近づけ、酌たてなほし申すやう、斯かる野原の御有様見奉れば、心も亂れ氣も消えて、眼も暗む計りなり。斯くならせ給ふは、如何にと申すに、御内の人々の心變の上なれば、さこそは此方を、御心や置かせ給ふらんと、朝夕氣遣ひ致すなり。さもあらざりし印を、御目に懸けんとて、五つになりし若に向つて、いひけるは、汝は幼少なれば人の連には歩み難し。御先へ罷越し、六道の街にて、君待ち奉れ。父も御供申すべき。西に向つて手を合せ、念佛申せといひければ、父が子にてある間、承ると申して、楓の様なる手を合せ、念佛三通申しければ、腰の刀を引抜いて、心もとに押當て、彼處へがばと投げ捨てる。勝頼、此由御覽じて、餘りあへなき事を、致しけるものや。最後の言葉をも懸けやうずるものと宣ひて、御涙を流し宣へば、御前なる人々まで、皆小手の鎖

親子三人
最後の盃

御臺所と
土屋の女
贈答

を濕しける。御臺所、此由を聞召し、何に土屋が若を害しつるか。哀れなると宣ひて、御衣の袂を顔に當て給ひて、暫しは御氣も上り給はず。稍々ありて、御臺所仰せける(は脱)かんろの母の心の不便さよと宣ひて、若が事を遊ばし、母の方へ送り給ふ。

残りなく散るべき春のくれなれば、楡の花のさきだつはうきと侍りて、送らせ給へば、女房辨なくて居たりしが、御詠歌の由を承り、少し心を立直し、三度戴き、涙の隙々に見て、恐れながらも御返し申さんとて、斯くこそ詠じ参らせけれ。かひあらじつぼめる花はさきだちて空しき枝のはは残るとも。

其後、土屋、女房に向ひていひけるは、若が妹二歳になりしをぞ、汝にとらすなり。何方へも連れ行き、若しながらへてあるならば、尼にもなして、父母が遺兒とも、見るべしと云ひければ、女房聞いて、うたての人のいひ事や。彼の若に離れ、御身に捨てられ、又世に存命へんと思はず。同じ道にと思ふなりと、搔き口説き恨みければ、土屋、重ねていふ様は、女の分けなきとは、此とかや。彼の嬰子養育し、父兄が草の蔭を訪はせんは、幾許の忠たるべきといひければ、更に承せざりければ、土屋、頼もしき被官を近づけいひける様は、彼の女親子連れて、何處へも忍び置き、尼にもなして、自らが草の蔭を訪はせよと、いひければ、彼の男申すやう、此は口惜しき御かな。何方へも行きは、何時の用に立つべきぞ。思ひ寄らずといひければ、自ら馬に鞍を置き、女房を抱き乗せて、押へて男に水口を取らせ、馬のさむずに鞭を當て、十町計り追出して歸りける。其後、御臺所御最後も近づきぬれば、御心細くや思召しけん。故郷相模へ斯くならせ給ふ言の葉を、如何なる雁の便にも、言傳てばやと思召して、斯くこそ詠じ給ひけれ。

御臺所故
郷への歌

歸る雁頼むぞかくの言の葉をもちて相模のこふにおとせよ
また如何にもならせ給はん後、御兄弟の歎かせ給はん事を思召して、
れにたてゝさぞなをしまむ散るはなの色をつらぬる枝の鶯
と侍りければ、御前なりし女房達、御最後の御供申さんとて、斯くこそ侍りけれ。
咲く時は數にもいらぬ花なれど散るにはもれぬ春の暮かな

斯くて、敵、間近く來りたる由申しければ、法華經五の卷、奉れと召されて、御心靜かに遊ばし給ふ。既に御經も過ぎければ、勝頼、土屋を召され、御茶所の御最後の御介錯と仰せければ、承ると申して、御前に出でけれども、初めて見奉るに、御年の頃、二十歳の内と見えさせ給ひて、色々の裝束召され、容顏美麗の有様は、昔の楊貴妃、衣通姫、吉原大女と申すとも、斯程なまめいたる形はましまさじ。何處へ劔を立て參らせんと、呆れ果て居たりしに、御自ら御守刀を抜かせ給ひ、御口に含ませ給ひて、俯に伏して給ふ。勝頼、此由御覽じて、急ぎ立寄り、御介錯を奉り、御死骸に抱付き、暫しは物をも宣はず。土屋兄弟三人は、御供の女房達の介錯、取りんに致しける。……やう／＼勝頼、御死骸に別れ給ひ宣ふやう、如何に土屋、時も最後をも同じ時刻と思へども、敵待ち合はんと思ふなり。自ら立ち終ふる事は、家に背ける事なれど、所存の餘り、之ならば苦しからじと、思ふなりと仰せければ、土屋承り、仰、誠に御理なりとて申しける。又御子信勝に向はせ給ひて、自らは一榮一落は春秋たるが、汝無慘なれ。未だ齡足らざれば、武田の家にも直らずして、只斯くなる事は、未だ苦める花の春にも逢はずして、嵐にもまれ落つるが如し。無念なりと宣へば、信勝聞召し、莞爾と笑はせ給ひて、否此は苦しからず。茲に譬の候なり。主従の専念終に朽らぬ。

御茶所の生害

信勝名言

勝頼の生害

信勝の生害

種花の一日は自ら榮をなす。疾くも遅くも殖らめやと宣ひて、かくこそ詠じ給ひけれ。
まだき散る花とをしむなをそくとも遂に嵐の春のゆふぐれ
と遊ばしければ、勝頼聞召し、感じ給ひ大人しや。如何なる心様かなと、思召し入り給ひて、深き御涙に咽び給ひて、御返事も辨へずして、おはします所へ敵來りければ、何れも打物抜き持ちて出給へば、散々に戦ひ給ふ。土屋兄弟三人も、同じく戦ひければ、先へと進む。つはものを悉く滅し腹召さるべしと、仰せければ、承ると申して、御敷皮奉り御介錯(に説)參る。直らせ給ひて、御辭世とおぼしくて、斯くこそ詠じ給ひけれ。

朧なる月もほのかにくもかすみ晴れてゆくへの西の山のは
と遊ばしければ、土屋取り敢へず、斯くこそ申し參らせけれ。
おも影のみをしはなれぬ月なれば出づるも入るも同じ山のは

其後、每自作是念、以何令衆生、得入無上道、即成佛就佛身と、此文を稱へさせ給ひて、御年三十と申すに、田野の草葉の露と消えさせ給ふ。土屋、御死骸に抱付き、聽て御供申すべしとて、深く涙に沈みける。又信勝の御介錯に、弟の土屋參る。是も直らせ給ひて、御辭世と覺しくて、斯くこそ詠じ給ひけれ。

あだに見よたれも嵐のさくら花咲きちるほごは春の夜のゆめ
弟の土屋承り、取敢ず斯くこそ、詠じ參らせけれ。
夢と見るほごもおくれて後の世に嵐のさくら散りばのこらじ

土屋兄弟三人の殉死

とぞ申しける。弟の土屋見奉り、何時よりも美しくましますものや。ほ、眉に薄化粧、色々の装束は、楊梅桃李の花開き、霧の間に弓張月の入る風情、只此世の人とは見えさせ給はず、天人の影向かと覺しくて、雪の肌顯れ、何處へ劍を立て申さんとも、おもほえ難くて居たりしに、願以此功德、普及於一切、我等與衆生、皆俱成佛、我人成佛と、此の文を唱へさせ給ひて、御年十六歳にて、同じ野邊の草葉の露と消え給ふ。弟の土屋、御死體に抱付き、暫し消入りけるとかや。其後、兄の土屋いひけるは、勝頼、信勝御腹召されぬ。思ひ置く事なし。いざ、敵の中へ亂れ入り、討死せんといひければ、承ると申して、御死骸に打別れ、兄弟三人、打物抜き持ち、敵の中へ亂れ入り、火焰を出し戦ひて、多くの者を滅せば、向ふ敵こそなかりけれ。兄の土屋いひけるは、連てもながらふべき身にてなし。餘りに人を失ひて、我が身の後の罪たるべし。いざ、刺違へて死なん。尤も然るべしとて、兄二十五、其次二十二、三男十九にて、刺違へてぞ失せにける。(理慶尼の記)

〔四七〕 武田氏亡滅の責任者

武田氏の

新羅三郎義光以來、二十有六世、連綿たる甲斐源氏の武田氏が、僅かに一ヶ月

亡滅と其責任者

にして、亡滅すとは、餘りに運命が人生を、翻弄するの感なきにあらずだ。勝頼三十七歳、夫人北條氏十九歳、信勝十六歳、何れも愛しむ可き半開、若くは苔の花を散らした。而して此の悲劇なる、亡滅を以て、一に勝頼が長坂長閑、跡部勝資、兩奸の爲めに、致されたのだとは、世間一般に受取られて居る説ちや。

諸引受屋と長坂跡部

如何なる團體にも、諸引受屋がある。甲陽軍鑑杯には、長坂、跡部が、武田氏を魅したる悪黨であるかの如く唱へてある。彼等は果して左程の悪黨であつた乎。一方に高坂彈正の善玉あれば、他方に長坂、跡部の悪玉あり。善惡兩對抗の結果、悪玉勝つて、武田家亡ぶと云ふは、小説としては、月並の趣向であるが、事實としては、頗る怪しむざるを得ぬ。現に長坂、跡部は、佐久間信盛の重賂を貪ぼりて、長篠の戦争に、勝頼を大敗に誘うたと云ふけれども、長坂は當時長篠にあらず。他方の城を守りつゝ、却て長篠の戦況を心配して、勝頼に書を寄せた。而して其の返書として、勝頼より左の如く、

事實は頗る怪しむ可し

長篠役當
時の長篠
長閑

沈世日本國民史

二五二

當陣之様子、無二心許一之旨、態飛脚祝著候。萬方屬ニ本意一候之間、可
レ爲ニ安堵一候。然者長篠之地、取詰之處、信長、家康爲ニ後詰一、雖ニ出張候一
無ニ指儀一及ニ對陣一候。敵失ニ行の術一、一段逼迫之體候之條、無レ一彼陣へ乘懸、
信長、家康兩敵共、此度可レ遂ニ本意一儀、案之内候。猶其城用心別而可レ被
レ入ニ于念一事、可レ爲ニ肝要一候。恐々諱言。五月廿日
と、長閑に與へて居る。此にて長篠の敗北は、勝頼が血氣の勇に逸りたる、結
果であるが、想像せらるゝではない乎。

長坂立派
に殉死す

跡部と參
河物語の
所記

將た『信長公記』にも、勝頼と同時に討死したる人名中に、長坂釣竿(長閑)跡
部尾張守、同息の名が、特筆せられ居るにあらずや。彼等は平生忠義顔して、
いざとなれば、逃げ置れたる輩に比して、立派に其の主君に殉じたではない乎。
但だ跡部に至りては、
跡部尾張守は、爰をばづして落行を、惣藏(土居昌恒)是を見て、尾張は今にい
たつて、何方へ落行ぞとて、よつびいて、放しければ、尾張も運や盡さけん、

要するに
武田家亡
滅の責任
者は勝頼
自身

然も勝頼
のみを咎
めず

土屋が矢がはしりわたつて、まつたゝなかを、射洞しければ、馬より下へ墜
ちければ、寄せ來る者が、則頸を取る。
と『參河物語』にあり。若し此説信ず可くんば、彼は最後に至りて、逃去らんと
欲して、偶々土屋の矢に斃れたるものにて、殉死とは云ふ可らずだ。それにし
ても、或は戈を倒にして、勝頼を拒みたる小山田信茂等に優れりと云ふであ
らう。要するに此の兩人が、奸佞であつたか、否かに至りては、他に何も徴す
可き證據はない。但だ奸佞であつたにせよ、無かつたにせよ、武田家亡滅の責
任は、彼等兩人の上にあらずして、主將たる勝頼の上にあらねばならぬ。
勝頼が柄にもなき進取的、積極的の輕舉妄動は、國力を疲弊せしめ、民心を離
背せしめ、自から、孤立無援の地に陥り、遂に其の國を自滅せしめたのだ。然
も單に勝頼のみを、咎む可きでもあるまい。如何に勝頼が、溫和、穩健の政策
を採りたりとて、家康、信長を對手として、其の獨立の地歩を保持するは、頗
る困難と云はねばならぬ。家康が參河よりして、尾張を侵すとは、信長在世中

第八章 四七 武田氏亡滅の責任者

二五三

は、絶對的不可能である。されば彼が發展は、唯だ大井川を越えて、駿河に向ふ乎。天龍川を遡りて、信州に向ふ乎にあるのだ。勝頼たるもの、甲斐一國を保ち、織田氏の被官となり、徳川氏の附庸となりて、自から満足する事が可能であらう乎。苟も信玄以來の歴史を記憶すれば、勝頼としては、此れは死に優る屈辱であらう。

勝頼の剛強に勝つて亡ぶの志は、されば武田氏としては、剛も亡び、柔も亡ぶ。寧ろ柔弱にして亡びんよりも、剛強にして亡びんとは、恐らくは勝頼の志であつたらう。否な彼は斯く明白なる、意識を有せざりしも、其の本能は知らず、覺えず、彼を此の如く導いたであらう。果して然らば其の志、亦た哀しむ可しである。

「四八」 惠林寺炎上



快川國師自畫譜 [侯爵 細川護立氏所藏]

惠林寺炎
上の悲劇

快川國師
と信玄の
心交

快川國師
と武田家
の没落

戦敗の軍
士を匿す

天目山の悲劇と一對の幕は、惠林寺炎上の事である。抑も惠林寺は、東山梨郡松里村にありて、夢窓國師、此が開山だ。永祿七年、武田信玄寺領三百貫文を寄附し、快川國師を聘し、二百餘の雲水を集め、大いに臨濟の風を振うた。

快川名は紹喜、美濃土岐氏の族であつた。彼は妙心寺に出世し、美濃の崇福寺に住したが、信玄其の道譽を慕うて、之を迎へたのであつた。彼は信玄とは、頗る心交があつた。其の七周忌の拈香には、信玄をば「人中龍象、天上麒麟」と稱した。此れは禪僧月並的の偈辭より、以上の意味がある。恐らくは彼兩人は惺々、惺々を知り、好漢、好漢を知つたのであらう。

快川が當時の緇流に於て、如何に超卓したるかは、天正九年に、正親町天皇より、大通智勝國師の號を、特賜あらせられたるにて知らる。彼は如何なる眼を以て、武田家の没落を、眺めたであらう乎。無心の禪僧も、恐らくは一擲の涙なき能はずであつたらう。

果然戰敗軍士の、寺内に逃れ來りたるものを匿した。窮鳥懐に入る。獵夫尙

一幸滅亡
するも出
さず

惠林寺燒
打の顛末

ほ殺さずだ、況んや慈眼衆生を視る可き、佛者をやだ。若し織田氏父子が、北條泰時たり、快川和尚が、梅尾の明慧上人たらば、事は其儘に落著したのであらう。併し一方は峻克、徹底の武將であり、他方は傲骨不屈の禪僧である。其の衝突は、必然の勢と云ふ可きぢや。

當時前の六角承禎、今は佐々木次郎と名乗る者、其の他足利義昭の使者、上福院、大和淡路守三人、此中に隠れた。彼等は何れも義昭の手先となりて、武田氏と交通し、織田家には、散々迷惑を掛けた者共だ。されば此の三人を出だす可き由、織田信忠は、三度迄も使者を出したが、快川和尚は、一寺滅亡に及ぶも、決して出さずと返答した。而して三人を潜に逐電せしめた。此に於て信忠も、腹に据る兼ね、愈よ惠林寺の焼打を命じた。其の顛末は、左の如しだ。

去程に、今度於て惠林寺、佐々木次郎隠置に付て、其過怠として、三位中將信忠卿より被仰付、惠林寺僧衆御成敗之御奉行、織田九郎次郎、長谷川與次、關十郎右衛門、赤座七郎右衛門、以上、右奉行衆罷越、寺中不殘、老若山

快川和尚
の態度

門へ呼上せ、廊門より山門へ、籠草をつませ、火を被付候。初は黒煙立て見えわかず、次第に煙納り、焼上、人之形見ゆる處に、快川長老はちともさわがず。座に直りたる儘、不動。其外老若、稚兒、若衆、踊上、飛上、互に抱付悶焦、焦熱大焦熱之焔に咽、火血刀之苦を悲しむ有様、目も當られず。長老分十一人、被果候。其中存知分、寶泉寺之雪岑長老、東光寺の藍田長老、高山之長禪寺の長老、大覺和尚長老、長圓寺長老、快川長老。中にも快川長老、是者無隱覺之僧也。依之去年内裡に而忝も、圓常國師と御補任頂戴申され、近代國師號を賜事規模也。都鄙之面目不可過之。四月三日、惠林寺破滅、老若上下、百五十餘人被燒殺訖。〔信長公記〕

如何に快川和尚の態度の、立派であつたよ。伊太利の傑僧サウオナローラの死も、斯く迄はなかつた。彼は其の門類を集め、山門の上にて、威儀を具へ、位に依りて坐せしめた。而して自から椅子に據りて垂語した。諸人今は火焰の裏に坐す。如何にして法輪を轉ずる、各一轉語を著けて、最後の句と爲せと。衆皆な

滅却心頭
火自涼

僧侶中の
眞僧侶

快川の行
爲禪宗の
生命を支
持す

語を下した。快川最後に唱へて曰く、『安禪不_ニ必須_ニ山水_一。滅_ニ卻_ニ心頭_一。火自涼』而して猛火衣に著くも、恬然として動かず、端坐して化した。彼れ快川は、禪僧として逝いた乎、將た日本男兒として逝いた乎。生死の大事を究明して、此に至れば、男兒中の眞男兒、僧侶中の眞僧侶、最早此上に讃辭を要せぬ。

禪宗は鎌倉時代に於て、多大の貢獻をした。北條時宗の蒙古退治の大決心も、恐らくは佛光國師の一語が、其の動機となつたかも知れぬ。但だ足利氏に至りて、禪は下りて文字禪となり、風流禪となり、墮落禪となり、割間禪となつた。然るに快川和尚の如き、快男兒出で來りて、烈焰中に安坐して、火自涼の句を唱ふ。縱令人は之を不自然と云ふも、是れ唯だ俗人の不自然にして、彼に於ては、固より是れ自然である。此の如くして禪宗は、一個の遊戯にあらず、一個の宗教として、尙ほ生命を支持せられた。

惠林寺の事

武田氏の
菩提所惠
林寺

山梨郡檜屋敷村關山派乾徳山惠林寺開山、夢窓國師の開基は、二階堂出羽入道道羅なり。元徳二庚午年草創、御朱印寺領五十九石餘、境内三萬六千四百坪、山林一里四方なり。永祿七甲午年、武田家の菩提寺となる。寺領三百貫文、寄附あり。信玄自筆の證文に、地内の掟、其外諸證文數あり。其節は、七堂巍々として、右の方に大鐘、太鼓の高樓、左に五重の塔、樓門、左右七十二門の廻廊、三門、草門等あり。寺中の十景、一國に類なかりしに、天正十午年四月三日、織田信長の命として、河尻肥後守、數千の兵を引き來りて、惠林寺を取巻く。當時は武田家の由緒あり。既に勝頼の殘黨、隠し置く由、一々繩を懸け出すべしと云ふ。時に勸進といふ僧罷出で、いかにも當時は、武田家歸依あつて、恩祿他に越え候。然れども左様なる人、一人も隠し置き申さず。不審に思され候は、何方迄も御捜し候へと申す。肥後守、馬上にて大音揚げ、陳じ候とも相叶ふまじ。争は無益なり、只火を懸けて、寺中にあらゆる奴原、一人も残らず焼殺せ。若し味方に紛れて、逃走らんと覺束なし。油断すなと下知して、四方八方より燒草を集め、一時に火を懸ければ、折節山風烈しく、煙天を焦し、燃上る。僧侶、下男、兒童共逃げ出づるを、それ洩すなと下知に従ひ、打捨て、一人も通さず焼殺す。喚き叫ぶ聲は、誠に地獄の阿責も斯くやらんと夥し。和尚は佛殿に入り、常々親しみ深かりける信玄の像、煙になさん心憂く、とても遁れぬ命ならば、俱に火中に死なんぞと、彼の像を脊中に負ひ、煙の中を遁れ出づるに、さしもの大兵、見替むる者一人もなかりしかば、危き場所を遁れ出て、とある方に暫く忍びおはしける。切堂塔の火は、益々熾にし

河尻肥後
守惠林寺
に放火す

不思議な
信玄の
像

て、僧童焼死する者七十四人、堂塔三十餘宇、靈佛靈像七堂の壯嚴、忽ち火中の灰となる。此信玄の像は、同人三十三歳にて、剃髮の時、自身の毛を以て、不動の尊像にうゑたるにて、信玄靈魂とごまりたる像なるが、不思議にも、火中を通れ、今猶ほ惠林寺に之あり、位牌には惠林寺殿機山信玄大居士とあり。其後、東照神君、甲州御入國の砌、兵火の爲めに、伽藍焼失すと雖も、信玄の像恙なきを御感まし、即ち諸堂御再興仰付けらる。今の惠林寺是なり。〔甲陽道開録〕

【四九】 武田氏舊領土の處分

信長と木曾義昌穴山信君

信長は徐々と進行した。天正十年三月十八日高遠城に抵り、十九日上諏訪法華寺に陣を構へ、庶政を沙汰した。廿日木曾義昌來謁した、彼には舊領筑摩郡に加へて、新たに安曇郡を與へた。同日穴山信君來謁した、彼には舊領安曇の朱印を與へた。廿三日には、瀧川一益に、上野國、及び信州二郡を與へ、關東の

瀧川一益と關東管領

管領とした。『年罷寄、遠國へ被遣候事、痛雖被思食一候、關東八州之御警固を申付、老後之覺に上野に在國仕、東國之儀、御取次、彼是可申付之間、上意忝も、御秘藏之るびか毛之御馬被下、此馬に乗候而入國仕候へと御説。都鄙之面目、此節也。』〔信長公記〕とある通り、信長の功臣を待つ、亦た頗る優渥であつた。

信忠の功を賞す

廿五日には、上州の小幡が、甲府に至り、信忠に歸參の禮を述べた。廿六日には、北條氏政より米一千俵を、諏訪迄持届けて進上した。同日信忠には其功を賞して、梨地蒔繪の腰物を與へ、『天下之儀も、可被成ニ御與奪一旨被仰。』〔信長公記〕とあれば、追て家督相續せしむる意をほめかしたのであらう。廿八日

論功行賞の發表

信忠は、甲府より諏訪へ、親しく禮意申述べ可く來つた。廿九日には、木曾口、伊那口の諸兵、各々歸陣した。而して同日、論功行賞は、發表せられた。木曾、穴山、瀧川は前に記したる通りである。家康には駿河を與へ、甲斐(穴山領地を除く)及び信州諏訪郡を、河尻秀隆に、信濃四郡を森長可に、

伊那郡を毛利秀頼に、岩村城を團景春に、兼山城を森蘭丸に與へ。而して左の掟を申達した。

國掟 甲信兩州

一 關役所、同駒口不可取之事

此れは信長一流の、政治の眼目ぢや。駒口は小間口であらう。即ち關所の税や、地方特別税やの徴收を、嚴禁したのだ。此れは單に減税の意味のみならず、交通、運輸の便宜を圖るが爲めであらう。此を見ても武田氏は、銀國政策を行ひ、四境には關所を設けて、關税を課し。郡町村には、小間口税を取りたることか、反證せらるゝ。蓋し信長の第一著手は、武田氏の苛政を除くにあつた。

一 百姓前本年貢外、非分之儀不可懸一事

此れは新領土に對する、當然の心掛である。信長の目的は、先づ民を養うて、而して後、民から取らんとするにある。勝頼時代の誅求政治とは、同一の論でない。

信長の第一著手は武田氏苛政の除却

新領土に對する當然の心掛

浪人退治

一 忠節人立置外、廉がましき侍、生害させ、或者可ニ追失一事。浪人退治も、治安を保つ爲めには已むを得ぬ。

裁判の公平と慎重

一 公事等之儀、能く念を入、令ニ穿鑿不可落著一事。裁判の公平と、慎重とは、信長の恒に關心したる所であつた。如何なる場合でも、人心を得ると、失ふとの關鍵は、専ら此の一事である。

士著の士人を懐柔

一 國諸侍に懇 扱、さすが無由斷一様可ニ氣遣一事。是れ士著の士人を懐柔し、而して亦た彼等を統御して、放恣ならしめざる可く、注意したのである。

一 第一慾を構に付て、諸人爲ニ不足之條、内儀相續においては、皆令ニ支配、人數を可レ抱事。

信長が、佐久間信盛を折檻したる、一の理由は、自から其慾を逞うして、部下の侍を放逐し、其の割前を、私したると云ふとであつた。何れの世の中でも、兵士の頭をはねて、我が懷を肥す大將はあつたものだ。是れ信長が、甲信分

私慾を去りて士人を養ふ

封の諸將に向つて、私慾を去り、職掌を分ち、士人を養ふ可く、命令した所以ぢや。

奉公人の争奪

一 本國より奉公望之者、有之者相改、前抱候ものかたへ相届、於ニ其上可ニ扶持之事。

奉公人の争奪は、現代の職工争奪の如く、當時の流行であつた。是れ此の注意を與へたる所以である。

武備充實の爲め

一 城々普請、可ニ丈夫之事。
一 鐵炮玉藥兵糧可ニ蓄之事。

此の二條は、武備充實の爲め也。

道路修築

一 進退之郡内請取、可レ作レ道事。

道路修築は、信長統一政治の要領の一である。

堺論停止

一 堺目入組、少々領中を論之間惡之儀、不可レ有レ之事。
分封諸將の堺論を、停止せしめたのぢや。

右定外、於ニ惡扱一者、罷上直訴認可ニ申上候也。

天正十年三月 日

以上各項を誦視すれば、信長が其の分國に臨む政策は、尾張半國の領主の時より、天下の大半に、其の威勢を及ぼしつゝある、現時に至る迄、一貫して居る。自から權力の中樞たる事、其一だ。裁判の公平、慎重、其二だ。關所撤廢、苛稅除去、其三だ。道路修築、其四だ。武備の充實、其五だ。

信長と分國政策の一貫

第九章 秀吉威を中國に振ふ

【五〇】鳥取城の籠城

且らく眼を、中國方面に轉せしめよ。織田、毛利の戰形は、依然として變らぬ。されど天正七年十一月には、荒木村重の有岡城は陥落した。天正八年正月には、別所長治の三木城は陥落した。同年八月には、本願寺顯如上人は、大阪城を信長に致して、鷲森に去つた。而して毛利家與國の宇喜多は、天正七年九月、小西行長を使として、秀吉に就き降を請ひ、その十月、愈よ信長の公許を得た。斯く觀察し來れば、形勢は頗る毛利方に取れて、不利と云はねばならぬ。若し尋常の場合ならば、毛利方は、笥の皮を剝く如く、漸次に細り行くの他はあるまい。されど流石に、元就によりて訓練せられたる、中國者に、元春、降景によりて統率せられたる、中國者だ。彼等は形勢の日に非なるに拘らず、各々

中國形勢に不利氏

毛利は流石に中國者

秀吉鳥取城主を招降す

吉川經家鳥取城に入る

最善の力を竭して、織田軍の西下を、支持せんと試みた。織田軍總督たる秀吉の心配も、決して一通りの事ではなかつた。

天正八年正月、三木城を下したる秀吉は、同年五月因幡に入り、六月鹿野城を抜き、鳥取に向ひ、山名豊國を招き降した。而して其の老臣森下道興、中村春次等は、豊國の不信を咎め、同年九月豊國を逐ひ、假りに山名豊弘を迎へ、命を吉川元春に聽いた。元春は牛尾元貞をして赴き守らしめ、元貞の傷くや、市川雅樂允をして代り守らした事は、既記の通りである。然も森下、中村等は毛利家の公族を戴かんとを請うたにより、天正九年二月、吉川經家は、八百餘人を率ゐて、市川に代つた。

天正九年春、森下出羽守入道道興、中村對馬守方より、新莊へ飛脚を差越申上候は、いづれなり共、御同名之衆、御越被成候は、大將と仰ぎ申度之通願ひ候。此飛脚二月廿二日著仕候。元春様被聞召、御吟味之上、吉川式部少輔經家を召て、其方儀、因州鳥取へ被遣度思召候。大儀ながら相

勤候は、可爲ニ御祝著旨、被ニ仰渡一候。式部少輔御意承り、御心入在難奉レ存候。何方にても、御用に立申候儀は、同前に候。敵地の境、肝要なる所へ被レ遣候段、忝奉レ存候。堅固に御用に立可申之通御請申上候。……都合人数八百餘にて、頓て新莊を出足仕候。時しけふちにはせたる頸桶を備え、先へ持せ候。誠に討死の覺悟なりとて、諸人譽申候。〔吉田物語〕

吉川經家と武士の意地

流石に吉川姓を辱めざる經家である。彼は固より勝算あるではなかつた。但だ武士の意地として、一命を捨つる可く、出發した。然るに意外にも、彼は鳥取城に入りて、其の糧米を検査したるに、頗る僅少で、三個月を支ふるに足らぬ程であつた。彼は驚て其の理由を詰りたるに、先月若州より米買船參り候て、高直に買取申に付、頓て出來仕る米にて候へば、少々構ひ置候。米をも賣申候。〔吉田物語〕

と答へた。森下、中村等は、正しく秀吉の策に乗つたのであつた。秀吉は、鳥

秀吉と兵糧攻の策

城中愈々兵糧に窮す

取城の容易に抜く可らざるを見て、之を兵糧攻にす可く、故らに若州より米買船を派して、高直に之を購はしめたのだ。今更ら後悔しても追ひ付かぬ。依て鳥取城の西に、北流して海に入る賀露川の水運を利用し、船舶を、其の河口に備へ、安藝との連絡を取り、其の補給を仰いだ。元春は其の情報に接し、先づ若干を輸送し、又た六月中旬に、補給の船數隻を發した。然も戦闘員二千人、非戦闘員二千人、都合四千人の食料としては、日一日缺乏を加へて來た。秀吉の先見は、全く的中した。城中は愈々兵糧に窮して來た。

當時鳥取城外に兩砦あつた。一を丸山城と云ひ、元春の士、山縣春往等、五百餘人にて、之を守つた。而して鳥取城と、此の丸山城との中間にある砦を、雁尾城と稱し、鹽冶高清をして、之を守らしめた。彼等は鳥取城と、犄角の勢をなして、寄手に當つた。而して秀吉は、愈々大軍を率ゐて、此に殺到した。

鳥取城外の兩砦

【五一】 秀吉鳥取城に薄る

秀吉鳥取城攻圍に著手

果然秀吉は、二萬の兵を率ゐて、天正九年六月廿五日、姫路を發し、但馬を経て、因幡に入り、沿道村落に放火しつゝ、進んだ。前軍の將、羽柴秀長は、七月五日、丸山城の東に來り、附近を偵察し、小戰を試みた。七月七日、全軍鳥取附近に集合し、鳥取城を距る七八町、帝釋山の頂、五十間四方を削平して、本營を措き、諸將を部署して、攻圍に取り掛つた。

本城並に諸砦に對する攻勢

本城に對しては、東部よりして、宮部繼潤、及び宇喜多氏の兵、西部袋川の左岸よりして、中村一氏、木下重堅、神子田正治、蜂須賀正勝、黒田孝高、木村重茲、加藤光泰等の兵を以てした。丸山城に對しては、東部よりして、羽柴秀長、北部よりして、垣屋駿河守等を以てした。其他砦を秋里に構へ、杉原家次を置き、援路を絶ち、又た船橋を賀露川に架して、交通を便にし、淺野長吉(後長政に改む)を海岸の警備に當らしめ、兵船を河口に繋ぎ、以て毛利よりの糧道

秀吉と攻圍城法の周到

を斷つた。秀吉の攻城法は、實に周到を極めた。其の攻圍線の延長は、二里に互つた。其の線路に壘柵、塹壕を設け、五町毎に哨所を作り、足輕五十人宛を配附し、十町毎に三層樓を築き、士二十、弓銃足輕各百人宛をして、之を成らしめ、夜は一二間毎に、篝火を焚き、警戒を嚴にし、士卒の柵外に前進するを禁じ、營内に市を開き、給養を豊にして、持久の策を取つた。乃ち太田牛一も、

城中の困窮と來命の運命

五六町、七八町宛に、諸陣近くと取詰させ、堀をほつては、尺(柵)を付、又堀をほつては堀を付、築地高くとつかせ、無二透間、二重三重矢藏を上させ、人數持面々等之居陣に、矢藏を丈夫に構させ、後卷之用心に、後陣の方にも、堀をほり、堀、尺(柵)を付、馬を乗まはし候へども、射越之矢にあたらぬ如くにまはれば、二里が間、前後に築地高くとつかせ、其内に陣屋を、町屋作に作らせ、夜るは手前く、に篝火たかせ、白中之如くにして、廻番丈夫に申付、海上には警固舟を置、浦く、燒拂、丹後、但馬より海上を自由

に、舟にて兵糧届させ、此表一著之間は、幾年も可在陣用意、生便敷次第也。

と記して居る。斯る次第なれば、鳥取城中の困弊は、云はずもがな、彼等は刻一刻、愈よ干乾になる運命に迫つて来た。

鳥取との連絡を絶つ

されば城中より、善く潤ぐ者五人を選抜し、潛に袋川を渡りて、急を藝州に告げんとしたが、何れも捉へられて、殺された。秀吉は又た宮部繼潤をして、道祖神谷を占領し、雁尾と、鳥取との連絡を絶たしめた。鹽冶高清は、孤城支へ難く、退いて丸山に合した。

吉川元春の輪糧の目を絶つ

吉川元春は、其士有地右近、新見春信等をして、糧を鳥取に輸送せしめたが。彼等は鳥取城を距る、三十餘町の近きに来りつゝ、遂に其の目的を果たし得なかつた。又た元春は、其士中村善兵衛を丸山城、及び鳥取城に遣し、赴援を報じ、固守を励めしめた。

毛利の運送船を焚く

八月信長は、高山右近をして、攻圍の實況を視察せしめ、且つ秀吉に馬三頭を

吉川經家等の辛抱力我慢力

秀長丸山城に諭す

賜うた。同月廿五日夜半、毛利の運送船五隻、兵船十隻に護衛せられ、賀露川の出口に至る。秀吉の増援隊細川藤孝の士、松井康之等攻撃して之を焚き、護衛隊長鹿足元忠を殺した。

吾人は攻圍軍の働らきよりも、寧ろ吉川經家等の辛抱力、我慢力の旺盛なりしに、驚かざるを得ぬ。彼等は何等の希望もなく、見込もなく、唯だ木の根、草の葉を喰ひつゝ、六月より十月迄持ち耐へたのだ。

羽柴秀長は、其臣藤堂高虎に命じ、先づ丸山城に向て、開城を諭さしめた。藤堂は其士、阿字戒源太兵衛を遣はした。

當城の儀無二異儀、被三明渡一候に於ては、各の儀は不レ及レ申、雜兵に至る迄、無レ恙至ニ伯州、送り届可レ申候、尤人質を取替し、御氣遣無レ之様に可レ仕候と申入候處に。元春御家來境與三右衛門、森脇次郎兵衛、兩人罷出

藤堂殿御使者、城内へ御入被レ成候へ、城主山縣九左衛門、直に御口上承り、御返答可レ申と言ければ、阿字戒も大事に存じ、色々辭退仕候へ共、是

使者阿字
戒を欺殺す

非内へ御入候へ、無左候へば、御返答不相成と申に付、不及力、門より内へ入申候と、與三右衛門左手に組候。森脇抱付、兩人仕り搦取、切岸へ引出候。藤堂殿へ御返事可申と呼はりければ、敵陣より人數多出で、鳴を静め聞候。其時境與三右衛門、高聲に藤堂殿御使者口上の趣き、具さに承居り候。御返答阿字戒殿へ、委細申合候。爲御禮、御使者を、一體分身となし、返し候と云て、首を刎、切岸より下へ投落しければ。敵是を見て、腹を立て、さるに於ては一人も不殘打果せとて、仕寄をよせ候。藤堂與右衛門(高虎)井合次郎左衛門をなど夜廻りを仕候。然處に境與三右衛門、待請居候て、與右衛門を鍵にて突き申候。深手に候得共、命は無別條一候。(吉田物語)

使者を欺き殺すは、決して譽めた事でない。併し其の倔強や愛す可しだ。毛利氏の士を養うたる、才かに元就一代の業だ。然も其の鍛錬は、實に能く行き届いたものであつた。

長き籠城には、随分面白き逸話もあつた。彼等は敵味方協同の狼狩をした。

毛利氏善
く士を養
へり

敵味方協
同の狼狩

或時狼一匹、丸山の中程へ出候を、寄手鐵砲を揃へ打候へ共、元の林中へ逃込候に付、美濃守殿(羽柴秀長)より、以使城中へ申され候は、當山に狼一匹籠居候。御人數を被レ出候へかし、此方よりも人數を出し、長陣の眠ざまし、狼狩申付、互に見物可仕と、被ニ申越一候。山縣九左衛門、承り候とて、即時人數を出し、狼を打殺し敵陣へ送りければ、美濃守殿機嫌にて、狼を二つに切、頭をば留置、尾の方を此方へ被ニ差越一候。次手に美酒十樽、折十合贈られ候。城よりも爲ニ返禮、鐵砲玉藥、折に積て贈り候なり。右に記す境與三右衛門、森脇次郎兵衛兩人は、丸山の城普請見合の爲め被ニ差越一候處に、急に取巻れ歸候儀不相成、籠城仕候事。(吉田物語)

戰時中にも、敵味方の間にも、相見互の作法はある。日本男兒の心腸は、斯る機會のある毎に、最も善く其の真相を、發揮するものぢや。

戰時中にも
相見互の
作法

【五二】鳥取城の陥落

鳥取城切迫中の情状

鳥取城は、今や愈々陥落に近いた。毛利家の後詰も覺束なく、食料は全く盡き果てた。其の情状は、

今度凶幡國鳥取一郡之男女、悉く城中へ逃入楯籠候。下々百姓以下、長陣之無覺悟候之間、即時に及ニ餓死。初之程者、五日に一度、三日に一度、鐘をつき、鐘次第、雜兵悉く柵際迄罷出、本草之葉を取、中にも稻かぶを、上々の食物とし、後には是も事盡候て、牛馬をくらひ、霜露にうたれ、弱者餓死、無ニ際限。餓鬼の如く瘦衰へたる男女、柵際へ寄張焦、引出扶候へと、さげび、叫喚の悲しみ、哀成有様、目も當られず。以ニ鐵砲一打倒候へば、片息したる其者を、人集刀物を手にく持ちて、續節を離ち、實取候き。身之内にても、取分頭能味有と相見えて、頸をこなた、かなたへ奪取逃候き。兎に角、命程強面物なし。然其依義失レ命習大切也。〔信長公記〕

城中救済の一途

秀吉の經家への勸諭

經家の返事と秀吉の承知

城中は坐して餓死せん乎、將た主將自から衆に代りて、衆を濟はん乎の、二途あるのみだ。吉川經家は自から進んで、後者を擇んだ。

『吉田物語』によれば、人々相食む慘狀を呈した。秀吉は、天正九年十月二十日、堀尾吉晴を使として、吉川經家へ降參を勧めた。經家、及び藝州衆は雜兵に至る迄、一人も残らず、送り届け申可し。但だ森下、中村、佐々木、鹽冶等は山名譜代の家臣にてありながら、其の主人を追出したる不忠者だ。又た丸山城の裨將奈佐日本介は、海賊の張本にて、往來の船を切取、諸人を惱す惡黨なれば、何れも切腹申付て、見懲りに致す可しと申し通じた。經家は之を聞き、我等大將の采配を把り、當城に籠り、諸士の命を司りたる上は如何で森下、中村等の國侍を見殺にす可き。拙者一人切腹致す可き間、諸卒の命を助けらるゝに於ては、本望たる可しと返事した。秀吉も經家の義に感じ、重て堀尾を以て、經家へ領承の旨を答へ、誓紙を與へたとある。

『信長公記』には、此事に付て、

城中より降参之申様、吉川式部少輔、森下道與、日本介、三大將之頸を取可
進之候間、殘黨扶被出候様にと詫言申候間、此旨信長公へ伺被申
處、無御別義之間、則羽柴筑前守秀吉同心之旨、城中へ返事候之處、不
レ移二時日、腹をさらせ、三大將之頸、持來候。

とある。惟ふに吉田物語は、毛利側より記したるものにて、信長公記は、織田
側より記したるものなれば、之を對照すれば、其の全き事實が分明する。
始め城中、餓死に瀕したるを以て、守將經家、及び森脇、中村三人、自裁して、
士卒の命を助けんとを、淺野長吉によりて、秀吉に乞うた。秀吉乃ち其旨を信
長に稟申し、堀尾を城中に遣はし、酒食を贈り、誓書を交換し、其事を了した。
蓋し宇喜多處分の專斷にて、信長の勘氣を被りたる秀吉は、一擧手、一投足に
も、信長の允可を経ずしては、施行せなかつた。信長の允可さへ得れば、降参
は此方より勧め様が、彼方より申出で様が、別段問題ではない。
式部少事、在所出足仕候刻、酒樽一荷持せ申候。其酒たしなみ置、取出

させ、御付被レ成候侍衆、其外暇乞の盃を廻し、事終て後、衣裳を改め、羽
織著仕り、表へ出、茂助(堀尾)に相對致し、時の挨拶など仕り、具足櫃に
腰をかけ、我等首は、信長の實験に入べきなれば、能打と申し、一尺五寸
の脇差、中巻仕たるを、脇に押立、聲をかけ引廻し、又取直し、心下に押
立て、臍下へ押下し、脇差を持たながら、膝の上に兩手を突て、首を伸る。靜間
と申者、介錯仕り候。〔吉田物語〕
出發の際に、頸桶迄も用意したる經家なれば、一死は固より其の分とする所
あつた。然も彼が死狀の壯烈なる、流石に中國武士の名譽を辱めざる者と、云
ふ可しや。

十月廿五日、鳥取籠城之者、扶被レ出、餘に不便に被ニ存知、食物與へられ候へ
ば、食にゑひ、過半頓死候。誠餓鬼之如く瘦衰へて、中々、哀戚有様也。鳥
取相果、城中普請、掃除申付、城代に宮部善祥坊入置訖。〔信長公記〕
とある。

城中困弊の推察

因幡一國全く平定

吉川式部少輔の申出と許す可らざる三人

又た吉田物語にも「道の傍に太釜をすすぶ並べ、粥を煮させ、下城の者に喰せられ候。多食仕候者は、皆相果候」とある。如何に城中が困弊したかは、如上の事實にて、推察するに餘りあるではない乎。

秀吉は杉原家次をして、鳥取城の西なる、吉岡城に楯籠れる、吉岡質休父子を諭して、開城せしめた。而して大崎城も、亦た降つた。斯くて天正九年の末には、因幡一國は、全く平定して、織田氏の領土となつた。

鳥取落城の事 附吉川式部少輔切腹の事

斯くて鳥取の城には、數日の對陣に兵糧漸く盡き、諸卒以外に勞しければ、吉川式部少輔我一人自害して諸勢の命を扶けんとて、秀吉の方へ使を以て其事を乞はれければ、秀吉より堀尾茂介、一柳市介兩使にて、大將自害して諸卒を助けられんとの儀、誠以て感賞に堪はず候。然れども森下出羽入道、中村對馬守事、一度因、東伯耆迄歸還するの處に、兩人逆心の故を以て、再び亂を起し、其上譜代主人に對し不忠の科人に候間、彼等兩人に切腹させらるゝには、其外は一命を助く可き間、式部少輔切腹の事、駭と無用の由申越され。又四五日有りて、丸山に籠居る鹽治周防守、佐々木三郎左衛門、奈佐日本助此三人、近年に於て山賊海賊して、諸人を惱し罪科淺からず。藝州に抱

經家更に森下中村の助命を乞ふ

經家自裁の決心動かず

へ置かれても、又上方に差置きても不可なり。然れば是も共に切腹有るべき旨言はれたり。

式部少輔思ひけるは、鹽治以下は強ひて斷るに及ばずと雖も、森下、中村兩人の儀は、主人豊國へ不義の段はざる事なれども、各々人質を捨て藝州を馳走し、其志淺からざる者共なれば、何とぞ助けて元春の陣所へ送り遣し度き事なり。扱又某一身の儀は、時の加番たりと雖も、當城を預り、森下、中村を始め豊國家中の面々に至るまで、大將と稱して湯仰を請くるなれば、全く遁るべき所に非ずと、無二に覺悟を究め、堀尾茂介、一柳市介兩人の方へ、野田左衛門尉を以て森下、中村切腹の事、彼等兩人尤も豊國に對しては不忠に似たりと雖も、山名が利害を見て屢々約を變ずるに比すにば、兩人が守る處又義有るに似たり。且つは當方に於て、志深き者に候間、我等切腹して、兎角彼兩人をば一命を助けらるべし。扱又丸山の鹽治以下は、海賊を仕る程の不肖の者に候間、是亦助命せらるべし。我等切腹の事は、何等に就きても覺悟を究めたる由、言遣すと雖も、森下、中村以下助命の儀、秀吉曾て承引なく、終に右五人の者共切腹すべきに定まり、其上にても式部少輔切腹の事は、是非に無用の由申越されけれども、經家無二の覺悟の由言切りたり。又二三日有りて、秀吉申越されけるは、前代より諸國弓箭和睦の傳説數多之有り。式部少輔一百餘日の籠城を遂げられ、秀吉天下の軍代として對陣し、互に和睦を以て諸人相助け候事、自今以後御方瑕隙にはなるまじ。其上重科の森下、中村同前に切腹に於ては、秀吉理不盡の様に候間、式部少輔切腹の儀は、平に我等扱に任せられ存じ止まらるべしと、再三申越さるゝと雖も、經家曾て納得せず、兎角切腹に議定したる由言切りて、元春父子への暇乞の書狀自筆に認め、秀吉よりの檢使を待ちて、自害すべしと覺悟したり。然りと雖も、其後四五日もとかうの事もなかりけるが、秀吉より使を以て、式部少輔切

經家從容
一札

腹の事、再三申理ると雖も納得なく、誠に家名を恥ぢられ、無二の覺悟神妙の至なり。數りの籠城兵糧盡き、牛馬人肉等を食せる事、天下に其隠れ有るまじ。然るに互に扱を以て、式部少輔を西國へ送返すに於ては、天下の弓矢強みなき處に、貴方覺悟を以て秀吉後代迄の譽なり。然れば筑前守陣處へ一人差越さるゝに於ては、諸勢相助くべき旨神文判形見せしむべし。其外一人にても諸子覺悟だてこれあるに於ては、見掛けたる籠城なる間、弓鐵炮を留立干に申附くべしと言越さる。之に依りて、頼て野田左衛門尉に小野太郎右衛門を差添へ、秀吉の陣所へ遣しければ、則ち誓紙を相調へ兩人に渡し、其後しるし天下へ上すべき間、介錯念を入れらるべしと言含められ、兩人を返されたり。經家誓詞を披見して、秀吉へ暇乞の一札、山縣總右衛門之を書す。其狀に曰く、
今度因州鳥取、京麩於御弓矢之衛引請、筑州及三悴腹、諸人相助候事、乍恐後代之可爲三名譽候。此等之趣、於天下御披露所仰候。恐惶謹言。
天正九年十月廿五日

羽柴筑前守殿

吉川式部少輔經家

經家從容
死に就く

斯くて森下道與、中村對馬守、十月廿四日の夜、面々の役所に於て自害すれば、吉川式部少輔經家、同廿五日、秀吉よりの檢使堀尾茂介、一柳市介を待受け、廣間へ出で上座に具足唐櫃を置き、青黄の袴を着し著座す。秀吉より饋られたる行器酒肴を並置き、各々に暇乞の盃せんとて、諸卒を集め、今度籠城の中、晝夜の苦辛など懇に謝詞を述べ。經家家人小坂永左衛門、野田左衛門尉に向ひ、秀吉よりの檢使をも此方へ請じらるべしといへば、野田其儀向に檢使へ申すと雖も、遂て辭退の由申

秀吉涙を
流して感
歎す

すに依りて、各々家人等迄召出し、靜間奏者にて暇乞の盃して、靜間之を納むる時、高聲にから笑ひ二つ三つしたり。家人福光小三郎重恩の者なる故、豫れて殉死と思定めければ、白越後幡子を著し、念珠を手に掛け、靜間が脇に著座したり。搦式部少輔經家、唐櫃に腰を掛け脇指に中巻して、座中へ目を附け、高聲に、稽古なき事に候へば、無調法に有るべき旨雜談して、同日寅の刻切腹すれば、介錯靜間其首を討落す。生年三十五歳と聞ゆ。福光小三郎式部少輔が前に居て、切腹を見終り、其脇指を胸に押當て、聲を掛けて乘懸り自害したり。若鶴甚右衛門も主人の死を見るに忍びず、續いて腹を切れば、竹崎市允福光、若鶴兩人が介錯す。其後式部少輔首をば首桶に入れ、秀吉への暇乞の一札を添へて、筑前守の陣所へ檢使を連れて、野田左衛門尉持参したり。檢使堀尾、一柳は、森下、中村が首並に福光、若鶴が首をも、兩人が忠死を感じて取歸り、何れも秀吉の實檢に備へければ、秀吉も式部少輔義士なることを感歎して、涙を流されたりと聞えし。其後彼の首を京都へ上せられ、江州安土に於て、信長諸大名を集め實檢ありしとなり。「藝侯三家誌」

【五三】馬山の對陣

鳥取城の陥落
毛氏の打

鳥取城の陥落は、毛利氏に取りては、少からぬ打撃であつた。毛利輝元は鳥取を救ふ可く、十月上旬、藝州吉田を發し、出雲の富田に著いた。續いて小早川隆景も、亦た來た。吉川元春は其先鋒として、六千の兵を率ゐ、十月廿五日、伯耆の馬山に至り、翌日大崎に赴かんとしたが、此處にて端なく鳥取落城の報に接した。此に於て彼は兵を按じて、秀吉の來るを俟ち、大いに接戦せんと覺悟した。

秀吉鳥取
元春を對

果然秀吉は、元春の來るを聞き、斯くては南條元續の羽衣石城、其の弟小鴨元清の岩倉城の守りも、覺束なしと掛念し。乃ち二十六日正午、三萬の兵を提げ、鳥取を發し、二十七日、因伯の境土鎧畑に至り、此に陣を構へ、元春と對峙した。

馬山の地
勢と元春
の覺悟

馬山の地勢は、南に東郷池を控へ、北は日本海に臨み、西に橋津川を帯び、三方の要害によりて、東面の咽喉を扼す。元春の之に陣するや、前面に柵を連ね、柵外に二條の路を開かしめ。又た橋津川の橋梁を斷ち、湖上の舟を收め、味方

の退路を斷ち、必死の覺悟を示した。如何に元春の意氣の、軒昂であつたかは、吉田物語に掲げたる、左の挿話にて察せらるゝ。

然處に常御陣所に居候國衆寄合候て、元春は此所に於て、有無の一戦と極られ候と見え候。杉原盛重、人數を添へても六千に不足の小勢にて、六萬(三萬?)餘の大軍と、及ニ一戦ならば、當方の勝利十に一つも有間敷候。今夜本陣へ爲見舞罷出、元春へ異見仕り可然哉と談合致し、各同道にて、本陣へ出候へば。元春袴をめし、御出逢候て、いつもより機嫌能、御咄被成、色々御會釋など有之。御咄の序に、敵陣を各見られよ、薄雪ふりて、此方には面白けれども、秀吉は此寒氣を凌ぎ、迷惑せらるべきなど、て、餘念もなく見え候に付、終に御意見申事不成、各退出候。其跡にて、焼火をさせられ、春をあぶり、近習の者共に、御雜談候て、被成御座を、皆見聞仕り、兎角十死一生の御合戦、必定の儀と存、雜兵に至る迄、覺悟を詰罷居候。

元春非常
の決心な
包みつな
從容追ら
ざる態度

秀吉の防
守と元春
の進出

良に元就の子である。彼に果して萬全の策があつたか、否かは、姑らく措き、大敵に對しては、此の決心が肝腎である。

秀吉も此の必死の敵と、戦ふの不利を知り、肯て馬山に向はず。却て廿八日には、蜂須賀家政等に命じ、兵三千餘を以て、敵地に放火し、糧を羽衣石、岩倉の兩城に輸せしめ、又た彈丸、硝藥、弓矢等を補給し、弓銃手三百人を増加し、出戦を禁じて、専ら防守を勵めしめた。元春は之を見て、井上平右衛門、山縣總右衛門等に銃手百人を附し、松崎に進ましめ、大雪の裡に、彼我の兵途中に衝突して、小戦あり。元春又た其の二子元長、經言(後に廣家と稱す)等に、二千餘人を附し、井上等を助けしめた。

南條元續、小鴨元清の兄弟は、此機に乗じて、毛利軍を打たんとて、兵を秀吉に請うた。秀吉は龜井茲矩、中村一氏、藤堂高虎、神子田正治等、一萬四五千人を發したが、秀吉は其の不可を見、急に使を馳せて、之を止めた。而して秀吉自から馬山附近を偵察し、元春の容易に撃退す可らざるを見、且つ積雪滿地、

秀吉姫路
に歸還し
元春新莊
に引上ぐ

接戦に便ならず、兩城の危険も、亦た少きを認め、二十九日營を撤して、鳥取に退き、家政等を留めて、馬山を監視せしめ、明春の再舉を約し、十一月八日、姫路に歸還した。元長等は之を尾撃せんとしたが、元春許さず、彼も亦た、尋で安藝新莊に引き上げた。

秀吉淡路
を攻略す

斯くて秀吉は、十一月八日、池田勝九郎と與に、淡路に押し渡り、安宅木河内守の由良城を攻め、之を抜いた。秀吉は勝九郎をして、降將安宅木を携て、安土に赴き、信長に謁せしめた。

【五四】 秀吉と信長 (一)

秀吉の位置は、中國征討の總督として、著しく進捗せられた。即今織田家第一

中國征討
と秀吉位
置の進捗

の出頭人、柴田勝家さへも、北國押として、越前北庄に、在城したが、其の威勢の達する範圍は、恐らくは秀吉に及ぶまい。秀吉は江北長濱に、其の根據地を有すると與に、今は播磨、但馬、因幡、伯耆を攻略した。乃ち其の勢圍は、淡路にも及んだ。

信長と寛容磊落の

舊怨を忘れず新患を慮る

信長は其の有する一切の性格中に、寛容と、磊落とを少いだ。猜疑は小人の恒と稱すれども、不幸にして、信長には此があつた。彼は其の部下に對して、焼餅を焼く程の、小人ではなかつた。されど一たび部下に、風雲に乗ずる機を興へん乎、彼は何時謀反を起すやも、知る可らずと掛念した。彼は舊怨を忘れぬと同時に、新患を慮つた。此れは彼の本來の、性質にもよることであらうが、其一は其の生立當初に於て、屢ば其の周邊の、陰謀に苦しまされ、惱まされた、苦がき經驗よりして、斯く天下の大豪傑に似氣なき、忌克の性質を、養成したのであらう。何れにしても、彼に事する者共に取りては、此れが則ち喉下徑尺の逆鱗であつた。

秀吉は大體に於て信長を得

秀吉の成徳の功人と信長

若し信長が、天正十年に死する代りに、天正二十年、即ち文祿元年迄生存したらば、信長と、秀吉の關係は、如何であつたらう乎。此れは寔に興味ある疑問である。併し今更ら斯る疑問を、解釋する必要はない。但天正十年迄の成行を見れば、秀吉は、随分信長の機嫌を損じたともあつたが、大體に於て、信長と相得て居た。此れは信長が、秀吉に調子を合すのではない、秀吉が、信長に合したのだ。信長と秀吉の關係は、何時も秀吉の方より、働らき掛けたのだ。彼が永祿元年二十三歳にて、信長に出仕した以來、彼は事毎に差出がましく直前し、信長の嘲罵、叱責をも冒して、働く可く勤めた。斯くて彼は何時の間にやら、信長に無二調法の人間となつたのである。彼の成功は、美濃に於ける洲股河畔の、築砦に初まつた様だ。併し其の信長公記に、特筆せられたのは、永祿十一年、江州箕作城攻からの事だ。此よりは頼頼拍子に進み、信長の伊勢に於ける經略にも参加し、特に淺井、朝倉退治に就ては、最も大なる部分を働らき、淺井氏滅後は、其の領土の重なる相續者に、拔

多く働いて少く求むる秀吉

一切を信長に捧ぐ

擡せられた。されば彼が、中國征討總督の大任を、引き受くるに至つたのも、適材を適所に用ひたる所以であつて、流石に信長の人材を駕御し、驅使するに於て、其の天才が認められると云はねばならぬ。

併し秀吉の位置の進むと與に、彼も唯だ從前の如く、差出口の小猿にて、平氣たる能はぬ様になつた。縱令彼自ら平氣たらんとするも、其の境遇が之を許さぬ。此に於て人間學の大博士たる秀吉は、特に信長に向て、如何に能く彼に事へ、且つ危険より遠かるを得可き乎と研究した。彼は多く働いて少く求むると云ふことを見出した。即ち信長の命ならば、水の中でも、火の中でも飛んで入り、而して恒に一切を信長に捧げて、赤裸々たる可く決心した。而して如何なる場合に於ても、自個が獨立の人間でなく、信長の命令、監督の下に、動くものであるとを、自から意識し、且つ意識しつゝあるとを、信長にも、諒解せしむ可く勧めた。此に就ては、秀吉の苦心も、一通りの事ではなかつた。

秀吉が北國陣より、柴田と衝突して、無届にて小谷に歸城するや、乍ち信長の

秀吉と閉門中の酒高會

主人として事へ難き信長

勘氣を被り、閉門した。然るに閉門中、何等謹慎の意なく、盛んに置酒高會して、歡樂を事とした。此に於て秀吉の親近の者共、餘りに秀吉の不恭なるを見て、信長の瞋を累ねんことを虞れ、忠告す可く、竹中半兵衛に諮つた。然るに流石は半兵衛である。彼は徐ろに諭すに、此れは秀吉の深き了見あつての事だ。若し此の際秀吉が鳴を鎮め、城に閉ぢ籠るに於ては、直ちに信長より、謀反の嫌疑が掛るであらう。然るに呑氣に、面白く、美人を相手に、醇酒を酌んで、遊樂を事とするに於ては、信長も安心せらるゝであらう。唯だ此が爲めに、故らに斯くせらるゝものぞと云うた。事の眞偽は兎も角も、秀吉の信長に於ける、此の如く頗る細心のものであつた。

主人としての信長は、頗る事へ難き代物であつた。彼は其の臣下の、器械的に動くを、好まなかつた。彼は其の臣下の、自發的働らきを要求した。

ある時、信長公誰にても參れと仰けるに、近習の小姓一人參て、仰を待つ。最早よしと仰ける間、罷り出づ。又前の如くに召されければ、外の小姓參り

しに、是も暫しありて、いらすと仰ければ、罷り出づ。又稍々ありて、誰そ參れとありしに、又た外の人參る。暫ありて、此も事なく罷出しに、座の側に塵ありしを、とりて罷り出しを、待候へと仰ありて。仰けるは、總じて人は心と氣をはたらかすを以てよしとする也。武邊といふ事、かゝるもひくも、時の潮合、合戦の習也。其方が只今の退様、しほらしとほめ給ひしと也。〔備前老人物語〕

信長の嫌ひ者

其事の實否は、別として、寔に信長の人を使ふこつあひを、能く説明したものとと思ふ。信長の嫌は、馬鹿と不精者であつた。然も此れと同時に、彼は如何なる場合でも、獨斷專決を容さなかつた。若し何事にもあれ、信長の意向を伺ふことなくして、勝手に定めん乎。其事の是非得失は、第二にして、先づ其の放恣なる行動に就て、相當の咎を受けねばならぬ。乃ち細心の秀吉さへも、中國役に於て、天正七年九月、宇喜多歸參に付、本領安堵の朱印を申請したるに、御説をも伺はず示合の段、曲事であるとして、能く播州より安土に來た秀吉をば、

獨斷專決を容さず

秀吉の中國役と對信長苦心

秀吉と一將校の自覺心

追ひ還したではない乎。要するに器械的に働くも不可、獨立自由の者として、働くも不可。其の委任せられたる範圍に於ては、自發的に工面もし、工夫をも廻らし。而して縱令委任の範圍内でも、事の少しく重大に涉り、且つ委任外にも及ばんとする件は、豫じめ其の指揮、命令を仰ぎ置かねばならぬ。此の如き大將を頂き、安全に其の進路を開拓するは、決して尋常一様の了見では可能はぬ。秀吉の中國役は、對毛利の苦心よりも、對信長に、より多き苦心をしたのであらう。併し向ふ所、可ならざるなき秀吉は、恒に信長に向て、自個は信長の一將校であること云ふ自覺心を、把持しつゝあることを、諒解せしむるに勵めた。彼が信長の第四子御次丸を養うて、子としたるが如きは、亦た信長の心を安ずる、方便であつたであらう。天正十年三月十七日、信長の勝頼征伐の爲め、信州飯島に滯陣するや。

三月十七日、御次公、御具足初に而、羽柴筑前守御伴仕、備前之兒島に御敵

信長の意
中奉承に
汲々

城一所相殘候、此表相働手遣之由注進在之。〔信長公記〕
とあれば、秀吉が、信長の武田退治の際にも、遙かに其の意中之付度して、之に奉承するに汲々たる模様が、分明だ。

歳暮の祝
式に秀吉
の發揮

【五五】 秀吉と信長 (二)

特に天正九年歳暮の祝儀の如きは、實に秀吉式を發揮して、餘蘊なしとも云ふ可さぢや。
歳暮之爲ニ御悦儀、羽柴筑前守秀吉、播州より罷上、御小袖數貳百進上、其外女房衆がたそれぞれへ參らせられ、か様之結構、生便敷様體、古今不レ及レ承、上下共驚ニ耳目一候、訖。今度因幡國鳥取云ニ名城、云ニ大敵、一身之以覺悟、一國平均に被ニ申付一事、武勇の名譽、前代未聞之旨、被ニ成ニ御感狀頂

昔の藤吉
郎にあら
ず數國の
領主

戴一面目之至無ニ申計。信長公御満足なされ、爲ニ御褒美、御茶之湯道具十二種名物、十二月廿二日、御拜領候て播州へ歸國候也。〔信長公記〕
彼は記録を破りたる、大献上物をして、信長の機嫌を取つた。尙ほ甫庵太閤記には、左の如く記載した。

昔之藤吉郎にあらす、數國を領せし諸侯也。明朝饗膳可レ給の條、其心得を致し候へと仰られしかば、兩人(菅谷九右衛門、堀久太郎)秀吉の宿所に參て、感勸に宣ければ、……即御廣間迄、御禮に登城申候はん、いざさせ給へとて立出られにけり。兩人は……筑前守爲ニ御茶之御禮一登山にて御座候、雖レ然御前へは罷出申まじき旨におはしまし候と、言上致しければ。輕々しくも來たる物かなとて、御手を打たせられ、久々見參もなく、床しう侍る程に、先今夜忍びの對面すべし、其に待たせよと、御袴召し給ひつ。筑前か、扱も久しやと、再三宣ひ、從ニ極暑の比ニ極寒に至るまで、因幡、伯耆において、永々の苦勞、衰老にも及ばんやと、御心も安からざりしが、還つて若やきた

るとて、悦び給へば、辱なさに袖のぬるゝを覺えざりけり。兩國御物語の内、御盃下され、此彼御懇にて、明朝登城あるべしと宣ひ、御暇被下けり。

秀吉が信長
の心を
得たる所

此れは如何にも信馮す可き話と思はる。信長は忌克の質なれども、尙ほ是れ血性男兒也。彼は他の好意を尋酌せぬ程の、冷酷漢ではなかつた。特別に心を入れて、彼に奉事すれば、それ丈の反響は、彼には答へた。秀吉が、信長の心を得たる所以は、決して只だ當座逃れの策略ではなかつた。彼は何人よりも、最も善く信長に事へたのだ。

山上より
山下に續
く進物臺

斯て明日之捧物、數多き事なれば、無相違やうに臺にのせて見せよと、終夜用意有しかば、告渡入聲の鳥、催レ且進物之奉行共、はや持出、山下よりならべ置候へ、頓て出給はんとて、奉行共出し給へり。山下にて、信長公への進物は、道之左に、御若君たちへのは、右に並べ、其次々之進物は、如此せよと被仰付一登山有けり。臺の數二百餘の事なれば、左右に並べつる臺

あの大氣
は退治
の支ま
否むま

は、御門に入共、跡の臺は、未だ山下に在。信長公殿守より御覽有て、坂に布引におしはへ見ゆるは、御大氣もの、筑前守が、進物の臺なるべし。見よや者として、打笑せ給ひける。見る者膽を消し、かやうなるおびたゞしき事は、始て見申候と、申ければ、實にも山下より山上まで、臺のつゞきたるを見し事は、我さへ無きぞとて、御氣色事外に見え、大氣者に於ては、天下無双之男なるべしと、笑を含ませ給ひつゝ、あの大氣者には、支竺を退治せよと、被仰付たりとも、否みまじき氣象なりとて、御頂を摩させ給ふを見るさへ、快氣之心ほころびぬ。「甫庵太閤記」

惟ふに信長の志、亦た恐らくは秀吉を驅りて、海外に用ふるにありしならむ。但だ其志の、中道にして沮敗したるを、憾むるのみ。筑前守山上し給ひて、御太刀一腰國久、銀子千枚、御小袖百、鞍置物十疋、播州の土産杉原三百束、なめし二百枚、明石干鯛千個、野里鑄物の色々、蜘蛛三千連、何も臺にするしかば、御廣間に餘りつゝ、庭上亦滿々たり。人皆有まじき事

大を好み
快を好む
秀吉の特色

を見るやうに旬けり。信長御出有て、一々御覽なされ、甚御感あり。御連子(枝)簾中方へ、銀子三百枚、御小袖それぐに臺につみならべ上られければ、おびたゞしき事也とて、彌御氣色なり。(甫庵太閤記)

秀吉は實に其の國力を傾けて、信長に奉じたのだ。彼が磊落、豁大の氣象は、斯る事にも、遺憾なく發露した。大を好み、快を好むは、秀吉の特色だ。必ずしも單に、信長の意を迎ふるのみではない。

かくて御茶可被下旨にて、六疊布の御座敷に、彼岸の繪萬歳、大海之茶入をかざらせ給ふて、御相伴は丹羽五郎左衛門尉長秀、長谷川丹波守、醫師道三也。秀吉を請じ入させられ、殘三人もめし入させられ、饗膳給り、手づから御茶を點じ被下しかば、寔忝けり。其晩何も御禮に登城有ければ、即御對面下され、秀吉へは急歸國可然旨にて、御暇被下しが、翌朝國次の御脇指、先考備後守殿、形見なればとて、堀久太郎に持せ、恩賜有ぬ。即令頂戴一頓て登山し、辱奉存旨、御禮いと濃かなり。(甫庵太閤記)

彼等君臣
相得の状
を知る可し

彼等君臣の相得たる、以て知る可しだ。是れ信長が、能く秀吉を駕御し、鞭撻し、驅使したるのみならず。秀吉も亦た如何に、信長を上に頂きて、活動するかの道を解したからだ。

吾人は今茲に、如何に信長と、秀吉とが、互ひに相得たるかを證す可き、最も緊切なる資料を示すであらう。

兩人相得
立證の資

一 如御存上様御存生之御時、我等には播州但州を被下、其上北郡(近江北部)於于今被下、無言甲斐一雖御座候、西國之先掛を仕候へと被仰出、而播州に致在陣候處に、三木之別所企謀叛一筑前(秀吉)及迷惑一候處に、重而荒木攝州伊丹に有之、謀叛を仕、上へ上へ通路を取切雖申候、終に別所が首を刎申候に付、重々預ニ御褒美御感狀。其上但州かな山、御茶湯之道具以下まで取揃被下、御茶湯御政道雖在之、我等をば被爲免置、茶湯を可仕と被仰出候事、今生後世に難レ忘存候。たれ哉之人がゆるし茶湯させらるべきと存出候へ者、夜晝涙を浮べ申候。就其御一類

の御事まで、あだにも不存候事。

此れは天正十年十月十八日附を以て、秀吉が信孝より、柴田と協和す可しとの諭書に對し、信孝の老臣齋藤、岡本に當てたる、返書の一節であれば、其の辯疏の辭たるは、勿論であるが。然も如何に信長が、厚く秀吉を待ち、又た秀吉が、之に感激したるかは、此にて分明である。又た次節には、

信長の秀吉に對する態度

一 右之御褒美之事は、不及申、安土へ致し候、上様へ懸御目候へ者、御座所へ被召上、筑前(秀吉)が、肩を撫でさせられ、侍程之者は、筑前にあやかり度可存と被仰出候に付而忝存、猶勵を致し、去年にて候哉、因州之内鳥取之城、雖爲二名城取巻申、悉列首、又因幡一國之事者不及申、伯耆之國中迄本意に任候事。

斯主にして斯臣あり

所謂「肩を撫でさせられ、侍程の者は、筑前にあやかり度可存。」の一句は、信長が秀吉に對する態度を、百載の下、尙ほ活躍させて居る。斯主にして、斯臣あり。兩人の相得たる、實に偶然にあらずだ。

第十章 信長の手四方に及ぶ

【五六】 信長と北國

信長の晩年と各方面の経略

信長の晩年は、武田征伐、中國征伐以外に、尙ほ上杉景勝に對する北國役、長曾我部元親に對する四國役、伊賀征服、高野山に對する葛藤等を挙げねばならぬ。固より武田氏亡滅以後、否な其の以前よりして、主力は、専ら毛利氏に向て動いたが。此れと同時に、彼の運動は、如上の各方面にも、行き渡つた。吾人は今更聊か、其の梗概を叙するであらう。

謙信歿後の虚に乘じたる信長

謙信歿後の上杉家は、乍ち景勝と、景虎の内輪喧嘩となつた。油断も、隙間もなき信長、いかで此の好機を空過す可き。彼は直ちに其虚に乘じ、前田利家、佐々成政等をして、北國に働かしめた。此れが天正六年四月の事だ。此れと同

織田氏の北國に於ける勢力

時に、謙信より追放せられ、京都に浪遊しつゝある、越中富山の城主神保氏春に、手當を與へ、歸國せしめ、又た飛騨國司姉小路頼綱に通牒して、氏春に助力せしめた。斯くて成政等は、地侍等と協力し、越中の西部を取り、天正七年には、富山城に據りて、越中一國略ぼ平定した。

織田氏の北國に於ける勢力は、柴田勝家によりて代表せられ、勝家は天正七年六月、前田利家、佐々成政、及び佐久間盛政等を率ゐて、越前より加賀に打ち入り、翌八年には、一向宗一揆の諸寺を退治し、能登に入り、羽咋郡末森城を下した。本来能登は謙信の爲めに、占領せられて居たが、其の死するや、温井景隆、三宅長盛等の據る所となつた。鹿島郡の長連龍は、佐久間盛政等に款を通じ、相ひ提携して、温井、三宅を破つた。三宅は竊かに安土に赴き、信長に謁見して、其罪を謝し、長と與に、能登を分領するとなつた。信長は前田利家、菅谷長頼、福富行清等をして、其政を預かり聽かしめた。此の如くして、越中、加賀、能登三國は、一先づ織田氏の領土となつた。

上杉氏等の進出

河田豊前等の明菓狙ひ

然るに天正九年二月、柴田勝家、前田利家、金森五郎八、原彦次郎等上京し、同三月、神保、佐々上京するや。上杉氏の宿將、河田豊前、越中新川郡松倉城より起りて、小出城を略し、加賀の一揆、亦た此に應じて、別宮、府峠城等を陥れた。

三月六日、神保越中、佐々内藏佐、並國衆上國候。加賀、越前、越中三ヶ國之大名衆、今度之御馬揃に、各在京也。今之透に人數を可出之行に而、名譽之郷の刀作たる松倉と云所に楯籠御敵、河田豊前、以調略一越後より長尾喜平次(景勝)と呼越、大將として催一揆、佐々内藏佐人數入置候。小井手(小出)之城、三月九日に取詰候。

又加賀國白山之麓ふとらげと云所に、卒度足懸りを拵、柴田修理、人數三百計入置、近邊知行之所務納置候處、賀州一揆手合として、令二蜂起、ふとらげへ取懸攻破、入置候者、悉討果し候。

爰國之爲ニ警固、佐久間玄蕃を殘し置候。玄蕃頭ふとらげへ責上り、乘歸し、

佐久間盛政の恢復

一揆共數多切捨、手前之高名無二比類。〔信長公記〕
蓋し河田豊前は、全く明巢狙をやつたのだ。當時佐久間盛政は、加賀尾上城にあつたが、急を聞いて、直ちに別宮府峠に馳せ向ひ、之を恢復した。

上杉勢を撃退

三月十五日、越前衆不破、前田、原、金森、柴田修理、人數不レ移レ時、可レ致出勢之旨、被レ仰出各御暇被レ下、夜を日に繼、越中に至而著陣候へり。
とあれば、信長は柴田等を促がし歸らしめ、以て上杉勢を撃退せしめんとした。
三月廿四日、佐々内藏佐、神通川六道寺川、打越、中郡之内、中田と云所へ被レ懸付候處、上方之御人數、參陣之由承及。
三月廿四日、卯越、長尾喜平次、河田豊前、致陣拂、小井手（小出）表引拂、火之手を、間三里程に見懸、成願寺川、小井手川、打越、人數被レ付候へども、早諸手引取候間、不レ及是非。併籠城運を開。〔信長公記〕
とあれば、上杉勢も機を見て退却したのであらう。而して、
五月廿四日、越中國松倉と申所に楯籠候御敵、河田豊前病死仕候。

上杉勢を退却

信長之蒙ニ御憎者、悉天然と相果候。〔信長公記〕
とあれば、河田は病死したのであらう。併し上杉氏は、尙ほ信長の四方に事あるを覗うて居た。

【五七】 信長と上杉景勝

織田氏の諸將能く働

織田氏の諸將は、能く働いた。信長は更らに其の善後策として、
八月十七日、能登國四郡前田又左衛門被レ下、忝次第也。今度能登、越中、城々、菅谷九右衛門、御奉行にて、悉破却申付、安土至而罷歸候。

此の如く取り計はしめた。蓋し能登の温井、三宅等も、此の騒ぎに聊か連累する所ありて、罪を虞れ、越後に逃れた。此を以て信長は、能登を前田利家に與

信長の武田氏征伐と意外なる訛傳

此の注進に對する信長の返書

へ、長連龍を、其の部下に列せしめた。而して越中、能登の諸城を破却せしめたのは、惟ふに小雄割據の跡を絶つ所以であつたらう。

三月十一日(天正十年)去程越中國富山之城に、神保越中守居城候。然而今度信長公御父子、信州表に至り御動座候之處、武田四郎勝頼、節所を拘、遂に一戰、悉討果候之間、此競に越中國も、一揆令ニ蜂起、其國存分に申付候へと、有くと越中へ僞申遣候。事實に心得、小島六郎左衛門、加老巨式部兩人、一揆大將に罷成、神保越中を城内へ押籠、三月十一日富山之城、居取に仕り、近邊に擧煙候。不レ移時日、柴田修理亮、佐々内藏介、前田又左衛門、佐久間玄蕃頭、此等之衆として、富山之一揆城取巻候間、落去不レ可有二幾程之旨注進被ニ申上候。(信長公記)

書を與へた。

武田四郎勝頼、武田太郎信勝、武田典厩、小山田、長坂釣竿初として、家老者、悉討果し、駿、甲、信、無滞一篇被ニ仰付候間、不レ可有二機遣一候。飛脚見及候間、可ニ申達一候。其表之事、是又可レ爲ニ存分一事勿論也。

三月十三日

柴田修理亮殿

佐々内藏介殿

前田又左衛門殿

不破彦三殿

如何にも痛快なる手紙

如何にも痛快なる手紙である。其表の事、是又た存分たる可き事、勿論也とは、如何にも言簡にして、意溢る。北國の諸將、之を見て何んぞ、袖手安坐するを得んや。

景勝をさへ攻め亡さば、餘國は手間取るまじと存じ候。然る間、佐々と柴田

景勝方の
觀察

とは、越中より働入り、森勝藏は、信濃より太田切口に働き、瀧川は甥の義太夫、沼田より三國峠へ懸り働入るべし。然ば景勝、此の口々へ手配すべしと雖も、被官の柴田因幡守逆心し、阿雅、北二郡の内、蒲原郡は、過半因幡領地にて、取りしくなれば、瀬波の者も、大方景勝を見放つべし。一方勝利を得るならば、三方共に利を得べく。景勝を滅せば、信濃、上野はいふに及ばず、能登、加賀、越中迄も、治るべしと相談して、諸方より近々働入るとの汗進ある故。景勝公、柴田（柴田因幡守）への御働を聞かれ、信長衆へ向ふ手組半分を仰付けらる。〔管窺武鑑〕

上杉織田
勢の小
り合ひ

是れ景勝方の觀察であるが、中らずと雖も、遠からずだ。蓋し勝家、成政等は、松倉、及び魚津城を攻め、景勝は後詰として、越中に入り、黒部川を涉り、吉田に至り、進んで天神山に陣し、常願寺川を隔て、織田勢と相對し、屢ば小せり合あり。然るに長景連は、越後より乗船して能州に入り、鳳至郡棚木城に入り、方さに能登を、上杉氏の爲めに恢復せんとした。魚津の陣に在つた長

景勝進退
兩困の窮
地に陥る

連龍は、棚木に赴き、景連を討て之を殺した。斯る折しも、瀧川一益の兵は、三國峠を越え、森長可は太田切より芦川城を陥れ、越後に亂入し、春日山を襲はんとす。急を聞きたる景勝、今は越中に駐るを得ず、退却した。而して勝家は、其機に乗じて、魚津を陥れ、松倉を下した。今や景勝は、進退兩困の窮地に陥つた。

景勝の佐
竹氏に宛
たる書翰

遙久絶音問一本意外候。併萬方取籠故、乍存打過候。全不可被處疎遠候。仍甲州之義、無是非次第候。就之當方可無御心元一候條申述候。上口信州表、仕置手堅申付。指圖段々下置候。條於二時宜一者、可御心安候。次其表模様曾不相聞一候。東八州之義勿論無其唱一條令承知一度候。將又會津之儀、爲先代首尾不相替一此節入魂奇特千萬候。就中景勝好時代出生。携二弓箭六十餘州以越後一國一相支、遂二一職可令滅亡一事、死後之思出、景勝幅に者、甚不相應候。歟。若又出二萬死、於全一一生一者、日域無双之可。爲英雄一歟。死生之面目、歡悅、天下之

譽人々其美可爲巨多一歟。兼亦當州之儀、賴朝已來承傳、子細、今以可御同篇一候哉。猶彼僧可爲演説一候。恐々謹言。

五月朔日

佐竹次郎殿

景勝

是れ景勝が、常陸の佐竹氏に向て、述懐したるもの。如何にも健氣なる文句であるが、其の瘠我慢の中に、彼が九死一生の苦境は、歴々として思ひやらる。若し本能寺の變微りせば、上杉氏の運命は、未だ知る可らずだ。果して然らば、明智光秀は、實に景勝の恩人と云ふ可きぢや。

景勝公越中國魚津城後攻の事

景勝春日山城を氣遣ふ

太田切廿九日一戰、味方關山逃引退き候様子、六月朔日の夜注進を、景勝公、越中に於て聞召され、同日、越中表を開き御馬を納られ候。是は味方、關山へ引退きたれば、敵競進み、關山までも味方勝利を失ふべし。然れば、勝蔵、春日山まで働入るべしとの御氣遣にて、斯くの如し。是に因つ

魚津落城の味方の掛引

本能寺變の織田勢

て、魚津の寄手佐々、柴田悦び、城中へ申入るゝは、景勝、今朝當表御引拂ひ候儀、森勝藏、太田切口を破り、春日山へ取懸り候故と、推察せしめ候。各々も、是に詮なき籠城仕らるべきよりは、城を渡され、旗本へ加勢尤もたるべく候と申越す。城中衆談合に、此城を抱へ持ちても、春日山落城に及び候は益なし。勝蔵、信州或は甲斐、上野迄も、需らひ集めて働くと聞ゆ。御旗本許りの後攻危ければ、我々も差加はり、然るべき儀なれども、敵に方便られ出で、命を失ひなば、此志も水になり、此城を枕として死すべき所に、命を惜んで、城を渡したりとある批判にあは、一身はさて置き、主君迄、疵になるとて、同心もせざりしを、又柴田、佐々方より、各々命の儀は、下々迄全く構ふまじく候。望に任せ、人質を渡し申すべく候。それを召連れらるべしと、再三申越すに就いて其評議候へども、春日山の儀、心元なく加勢の志、深切なるを以て、六月三日、佐々方よりは、甥の佐々新右衛門、柴田方より、柴田専齋は修理從弟にて、武者奉行を申付くる剛士なり。右兩人を質に取り、城兵皆、三の回輪へ穿みて、本丸を佐々に渡す。佐々、本丸を受取ると、其儘弓鐵炮を放ちて、内外より取包みて越後衆を攻むる。城主吉江織部、松倉の河田豊前、戸山、末盛兩城代、此城の加勢各々十三人、此上は力に及ばずとて、右兩人の人質を刺殺し、三の丸へ攻め入る所の敵中へ突いて入り、散々に相戦ひ、敵を追退けて引入り、切腹仕る。同心被官は、思々の分別に仕れと申置故、何れもいひ合せ敵中へ入り、切死に仕るもあり。切りぬけて越後へ歸るもありき。魚津終に落城なり。敵に方便られて斯くの如し。本意なき仕合なり。扱景勝公は、同日に、春日山御歸城、關川にて甘藪(糖)武略を以て、敵切崩され候へども、今に太田切を塞いで、在陣の由を聞召され、五日には御出馬あるべしとの所。信長父子、舍弟信房共に、

所稱る三國峠の攻

六月二日、惟任日向守光秀逆心して弑され給ふ由、四日の夜中開ゆると、其儘、森勝藏、太田切を捨て、信州海津へ引入れ、其れより上方へ上る。越中の佐々内藏助も、魚津を捨て、戸山へ退く。柴田修理も越前へ引いて入るなり。
三國峠の事、瀧川義太夫、上野、武藏の兵を催し、一萬餘にて五月廿三日、三國峠へ押上らんとするを、抑への長尾伊賀守、粟林肥前守、各々峠の此方に待備へたるに、義太夫、一の先を致し、坂を半登りける時分、味方、兩方の山に弓鐵炮を立雙べ、打懸けく仕る中より、長尾、先を致し、粟林二の見にて、士何れも諸道具を追取りく、長柄を押退け、真下に切懸る故、敵は自ら退き、味方は自ら進み、其上敵の二の見の兵は、坂故助くる事ならざる故、悉く追立てられ、上道一里半程引いて、猿ヶ京城へ逃入り候。味方は小勢なる故、十七八町追討して、引揚げ候へども、敵は我が味方を敵と思つて、永引仕るなり。敵を討取る數二百許り、凱歌を執行ふ。三國峠の攻合と申傳ふるは是なり。〔管親武鑑〕

〔五八〕 信長と四國 (一)

當時四國の狀態

曾我部と四國

管親信長

四國は概説すれば、細川氏の繩張であつた。而して次ぎに三好氏の繩張となつた。勿論伊豫には、舊族河野氏があつた。土佐には一條氏があつた。而して土佐にて、一條氏に代つたのが、長曾我部氏である。土佐では大名七人、御所一人と申した。御所一人は、一條氏で、七人の大名は、津輕、吉良、大比良、本山、安喜、香宗我部、長宗我部(長曾我部)であつた。

長曾我部は、元親迄十九代、土佐に居たと云へば、勿論舊族であつた。然るに元親の祖父元秀の時に於て、吉良、大比良、本山三人一味して、元秀の居城に取懸り、一類残らず打果されたが。六歳になる子千王、譜代の士に扶けられて、一條御所に依り。稍々長じて、一條御所の庇蔭にて、舊業を恢復し。其子元親に至りては、所謂る他の六大名を併呑し、延いて一條御所に取つて代り、土佐一國の主たるを甘せず、更らに四國を討平せんと欲し、屢ば兵を阿波、及び伊豫に出した。

元親は單だに、戦場の勇者のみではなかつた。彼には非常なる我慢心があると

に結ばんとす

共に、縦横の術数もあつた。されば四國の片隅にありながら、夙とに信長が、天下の覇者たる可きを看破し、之に結ばんとした。

元親と河野氏

元親公土佐一國御存分に成るや否や、堺の町人土佐へ商賣に手代など下す、
元親公と云者を、御呼下し被仰様は、尾州へ下、織田信長公と申大名え、
此狀を指上る才覺仕に於ては、可爲満足と被仰。宗喰屋一廉の忠節、
其の子細は、信長公必天下の主に可被成と、元親公思召、被仰入趣。
嫡子彌三郎と申體に、御名乗の字を御分被下様にと被仰入るに付、事の
外御満足被成、信の字を被下、彌三郎殿、御名乗を信親公と申。〔長元記〕
此の如くして彼は、信長の驕心を估ひ、又た中國の宇喜多氏に結んで、宇喜多
氏をして、阿波の三好、讃岐の香川に、援助を與ふるなからしめた。而して元
親の兵を伊豫に出すや、特に河野氏の領域を、侵すなからしめた。そは河野氏
が、毛利氏と親縁あるが爲めであつた。而して若し其の周圍を、兼併するに於
ては、河野氏は獨立するに由なく、必らず長曾我部氏に、叩頭せざる可らざる

四國に覇者たるの野

を見抜いたからであつた。

元親は織田氏の部將、明智光秀と結んだ。光秀の妹の子は、彼の室であつたと云ふ
と云ふ説もある。又た光秀の長臣、齋藤内藏介の妹が、それであつたと云ふ
説もある。〔長曾我部譜〕何れにしても彼と、光秀との關係は、親密であつた。而し
て彼は又た、家康にも好を通じた。彼の外交的手腕も、決して尋常ではなかつた。
但だ彼が四國の覇者たる野心が、信長によりて妨げられんとする場合に
至りて、始めて信長と衝突した。

四國と信長元親間の了解

伊達氏の望が、奥羽にあり、毛利氏の望が、山陽、山陰にあり、島津氏の望が、
九州にある如く、長曾我部氏の望も、四國の外には出でなかつた。然も四國は、
當然彼の繩張りとして心得て居た。當初信長は、元親が土佐一國の領主たるに、異存
なきのみならず、四國の地は、其の切取に一任したる可く、少くとも此の如き了
解が、信長元親の間には、成立して居たものと思はる、理由がある。
然るに信長は、元親の手が、追々と擴がりつゝあるを見て、土佐一國に、阿波

豫約變更

と元親の
言ひ前

兩者依然
通好

砂糖三千
斤

南方二郡丈は、元親の所領とせよ、其他は信長の存分にすべしとの命を下した。
〔野史〕是れ元親に取りては、豫約變更である。彼が之に承服せざりしも、彼と
しては一通りの言ひ前はある。
併し信長も多故である、今更ら急に四國征伐にも、取り掛り難い。而して元親
も、我より信長に喧嘩を吹き掛く可くもない。されば天正八年頃迄は、依然其
の好を通じて居た。

六月廿六日(天正八年)土佐國令二補佐一候、長宗我部土佐守、惟任(明智)日向守
執奏に而、爲御音信、御鷹十六聯、并砂糖三千斤、進上。則御馬廻衆
へ、砂糖被下候へき。〔信長公記〕

とある。當時の砂糖は、實に珍味中の珍味であつた。三千斤の遺物は、決して
等閑ではない。元親も出來得る程度に於て、信長の驕心を、繋がんとしたので
あらう。

長曾我部氏由來記

長曾我部
氏は秦河
勝に出づ

長曾我部
元秀元家
が事

土佐長曾我部氏は其祖秦河勝より出、後裔土州曾我部に住する故に曾我部の姓を賜ふ、古平相國の
時幡多高岡二郡を小松重盛公に賜ふ、故に幡多の住人枚田太郎俊遠高岡の住人蓮池權頭家綱は小松
殿の臣たり、治承四年に賴朝東國に起りしかば、當國吾川郡の流人源希義を誅すべき由の命を承て、
枚田蓮池兵を擧てこれを殺す、其時香美郡司夜須七郎行宗は希義の方人たり、其後賴朝公より伊
豆右衛門尉有嗣を遣はして枚田蓮池を追討し給ふ時、夜須七郎を以て當國の仕承とす、是に由て香
美長岡二郡を賜ふて、行宗か裔世々相持つ、行宗も亦同郡曾我部氏を臣として二郡の事を計しむ、
香美郡に居するを香曾我部とし、長岡郡に居するを長曾我部とす、行宗は鎌倉殿の仕承として蓮池
に居す、世人蓮池殿と稱す、世々の後夜須の家衰へ、兩曾我部として香美長岡の二郡の權を掌る、
夜須氏其權を奪んと欲す、天文年中に長曾我部宮内少輔元秀と云者あり、本主夜須氏を弑す、隣郡
の旗頭木山吉良大比羅三人として幡多の一條殿に訴へ、長曾我部氏を攻殺し氏族悉く殲くす、其時
六歳なる小兒を家臣近藤某と云ふ者調略して連出し、幡多郡へ行一條殿へ奉り、此小兒成人の後
長曾我部氏を立て賜ふべき由を申て泣涕す、一條殿憐愍を加へて育し玉へば、其才容儀ともに二
人に勝たり、一條殿昵近せしめ玉ひて成人の後、時々木山吉良大比羅に申し、宥て長曾我部が舊領を
千玉丸に還附せられける、其子後に宮内少輔元家と云、元家に男子四人女子四人あり、一男宮内
大輔元親、二男吉良左京進親貞、三男香曾我部左近大夫親安、四男彌九郎、是病に因りて上洛し歸路
兄弟三人ともに英雄也、父宮内少輔日來木山吉良大比羅を父の怨と思含て一度は是を報んと欲す、

元家他の
豪族を怨む

一條殿是れを開き玉ひて彼が心を和せんが爲に、本山梅慶が嫡子式部少輔を宮内少輔が繼として一
女を嫁し親交をなましむ、宮内少輔縁者に成ては猶然るべき序も出来ぬべき物と思ひ、辭退に不
及して領掌す、更に長曾我部氏が害心不止、夫國家の禍は君の私より出、先年長曾我部氏が旗頭夜
須氏を害するは逆心也、本山吉良が其罪を討け朋友の道也、一條殿これを許して討しむるは其所以
ある也、長曾我部氏が兒を育して成長せしむるは、國家禍亂の種子を植也、殊に舊領を賜ふに於てな
や、一條家の滅亡自取のみ也。〔南海通紀〕

長曾我部元親創業記

元親喪に
居らずして
勤く

永祿三年庚申六月十五日に、元親の父長曾我部宮内入道覺世没して其業を繼、父の喪に不居して長
濱蒔野二口より打出、數度の戰に勝て本山方の城十三ヶ所を拔、朝倉一城に縮て三年目に本山退散
し、瓜生野と云險所に入、川隈を守て七年相持つ、其内に梅慶も式部少輔も死して、其子岡將監兄弟
二人在て瓜生野を守る、渠か母は元親の姉なれば、和平をなして瓜生野を没落せしめ、長岡土佐晋
川三郎を治む、土佐七人の郡司と云は、本山、吉良、大比羅、長曾我部、香曾我部、安岐、津野是也、
其下に國人十數人あり、應仁亂の後郡司各利を諍ひ國中不治、細川管領家より將軍家に達し、將
軍家より天子に奏して、一條房家公を申し下して土佐の國司と定、郡司を統攝せしめ給ふ、大永元
年に下向在て幡多の中村に居住し給ふ、國人の訴訟を分て録寡孤獨を恵み給へば、其德に懷て國中
解體す、其御子房冬御孫房基三世にして御所の威徳衰へ、豪傑上を侮己が利を恣にす、其時に方り

て長曾我部元親、父祖の羅寇に事寄て兵を起し、隣敵を攻め伏せ、竟に土佐七郡を攻め取りて、創
業をなす也。〔南海通紀〕

【五九】 信長と四國 (二)

元親の四
國有は一
天下統一
の趣旨に
反す

併し元親をして、四國の覇者たらしむるは、信長に於ては、容認が可能はぬ。
是の如きは天下統一の旨趣に反し、四國割據の備を作るものである。蓋し元親
の強大は、多くの理由の中にも、鎖國が其の重なる一であつた。

他國へ上下共出入之事、奉行人年老中判形無レ之者、浦々山々一切不可レ通。
山々者其所庄屋、浦々は刀禰定置上者、若緩申付、猥出入候者、即
時右之者可ニ成敗。無ニ證據一船乗せ候者、其船頭迄も、可レ行ニ罪科一事。

元親の鎖國政策

策源地阿波の西

此れは長曾我部元親百箇條中の、一箇條である。彼は鎖國政策によりて、虎の

尾を負ふが如く、熊の穴に藏する如く、自から防衛し、而して又た、緊要なる地

點を占領して、其兵を四方に出だした。即ち彼は阿波の大西を取りて、其の策源地とした。此處は土佐より七里の山越

なれども、吉野川と、伊豫川の灌漑する別天地にして、四面山を繞らし、頗る

要害の地であるのみでなく。河野氏の居城、伊豫の河ノ江へは、五里の地續に

して、西讃岐の財田へ六里、同國長尾へ九里、阿波の和氣へ十一里。されば『南

海通紀』にも、此地を踏へては、阿波、讃岐、伊豫三ヶ國へ動く、故に其根を固くして、兵

力強し。是の地利を得る者也。此大西の山邑は、四國の中間に在て、東西

二十里の山間なり。土佐より是を得て此を保つ時は、三ヶ國の兵を合ても、

攻べからず。又三ヶ國へ出るには利あり。

とある。元親は則ち、此の地利を占めて、愈よ四國に猛威を振うた。

三好笑岩の訴訟

信長笑岩派の申分を立つ

既定の事

信長が、此の際見逃がし難き一事は、三好笑岩の訴訟である。三好笑岩は、其の本領阿波國美馬、三好二郡を、元親の爲めに奪はれたるを憤り、頻りに信長の力を藉りて、之を恢復せんと運動した。而して笑岩は、秀吉とは、切つても切れぬ關係がある。彼は秀吉の姉、瑞龍院の子、他日の關白秀次を養うて子とした。即ち彼と、秀吉とは、縁類である。而して光秀と、元親とも、亦た殆んど此れと同様の、關係がある。

されば元親派は、光秀之を代表し、笑岩派は、秀吉之を代表し、互ひに信長に向て、其の運動を競うたのであらう。然も元親の武威は、信長をして戒心するを、餘儀なくせしめ、愈よ笑岩派の申分を立て、元親を退治するとなつた。明智は心配した、依て齋藤内藏介兄石谷兵部をして、元親を諭さしめた。然も元親は之を聴かず、明智と絶つた。「長曾我部譜」併し或は明智が信長に對する、不平の一箇條として、此事を擧る者もある。

信長の四國征伐は、既定の事實となつた。此の評判は、天正九年の頃より、追

實となり
伐し四國征

追と四國へ流布し、事大主義の大名、小名は、何れも信長の來るを、日一日と待ち受け、欸を通せんとした。

天正九年秋、河内國三好笑岩、阿波國より上洛して、信長公に申様は、四國の内、土佐の長曾我部は、信長公の命を不用して、四國に逆威を震ひ、領主共を攻破り、人民の命を隕す事、幾と云ふ事なし。是に由て、信長公の進發を待つ事、早魃に、雨を待が如し。阿波國に有保式部少輔あり、(三好)讚岐に香西、安富、寒川あり、伊豫國に河野、宇都宮、西園寺あり。此輩が破れざる中に、兵將を遣され、力を加へ給はゞ、四國平均に屬せん事、手裏にあり。(南海通紀)

信孝等の
出陣と本
能寺の變

信長は此の意見に、耳を傾げざるを得なかつた。彼は天正十年正月、明智光秀を以て、土佐一國、阿波二郡の外は、信長に返上せよと宣した。されど我腕で取つた國は、腕で守ると答へた。此に於て武田氏征討の終るや、否や、直に其の子信孝を大將とし、三好笑岩を先鋒として、同年五月、笑岩は阿波勝瑞に

著し、先づ一宮、蠻山兩城を陥れ、岩倉表を平治し、信孝は泉州岸和田に出陣し、丹羽長秀は、住吉に兵を集合し、方々に四國に向はんとするに際して、本能寺の變あり、一先づ四國征伐は、中止となつた。

【六〇】 信長と高野山

信長と佛
教徒との
衝突

信長は、決して佛教の敵でなかつた。信長は宗教としては、佛教に對しても、佛教中の各派に對しても、何等の執著もなく、愛憎もなかつた。但だ佛教が、歴代の遺習に據り、其の世俗的勢力を恃として、政權を侵蝕するに對して、一毫も假藉せなかつたのぢや。信長の眼中にある、日本統一の前には、何等の差別を措かなかつた。武田、上杉も、堺の町人も、叡山、石山の坊主も、皆な同様に處分した。信長は對手が佛教徒たるが故に、特別に迫害した譯ではなかつた。

高野山信
長の命を
奉ぜず

荒木の家
臣高野山
に脱入

さりとして又た佛教徒たるが故に、何等の用捨を爲なかつた。彼は叡山と衝突し、本願寺と衝突し、最後に高野山と衝突した。高野山は、叡山の如く、積極的に、信長に反抗したのではなかつた。然も彼等は戰國の餘習に従ひ、兵を蓄へ、大和國宇智郡の坂部、二見に要害を構へた。信長は之を聞て、今更ら何の必要ありて、斯る事を爲す乎、速かに其砦を破毀せよと命じた。されど山徒は、之を奉せなかつた。此れは天正元年の事であつた。次に根來攻の時に、信長より其の應援を申し込んだが、高野山は應せなかつた。此れは天正五年の事であつた。

爾來高野山と、信長の間柄は、圓滑ではなかつたが。さりとして高野山も、將軍義昭の依頼を拒絶し、彼を空手に下山せしめ、遂に毛利家に身を托するに到らしめたる程なれば。信長に向て、積極的に反抗もせず、其儘經過した。然るに天正七年十月、伊丹城を脱したる、荒木村重の家臣五人、八年三月、高野山西院谷、池ノ坊に身を托した。此由を聞ける信長は、同年七月、前田利家、不

事件は此
展れから發

信長と高
野聖に對
する制裁

破河内守をして、高野山に赴き、之を搦め取らしめんとした。然も山徒は五人の者、既に當山を逐電したりとて、兩人を欺き還らしめた。事件は此れから、發展した。八月七日、堺奉行松井友閑は、歩卒三十二人を、再び逮捕の爲めに登山せしめた。彼等は山上に於て、頗る亂暴、狼藉を働いた。山徒は之を見て、憤懣之餘、愈々敵意を鞏くした。即ち彼等は、三十二人の歩卒等を酔飽せしめ、悉く之を虐殺した。

友閑は右の次策を、安土なる信長に報じた。信長は其の報復として、先づ諸國に徘徊する、高野聖に向て、制裁を加へしめた。乃ち高野山より諸方へ下れる僧、千三百八十三人を、安土の町外れ、京都七條磧、及び伊勢雲出川に於て殺したのが、天正九年八月の事であつた。(高野山千百年史)

八月十七日(天正九年)高野聖搜尋捕而數百人、從二萬方一被二召寄、悉被二誅候。子細者攝州伊丹牢人共、高野に拘置候、其内に而一兩人可被二召出、者候て、御朱印を以て、被二仰遣一候處、其儀御返事をば不申上、剩御

使に被_レ遣_レ候者、十人計討殺候。毎度蒙_ニ御勘氣_一者拘置、緩怠に付而如_レ此候也。〔信長公記〕

信長高野攻の命を下す

然も信長は、高野聖の誅殺のみを以て、足れりとせなかつた。信長は同年十月、高野攻の命を下し、織田信孝を大將とし、堀秀政を先鋒とし、高野の七口を包圍した。而して高野山に於ても、僧兵は勿論、諸國の浪人を驅り聚め、遊佐河内守の子、蓮上院辨仙、島山山城守昭高の子、花王院快翁杯を、主將として、之に對抗せしめた。

高野山徒朝廷に倚る

高野山徒は、高野聖驅りの節にも、朝廷の御沙汰によりて、無事を希はんとした。今度も亦た、山徒の起請文を以て、叡慮を煩はし、信長をして撤兵せしめんとした。然も信長は、容易に其手には乗らなかつた。さりとして彼は、他方に事多くして、高野に向つて、全力を竭すの機會を得なかつた。

兩軍對峙の際に本能寺の變

されば先づ、多少の小せり合はあつたが、概して睨み合の姿であつた。然も天正十年四月、信孝は四國征伐の督將を承りたれば、其代りに堀秀政が、高野

方面の大將となつた。而して堀も亦た、信長の命を承けて、五月には備中なる、秀吉の陣中に使した。されば織田勢も固より、牽掣的、防禦的であつて、必ずしも進攻せなかつた。而して此の兩軍對峙の際に、本能寺の變生じた。此の如くして空海の門末は、最澄の門末に比して、一山燒打の厄運を免れた。

信長對高野山の葛藤日記錄

天正九年秋八月中。御室與_ニ高野_一往復絡繹。然無_ニ御宥赦_一。是則荒木浪人稱_ニ返電_一。終不_レ出_ニ背_一之也。

信長逆怒莫大

廿一日。御室宮令_ニ鳴瀧法眼書_一通_ニ惣山徒_一云。所謂雖_レ爲_ニ數慮無事也_一。信長公之逆怒莫大。故諸衆同心奉_レ捧_ニ連判之起請文_一者齎_レ之。重可_レ被_レ立_ニ勅使於安土_一云云。山徒隨_ニ御令旨之趣_一。信長不_レ應_ニ勅命_一。滅亡之基也。

晦日。諸宿假聖及高野出之僧千三百八十三人于三个所。以表_ニ示可_レ攻_ニ濱野山_一也。信長滅亡之起本土市外、京七條河原、及勢州津河原也。

冬十月二日。高野攻之先陣堀久太郎秀政出馬。屯_ニ根來寺邊_一。高野攻記云、根來寺者、高野出故、一般兩山一味同心歟、否被_レ糾_ニ明_一之、然

後陣押來
差塞野山
七口

僧俗老若
誓心決定

兩山所領爭論故、近年不三和、依之今度之騷動不致一未之旨、衆口一同答之、則出三人質、所謂杉坊專識爲始、大寺威勢之僧侶、人質合三百五十六人也、五日、後陣押來。差塞野山七口。麻生津口、學文路口、大和口、大峰口、熊野口、保田口、龍神口也、但保田口又號大門口、通廣湯淺等之海邊、敵越、稱賀木、克、惣大將三七信孝本陣青山。麻生津、澁田、名楠臺附城。松山庄五郎、田中粉河附城。堀久、橋本附城。岡田長、此外川筋。無三透間、張陣屋。搦手大和口等。筒井順慶並伊智守差塞之。寄手著到十三人餘、青山附城旗本內、黃絹永樂叙三本、又金色袴。山徒諸庄兵士。諸浪人勿論。若大衆都合三萬六千餘人著到也。七日、大將衆行兵士浪人等之內。擇器量物筋差向之。麻生津口學文路口者、特勢院快翁、行人方旗頭指四方院金光院、其外五口有三分配、一口旗一本宛、地淺黃三幅絹上金剛峰寺、其下脫虎染付之、物頭十組、此組每兵卒七百五十甲、七口七組賦之、殘三組者爲遣兵、交替之、一口大凡五千宛也、所々岩々等拵、軍配之事、不三毛舉、詳于高野攻軍記、十一月十六日。右大辨顯雅卿及御室法眼鳴瀧來書云。山徒起請文經奏聞。而後以三額慮、雖有尊達安土城。決不可解圍之由云云。爾來僧俗老若共誓心決定矣。學侶、行人、若大衆首、競赴攻口、懇修五壇法、十穀新木食、朝意者、於三小田原彌勒堂、丹祈大元帥之大法、若行提手願爲誓固、若伴僧及眼呪者、以手鑄三其鼻端、此外谷々院々護摩柳葉山中、靈驗時々維新矣、天正十年春正月朔日。第二百一世寺務檢校執行法印大和尚位良運朝拜。留記云、老僧若學之不仁、故修正會、仁王會不闕之、二月十四日。大和口順慶之仕寄乘取坂部及東轡兩岩、是依三見密藏院及四山喜右衛門之武勇也。

寄手應敗

順慶之侍大將討爾後自寄衆入二和與。外儀之對陣(陣)而已。互無挑合之軍也。取三好新之允。爾後自寄衆入二和與。外儀之對陣(陣)而已。互無挑合之軍也。每日未明。岡田長門守及細川丹右衛門。嶋傳五郎。欲援學文路口西尾山岩。不能。嶋。細川兩小將討死。長州卷士引退矣。山徒金光院主討死也、快翁勇健、

三月節句夜。諸軍中胸勢甚蒲谷壘矣。然處士卒令油斷之赴。加勢田村之地土。谷上辻之坊方江又號珠德院、今安、等竊令告知。依之龍藏坊與政興江令密談、並專勝、專眞、辻之坊、究竟法師武者五人。並勇卒五十餘引連。風雨夜半。竊出。寺尾志、追崩彼胸勢。詳于野山攻記、○政榮、三月十日早天寅刻青山勢欲酬先日夜討之役。大木權太夫。竹田藤內兩小將。襲寺尾岩。將醫王院勢算。城孫六(荒川士)討死。敵方物頭村川與右衛門授首。敗北之士卒。流死者多矣。夏四月初。堀久太郎自安土來。爲三七信孝交替。守青山本陣。信孝者爲三四國對治大將、相殘侍大將竹田藤內。大木權太夫。近藤藏人。荒木藤藏。堀氏ニ先ヲ被レ越シト相約ノ駈催一萬五千士。靜押太鼓ヲ打之。惣軍欲追落飯盛城。城將辨仙。副將橋口準入防戰。特辻之坊。三喜坊。大河内彦六等。依三勇悍。右竹、大、將討死。並得三甲首百廿一。萬卒敗走。溺死紀川之者遮三流瀧。此戰戰者、少々挑合矢軍等、不克三真記錄、詳載高野攻軍記中、

惘所効驗

六月二日申寄衆悉敗散矣。是偏依惘所悉地之効驗也。隨聞野記云、六月二日辰一點、御社中瀧井、

之前後夜終法中に、不動尊所持の劍流血淋漓、而後證明一同撥消了、兩般之奇瑞一會皆歸、及三已尅、葛木峰より一片の黒雲立來れり、雲中に在二奇光、大叫云、信長已に滅亡すと、其大聲響二敵味方之陣中一焉、

信長父子自殺の報

同日申刻信長父子爲二繼任日向守一、自殺之事告來、一寄衆俄退散、野徒追討之、仍捨二小荷駄、忘二軍用物、不可二續記一焉。詳三子軍記、

八月廿一日。賞二僧徒地士等之軍功。各有レ品也。

〔高野春秋編年輯錄〕

【六一】伊賀の平定

伊賀攻略の而倒

伊賀は天武天皇の時に、伊勢四郡を分割して、國を建てたもので、固に山間の小國である。但だ四山廻合の土地柄丈に、攻略には、頗る面倒だ。是れ信長が、其の四周を我物とし、全く袋の鼠同様として、而して後手を著けた所以ぢや。

されば伊勢を領有したる信雄が、信長の節度を受けずして、恣に兵を伊賀に出し、失敗するや、信長は手緊しき折檻を、彼に加へた。

信雄手緊しき折檻を受く

今度伊賀掣、越度取候旨、誠天道もおそろしく、日月未レ墜ニ于地。其子細者、上方へ出勢候へば、其國之武士、或民百姓難儀候條、所詮國之内にて申事候へば、他國之陣依ニ相通、此儀尤と令ニ同心、ありあり敷云へば、若氣敷、實と思如レ此候哉。さて、無念至極候。此地へ出勢は、第一天下之爲、父への奉公、兄城介(信忠)大切、且は其方爲ニ彼是、現在未來之可レ爲レ働。剩始ニ三郎左衛門、討死之儀、言語道斷、曲事之次第候。實に於ニ其覺悟者、親子之舊離、不可ニ許容一候。猶夫者可レ申候也。

九月廿二日(天正七年)

信長

北畠中將殿

親子の縁を切ると迄叱責

信雄は荒木退治に、兵を攝州に出したりとて、我が贏得には、何にもならぬ。それよりも寧ろ手勢を以て、伊賀を切取らんと企て、大失敗をした。即ち信長は、

彼が腹の奥底迄も見透して、親子の縁を切ると迄も、叱責したのだ。此書は彼が、天正七年九月廿一日、伊丹に出馬の途次、山崎に雨中滯陣の際、信雄に與へたものである。

機愈々熟して伊賀の討伐

然るに天正九年八月、愈々其機熟し、伊賀の國侍、福地なる者、其の手引者となりて、討伐の人数を請求した。此に於て信長は九月三日、信雄に伊賀征伐を命じ、諸國を部署して、之に向はしめた。乃ち甲賀口、信樂口、加太口、大和口等より、亂入せしめた。而して同十一日には、一國殆んど平定した。信長は伊賀三郡を、信雄に與へ、他の一郡を、織田信兼に與へた。而して彼は、自から其の新附國の、視察に出掛けた。

信長と新附國の視察

十月九日(天正九年)伊賀國、爲ニ御見物、岐草中將信忠、織田七兵衛信澄、御同道にて、其日飯道寺へ信長公被レ成ニ御上、是より國中之體御覽じ御泊。十月十一日一宮に至りて、暫時御休息も無ニ御座、一宮之上に、國見山とて高山有、則御登山候て、先國中之様子御覽じ被レ計。

信長の威勢と依然たる故態

御座所、御殿、瀧川左近結構に立置。中將信忠御座所、其外諸勢無ニ殘所一拵置、珍物を調、御膳上申、御馳走不レ斜。三介信雄、堀久太郎、惟住(丹羽)五郎左衛門、是等も御殿、御座所、我不レ劣と綺羅を瑩き御普請、御膳進上之用意、生便敷次第也。路次すがらの御一献、各上可レ申と御崇敬、御果報いみじく、おぢ恐る、有様、筆にも詞にも難レ述様體也。〔信長公記〕

信長の威勢、四邊を拂ふの狀、想ふ可しだ。此れでは誰しも、増長せずしては居られまい。然も彼が一宮に至るや、休息もせず、直ちに高山に上りて、形勢を一覽したるが如き、如何に彼が、故態依然たる信長たるかを、見る可きであらう。彼は一刻も、無事では濟まぬ漢であつた。

十月十一日、雨降御逗留。十月十二日、三介信雄御陣所、筒井順慶、惟住(丹羽)五郎左衛門陣所、奥部、小波多と申所迄、御家老衆十人計被レ召列、御見舞。去而塞、御要害可レ仕

之在所、被_レ仰付。

十月十三日、伊賀國一宮より安土至而御歸城。

十月十七日、長光寺山御鷹つかはされ候。伊賀國中切納、諸卒悉歸陣

也。〔信長公記〕

伊賀全く
平定

此に至りて、伊賀は全く平定した。

第十一章 信長甲州より凱旋す

〔六一〕 信長の凱旋 (一)

信長富士
見物の爲
より東海
凱旋道

讀者請ふ、再び信長の武田征伐の終期に立ち返れ。扱も信長は、一切の論功行賞を爲し、此れより富士見物の爲め、愈よ東海道より凱旋するととなつた。此れは富士見物が名目であつた。けれども其實は、家康の新領土の駿河、及び遠江、參河等をも、旁た視察する爲めであつたらう。併し信長とも云はるゝ、天下の豪傑が、四十九歳迄、未だ天下の名山、富士山と接觸せなかつたのは、今日より思へば、意外であるが。交通不便にして、隣國は則ち敵國たる當時の情態に於ては、決して不思議でない。

信長の脚
東に及
ざりしは

従來信長の脚は、西に伸んで東に及ばなかつた。彼は參河の長篠には、戰爭に出掛け、吉良には、放鷹に出掛けたれども、それより東へは、一步も踏み出さ

なかつた。然るに今回は、飽く迄富士山を見て、而して懸て死した。富士見物は、冥土への土産と云うても差支ない。されど神ならぬ信長が、自から斯る事とは、夢にも想ひ及ばなかつたであらう。

近衛前久
の富士見
物希望

此迄信長に伴ひ來れる、近衛前久も、富士見物に同行せんと意を述べた。

近衛殿は、柏坂の麓にて、然も下に御座候。奏者にて、駿河通を參るべきかと仰せられ候へば、信長馬にて、近衛わこれなどは、木曾路をのぼりませと申さる。〔甲陽軍鑑〕

『改正三河後風土記』の編者は、之を引用して、信長の粗暴、さもあらんかと評した。何れにしても信長は、意氣揚々として、凱旋した。

家康は拔
目なき漢

外は沈毅、鈍重にして、内は極めて人情學の精微を極めたる、家康は、信長の満足を買ふ可く、殆ど其の全力を愛まなかつた。彼は一條繩にてゆかぬ漢である。彼は信長でも、秀吉でも、將た如何なる者を對手としても、決して其の調子を取り外すとのない、拔目なき漢である。

信長の威
勢關東東
北に震ふ

増長坊の
信長の手
練者の家
康

信長の威勢は、關東を動かし、東北に震うた。豫て織田、徳川と相結たる、北條氏政の如きも、今は安閑として、此を見物する譯には參らなかつた。如何に北條氏が、信長の機嫌を取ること、熱心であつたかは、三月廿六日には、米千俵を、諏訪迄送り届けて、進上した。四月二日には、武藏野にて、追鳥狩して、雉五百餘羽を進上した。又同三日には、馬十三疋、鷹三疋、進上したが、此れは信長の氣に入らぬとて、返却した。信長の氣隨、我儘も、尋常の事ではなかつた。此の増長坊を、甘く綾したる家康は、如何なる手練者であつたらう。然も彼は一生木強漢で了つた。家康は實に油斷のならぬ漢であつた。信長が彼を敬し、秀吉が彼を畏れたるも、其の部下の士馬、勁銳なるが爲めのみでない。家康一人が、既に大勢力であり、長城であるからだ。

信長は四月十日に、甲府を出發した。

四月十日、信長公、東國之儀被仰付、甲府を被成御立、爰に笛吹川とて、善光寺より流れ出る川有。橋を懸置、かち人渡し申、御馬共乗越させられ、

姥口に至而、御陣取。家康公御念被入、路次通鐵炮長竹木を皆道ひろくと作、左右にひしと無透間、警固を被置、石を退水をそぎ、御陣屋丈夫に御普請申付、二重三重に柵を付置、其上諸卒之木屋く千間に餘、御先御泊く御屋形之四方に作置、諸士之間叶(賄)朝夕之儀、下々悉被申付。信長公奇特と、被成御感候へき。(信長公記)

家康の苦心も、只た信長をして、奇特と感せしめんが爲めであつた。

家康に取
りては是
非なき次

四月十一日、拂曉に姥口より女坂、高山被成御上、谷合に御茶屋、御殿結構に構而、一献進上申さる。迦葉坂、是又高山にて、茂りたる事大形ならず。左右の太木を伏られ、道を作、石を退させ、山く嶺く無透間、御警固を被置、迦葉坂の時に、御茶屋美々敷立置、一献進上候也。其日は本巢に至て、被移御陣。本巢にも御座所結構に輝計に相構、二重、三重に柵を付させ、其上諸士之木屋く千間に餘り、御殿之四方に作置、上下之御賄被申付。御肝煎無是非一次第也。(信長公記)

家康に取りては、全く是非なき次第であつた。

【六三】 信長の凱旋 (二)

信長と仰
山極の仰
富士山見
物

信長の富士山見物は、寔に仰山至極であつた。吾人は家康が、戦争よりも、寧ろ此の珍客の接待に就て、身體が瘠せる程、心配したとであらうと、推察する。四月十二日、本巢を未明に出させられ、寒じたる事、冬之最中之如く也。富士の根がた、上野ヶ原、井手野にて、御小姓衆、何れもみだりに御馬を責させられ、御くるひなされ、富士山御覽候處、高山に雪積而白雲之如く也。誠希有之名山也。同根がたの人穴、御見物。爰に御茶屋立置、一献進上申さる。大宮之社人、祖僧罷出、道の掃除申付、御禮被申上。頼朝狩倉の屋形立られし上井手之丸山有、西之山に白糸之瀧名所有、此表くはしく被

成ニ御尋、浮島ヶ原に而御馬暫めさせられ、大宮に至て、被レ移ニ御座一候き。

〔信長公記〕

富士に對する讃辭

何人も富士に接觸して、驚嘆せぬものはない。上方侍共も、定めて感心したであらう。牛一の『誠希有之名山也』の一句は、月並的の讃辭なれども、彼として、此れ以上の言葉もなかつたであらう。因に云ふ、彼の道中記事の、此の如く精詳なるを見れば、彼も此の一行中に、筆を載せて随うたのであらう。今度北條氏政爲ニ御手合、出勢候て高國寺、かちやうめん、北條馬を立、後走之人數を出し、中道通、駿河路を相働、身方地大宮諸伽藍を初とし而、本巢迄悉放火候。〔信長公記〕

北條氏に平白の理由

信長が北條氏政に向て、平らかでなかつた理由も、此に至りて明白である。北條は差したる與國の働さも爲さず、後れ走せに人數を出し、申譯けばかりに、既に吾軍の有たる地方に放火した。されば武田氏滅亡後に於て、倉皇として、信長の機嫌を取らんとするも、既に晩しと云はねばならぬ。

家康大宮に信長を出迎ふ

大宮は要害可然に付て、社内に御座所、一夜之爲ニ御陣宿ニ鑊ニ金銀ニそれの御普請、美々敷被ニ仰付、四方に諸陣の木屋、懸置、御馳走不斜、爰に而、一御脇差作吉光、一御長刀作一文字、一御馬黒駈、以上家康卿へ被進。何れも御秘藏之御道具也。〔信長公記〕

大宮を立道光景の

家康は、大宮迄信長を出迎した。此に於て信長は、其の身邊に携へたる最愛の劍と、馬とを、家康に貽つた。此れは信長が、家康の接待の、行き届きたるに満足したるの、徴象と云はねばならぬ。

の浦濱、三保ヶ崎、何れも三保の松原や、羽衣の松久堅の、四海納り長閑にて、名所く御心を付られ。江尻の南、山の打越、久能の城、被成御尋、其日は江尻之城に御泊。〔信長公記〕

太田牛一
と風雅心
の挑發

元來質實なる太田牛一、此處に到りて、頗る文字を弄した。彼も好景にあこがれて、端なく風雅心を、挑發したのであらう。

今川武田
の舊領地
を通過

四月十四日、江尻を夜の間立せられ、駿河府中町口に、御茶屋立置、一献進上申さる。爰に而今川之古跡、千本之櫻くはしく尋聞食、あべ川を越せられ、彼川下、左之山手に、武田四郎勝頼、此地被拘候取出持舟と云城有。又山中路次通、鞠子の川端に、山城を拵、ふせぎの城有。名にしあふ宇治の山邊の坂口に、御屋形を立て、一献進上候也。宇津ノ屋の坂を、のぼりにこさせられ、田中漸程近く、藤枝の宿入口に、誠卒度したる偽の橋とて、名所有。街道より左、田中之城より東山之尾崎濱手へ付て、花澤之古城有。是者昔小原肥前守楯籠候し時、武田信玄此城へ取懸攻損じ、人餘

信長と人
生の得意

多討せ、失三勝利一所之城也。同山崎にとら目の虚空藏まします、能く尋かされ候て、其日は田中の城に御泊。〔信長公記〕
信長は現今東海汽車の線路に傍うて、旅行したのだ。彼や今川、武田の舊領地を、古を尋ね、今を訪ひ、悠々として凱旋す。人生の得意、寧ろ此に若く者あらんやだ。

大井川
馬上に
を渡る

信長は趣味深き行程を辿つた。

四月十五日、田中未明に出させられ、藤枝の宿より瀬戸の川端に、御茶屋立置、一献進上申さる。瀬戸川越させられ、瀬戸の染飯とて、皆(街)道に人之知所有。島田之町、是又音に聞ゆる鍛冶之在所也。大井川乗こさせられ、

【六四】 信長の凱旋 (三)

川の面に人餘多立、渡りかち人聊爾無様に渡し、申候々也。眞木の、城(牧野城)右に見て、諏訪の原を下、菊川を御通有て、のほれば小夜の中山也。御茶屋結構に構て、一献進上候々也。是より日阪こさせられ、懸川御泊。

〔信長公記〕

家康用意の周到

懸川より天龍川

天龍川に

彼は大井川を馬上にて越したる也。徒涉の人に、危険なき様、川中に入垣を作りて、渡したる也。家康の注意の行き届きたる、知る可し。四月十六日、懸川拂曉に立せられ、見附之國府之上鎌田ヶ原、みかの坂に、御屋形立置、一献進上候也。爰よりまむし塚、高天神、小山、手に取計御覽じ、送池田の宿より天龍川へ著せられ、爰舟橋懸被置、奉行人、小栗二右衛門、淺井六介、大橋、以上兩三人被申付一候。抑此天龍者、甲州信州大河集而流出たる大河、瀧下、瀧鳴而、川之面寒渺々として、誠輒舟橋懸るべき所に非ず。上古よりの初也。國中之人數を以て、大綱數百筋引はへて、舟數を寄させられ、御馬を爲可

舟橋の造作

信長公之御感悅不及申

被渡なれば、生便敷丈夫に、殊に結構に懸られたり。川之面前後に、堅番を居置、奉行人粉骨無二申計、此橋計之造作成共、幾何之事候。國々遠國迄、道を作らせ、江川には舟橋を被仰付、路邊に御警固を被申付、御泊之御屋形、立被置。又路道之辻に無透間、御茶屋、御厩、夫々生便敷結構に被相構、御膳御進上御用意。京都境(堺)へ人を上せられ、諸國に而珍奇を調、御崇敬不斜。其外諸卒之御間叶(賄)是又送二數日、被仰付、千五百間宛之小屋、御先にて被立置計、家康卿萬方の御心賦、一方ならぬ御苦勞無二盡期一次第也。併何れの道にても、諸人感じ奉る事、御名譽不申足、信長公之御感悅不及申。大天龍舟橋被成御通、小天龍乗こさせられ、濱松に至而御泊。爰に而御小姓衆、御馬廻、悉御暇被下、思ひ々本坂越、今切越に而、御先へ歸陣也。御弓衆、御鐵炮衆計相殘御伴也。去年西尾小左衛門被仰付、黄金五十枚

にて、御兵糧八千餘俵、被ニ調置候。是はか様之時節、御用に可レ被レ立爲候。併此上者不入之旨、御説候て、家康卿御家臣衆へ御支配候て被下、各忝之趣御禮にて候也。〔信長公記〕

信長の大家
満足の大成
功

濱松は家康の居城なれば、此處にては、特別鄭重の馳走をした。流石の信長も、家康の馳走振りには、意外より意外に移つた。其の鄭重を悦ぶ理由は、家康が斯程迄も、信長に感謝し、信長を崇拜し、信長に信賴し、信長を大切にしたり、信長を満足せしむる爲であつて。家康の此の目的は、豫期以上の成功であつた。信長が糧米八千餘俵を、家康の家臣に分配したのも、満足の意の、表現の一である。

濱松を今
立して今
切の渡

四月十七日、濱松拂曉に出させられ、今切之渡り御座船飾、御舟之内に而一献進上申さる。其外御伴衆舟數餘多寄せ、前後に舟奉行被ニ付置、無二由斷こさせらる。御舟御上りなされ、七八町御出候て、右手に濱名の橋とて、卒度したる所なれ共、名にしおふ名所也。家康卿御家來、渡邊彌一郎

吉田より
熱路

信長は曾て(天正二年六月)高天神城後詰の爲め、今切の渡を渡らんとして、開城の報に接し、引き返した事があつた。吉田からは熱路である。

と申仁、ござかしく濱名の橋、今切之由來、舟かた之子細、條々申上に付て、神妙に思食れて、黄金被下、手前之才覺面目也。鹽見坂に御茶屋、御厩立置、夫々の御普請候て、一献進上候也。及レ晩雨降、吉田に御泊。

〔信長公記〕

四月十八日、吉田川乗こさせられ、五位(御油)に而御茶屋美々敷被ニ立置、西入口に結構に橋を懸させ、御風呂新敷被立、珍物を調、一献進上、大形ならぬ御馳走也。本坂長澤、皆(街)道山中にて、惣別石高也。今度金棒を持而、岩をつき碎かせ、石を取退、平らに被ニ申付。爰に山中之寶藏寺御茶屋、西に結構に構而、寺僧、喝食、老若罷出御禮申さる。正田之町より大比良川こさせられ、岡崎城之腰、ひつ田川、矢矧川には、是又造作にて、橋を懸させ、かち人渡し被申、御馬共は乗こさせられ、矢矧の宿を打過て、池鯉